

第7回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月6日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町長の説明	10
○諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第109号の上程、説明、質疑、委員会付託	19
○議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第117号及び議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決	43

○議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第122号及び議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第124号～議案第134号の上程、説明、質疑、委員会付託	48
○発議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○請願・陳情について	61
○散会の宣告	61

第 2 号 (3月7日)

○議事日程	63
○本日の会議に付した事件	63
○出席議員	63
○欠席議員	63
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	63
○事務局職員出席者	63
○開議の宣告	64
○一般質問	64
吉田孝司君	64
長田守弘君	100
菊地洋君	125
古川文雄君	136
○休会について	147
○散会の宣告	147

第 3 号 (3月17日)

○議事日程	149
○本日の会議に付した事件	149
○出席議員	149
○欠席議員	149
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	149
○事務局職員出席者	150
○開議の宣告	151
○総務文教常任委員長報告（議案第109号）及び報告に対する質疑、討論、採決	151
○予算審査特別委員長報告（平成29年度鏡石町各会計予算審査について）及び報	

告に対する質疑、討論、採決	1 5 2
○産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 5 9
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 6 0
○日程の追加	1 6 1
○決議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 1
○日程の追加	1 6 9
○意見書案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 9
○閉議の宣告	1 7 0
○町長挨拶	1 7 0
○閉会の宣告	1 7 1
○署名議員	1 7 3

鏡石町告示第9号

第7回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年3月1日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成29年3月6日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

平成29年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成29年3月6日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第109号 鏡石町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第110号 鏡石町コミュニティー・センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第111号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第112号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第113号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第114号 鏡石町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第115号 財産の処分について
- 日程第13 議案第116号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議案第117号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第118号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第119号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第120号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第121号 平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第122号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

- 日程第20 議案第123号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第124号 平成29年度鏡石町一般会計予算
- 日程第22 議案第125号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第126号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第127号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第128号 平成29年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第26 議案第129号 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第27 議案第130号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第28 議案第131号 平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
- 日程第29 議案第132号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第133号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第31 議案第134号 平成29年度鏡石町上水道事業会計予算
- 日程第32 発議第 17号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案について
- て
- 日程第33 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君

参事兼
 稅務町民課長
 健康環境課長
 参事兼
 上下水道課長
 教育課長
 農業委員
 農務局長
 農業委員
 農務局長
 選舉管
 理委員

木 賊 正 男 君
 長谷川 静 男 君
 高 原 芳 昭 君
 関 根 邦 夫 君
 車 田 光 男 君
 菊 地 榮 助 君
 大河原 八 郎 君

福祉こども長
 課 業 課 長
 参事兼
 都市建設課長
 兼
 會計管理室長
 兼
 原対策室長
 教育委員
 監 査 委 員

小 貫 秀 明 君
 小 貫 正 信 君
 圓 谷 信 行 君
 角 田 信 洋 君
 菊 地 勝 弘 君
 塩 田 重 男 君
 根 本 次 男 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

吉 田 賢 司

副 主 査

藤 島 礼 子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第7回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。
4番、古川文雄君。

〔議会運営委員長 古川文雄君 登壇〕

- 4番（議会運営委員長 古川文雄君） おはようございます。
第7回鏡石町議会定例会会期予定をご報告いたします。
平成29年3月6日月曜招集、日時、日、曜、会議内容の順でご報告いたします。
〔以下、「会期予定表」により報告する。〕
-

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。
第7回鏡石町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日、ここに第7回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、今月もきょうで1週間となりまして、日一日と春らしくなってきました。今週土曜日の3月11日で、東日本大震災から丸6年を迎えます。新年度は復興から進化へ、進化する鏡石を実現する年のスタートとして、また町制施行55周年の年に当たることから、記念事業や式典の運営に万全を期してまいりたいと考えております。

今定例会につきましては、諮問1件、新条例制定1件、条例の一部改正5件、財産の処分等1件、平成28年度各会計補正予算8件、平成29年度各会計予算11件、合わせまして27件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、6番、長田守弘君、7番、畑幸一君、8番、井土川好高君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

報告の前に、ちょっとミスプリントがございまして、大変申しわけないんですが、訂正をいただきたいと思っております。

つづりの2ページ目の2番、実施年月日、平成28年11月26日月曜日となっておりますけ

れども、11月がこれ12月の間違いでございます。申しわけありませんが、訂正願います。今後十分気をつけます。

それでは、3カ月分をまとめて報告させていただきます。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成28年11月分、平成28年12月分、平成29年1月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、平成28年11月分につきましては、平成28年12月26日月曜日午前9時55分から正午まで。平成28年12月分につきましては、平成29年1月25日水曜日午前9時52分から午前11時50分まで。平成29年1月分につきましては、平成29年2月24日金曜日午前9時52分から午前11時47分まで。

以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、次の4名の方々の出席をいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課参事兼課長ほか2名。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書等の照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成28年11月分、平成28年12月分、平成29年1月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、9番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○9番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

議事日程第1号、平成29年2月15日（水曜日）午後3時30分開議。

第1、会期の決定、本日1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名、4番、平田村選出の佐藤議員、5番、須賀川市選出の大寺議員であります。

第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第2号 須賀川地方広域消防組合情報公開条例。

第5、議案第3号 須賀川地方広域消防組合個人情報保護条例について。

第6、議案第4号 須賀川地方広域消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第7、議案第5号 平成28年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）。

第8、議案第6号 平成29年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算。

なお、6議案全て可決、承認されております。

なお、詳しくは配付されております冊子にお目通しをいただきたいと思っております。

以上、組合議会の報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、4番、古川文雄君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君 登壇〕

○4番（須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君） 須賀川地方保健環境組合議会の報告をいたします。

議事日程第1号、平成29年2月17日（金曜日）午前10時30分開議。

第1、会期の決定、1日限りでありました。

第2、会議録署名議員の指名、1番、溝井議員、2番、大河内議員、3番、古川、私でありました。

第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第2号 平成28年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第2号）。

第5、議案第3号 平成29年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算。

以上、議案3件は原案のとおり承認、可決されました。

なお、詳細につきましては、お手元の配付資料のとおりでありますので、以上、ご報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会報告をさせていただきます。

平成28年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、平成28年12月27日（火曜日）午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、議長の選挙、須賀川市議会が改選になったもので、関根保良氏が須賀川市議会から議長に選出をされました。

第2、議席の指定、須賀川市議会が改選によりまして、議席の指定が新たにされました。

第3、会期の決定、1日限りでございました。

第4、会議録署名議員の指名、1番、2番、3番議員が指名をされました。

第5、議案第10号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

第6、議案第11号 平成28年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）。

以上、2議案、全て可決承認をされました。

なお、今まで産科病棟が工事になっておりましたが、3月12日に内覧会をするようになっておりますので、ご案内をしておきます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日、ここに第7回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今週土曜日11日は、東日本大震災から7回目の年となります。町では、第5次総合計画の基本理念に基づき、震災からの復旧事業に全力で取り組んでまいりました。現在、第5次総合計画の今後5年間の後期基本計画を見直しておりますが、震災復興から進化へと軸足を移し、町づくりの計画について修正を加えているところであります。また、震災から丸6年が経過しようとしている中で、被災者の中にはいまだにもとの生活に戻れていない方や、原子力災害の風評被害も払拭されていないことから、町としましても、今後残されている原子力災害関連対策、そして被災者支援事業など鏡石町の復興と進化へ向け、全力で取り組む考えであります。

新年を間近に迎える昨年12月22日、新潟県糸魚川市において、日本国内の過去20年間で最大の大火が発生しました。昼前に発生した火災は、折からの強風による飛び火で分散したことに加え、応援による多数の消防車の放水で消火用水が不足するなど消火に手間取り、火元から海岸に向かって147棟の住宅を含む約4万平方メートルが焼損しました。この火災の原因は、コンロの消し忘れという不注意によるものであり、大火の歴史があった我が町においても、特に風の強い日には注意が必要であり、改めて町民の皆様の防火意識への高揚を図ってまいりたいと思います。

1月8日に行われた成人式は、華やかな中にも厳粛に式がとり行われ、160名がめでたく成人を迎えられました。身近な成人式をより感じていただくため、新成人者に進行を務めていただきましたが、新成人の式典への参加態度は、例年と比較すると残念なところも目につきました。新成人の皆様には、自分の可能性を信じ、目的に向かって大いに邁進されますよう期待をしております。

第193回通常国会が1月20日に召集されました。今国会では、天皇陛下の生前退位に関する議案や、働き方改革法案、継続審議となっている労働基準法改正案、さらには一票の格差を是正する衆議院選挙区の区割りを確定する公職選挙法改正案の成立も盛り込まれています。そして、災害対策を盛り込んだ平成28年度第3次補正予算、平成29年度予算の年度内成立に向けて審議がされています。

安倍首相は、施政方針演説で「戦後70年余り。戦後の、その先の時代を切り開くため、新しいスタートを切るとき」と述べ、未来を開くための新しい国づくりを強く訴えています。具体的には、経済の好循環をさらに前へ進めるために引き続き成長戦略に取り組む方針を強調し、一億総活躍社会に当たっては働き方改革を最大のチャレンジとする考えを示しました。また、引き続き地球儀を俯瞰する外交を展開するほか、奨学金制度を拡充することを初めとする教育再生を進めるなど各政策分野の取り組みを示しております。

政府における平成29年度の経済財政運営については、引き続き経済再生なくして財政健全化なしを基本として、名目GDP600兆円経済の実現と平成32年度の財政健全化目標の双方の実施を目指すこととされ、経済対策の円滑かつ着実な実施により、内需を下支えするとともに、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につなげていくとしています。政府の見通しでは、雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復に向かうことが期待されると見込んでおりますが、先行きのリスクとして海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響などに留意する必要があると見られています。トランプ・リスクと言われているように、世界の経済大国である大統領の一言が、これまで培ってきた世界の経済ルールに影響を及ぼすことが懸念されていることも、今後の先行きには視界良好とは言えない状況となっています。

昨年11月のアメリカ大統領選挙を制したドナルド・トランプ氏が首都ワシントンの連邦議会事堂で第45代大統領に就任しました。「アメリカを再び偉大にする」とのスローガンのもと、選挙中に公約していた政策に関する大統領令を次々と発令しており、TPPからの離脱やメキシコ国境への壁建設、中東、北アフリカ7カ国出身者の入国停止など、公約どおりちゅうちよなく実施していることに驚きと不安が全世界に広がっています。安倍首相は、大統領就任後、初の訪問で日米の経済、外交にかかわる日米同盟の強化で一致していることを強調されました。会談の中では、果たしてどのような内容が話されたか、今後両国の継続し

た良好な関係が築かれることを願うものであります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、原発事故対策して一般住宅等及び道路側溝の除染事業については、全てにおいて今月末で完了の見込みであり、放射性物質汚染対処特措法による除染事業は完了となります。現在、国による中間貯蔵施設への汚染土壌輸送が行われており、早期に全量運搬が完了となるよう、国・県などと調整を図ってまいります。また、農村地域復興基盤総合整備事業として実施していた梨池、七曲池のため池除染についても1月末に完了いたしました。

鏡石中学校の安全・安心な教育環境を整備するため、昨年6月に発注しました鏡石中学校大規模改修工事、2期工事については、順調に工事が進み、12月26日に竣工しました。仮教室で過ごしていた1、2年生は、3学期からリニューアルされた明るい教室で授業を受けております。

進化する鏡石実行プロジェクトの駅に降りてみたくなる事業として、魅力ある観光資源に成長した田んぼアート事業につきましては、観覧者数が2万2,436人となり、約82%が町外からの来場となる結果となりました。また、県外からの来場者は、前年比1.4倍の2,552人となりました。

地方創生加速化交付金事業として、初めて企画されたLED田んぼアートイルミネーション事業、きらきらアート事業も2カ月間で2,412人の観覧者数を集め、冬期間の交流人口拡大に努めました。12月には、実行委員会が開催され、来年度のデザインは一寸法師をメインテーマとすることを決定しました。町制施行55周年記念事業として、さらに誘客を進めるため、積極的にPRしてまいります。

県営復興再生基盤整備事業、鏡石成田地区につきましては、換地清算事務がほぼ終了したことから、2月25日に竣工記念式典がとり行われ、多くの関係者が完成を祝いました。改めて、長い期間にわたり本事業に尽力された会田委員長さんを初め、多くの関係者の皆さんに感謝と敬意を表したいと思います。

次に、第5次総合計画に基づく5つの行政分野別目標の事業について申し上げます。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、昨年1月から運用が開始された社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、これまでに1,102名の方がマイナンバーカードの交付申請を済ませておりますが、全国的にもマイナンバーカードの申請率は低く、2月1日現在の本町の申請率は8.56%と、まだ1割に満たない状況にあります。

このマイナンバーカードは、現在行われております確定申告や各種行政手続の際に本人確認の有効な手段として役立つばかりでなく、今後、多くの場面で利活用する計画がありますので、早い機会に申請されるようPRに努めてまいります。

次に、町税の収納状況につきましては、一般会計における本年1月末現在の収納率は、現年度分で82.64%と、前年同期に比べ1.40%の増、滞納繰越分では前年同期比0.93%増となりましたが、滞納額全体では3億4,000万円を超えており、依然として厳しい状況に変わりはなく、今年度設置した収納グループを中心に滞納整理に取り組んでまいりたいと考えております。

また、収納率向上対策して本格運用に取り組んでおりますコンビニ収納業務について、1月末までの実績では、件数で7,117件、納税額で9,984万6,000円と、全税額の約5.2%となっています。全国のコンビニ、そして24時間対応という便利さから、その効果があらわれているものと分析しており、今後の収納率向上に大きな期待をしているところであり、税の公平性と公正性の確保のため、今後さらなる収納強化対策を講じてまいります。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、学校支援地域本部事業、通称学校応援団につきましては、2月末の時点で延べ615名のボランティアにより、支援件数46件、延べ86回にわたり、幼稚園、小・中学校の活動支援を行ってまいりました。

コーディネーターによるきめ細かなサポートにより、地域の人々が個々の特性が生かした教育活動によって、地域の教育力、地域コミュニティの再生が図られているものと考えているところであり、ボランティアとして参加いただいている皆様に感謝申し上げるとともに、地域ぐるみで子供たちを育てるという意識をさらに高めてまいりたいと思います。

生涯学習文化協会と公民館の共催事業として開催していますいきいき学級やジョイフルライフ講座、おとなの講座、通称男性専科を初め、公民館事業として開催したアドベンチャークラブなどの事業も予定どおり全事業を終え、2月までに閉講式を行ったところであります。

町民保健と健康づくりの支援につきましては、特定保健指導の一環として、減量効果を高めるメタボ改善！チャレンジ『運動教室』を1月から開設いたしました。内容としては、一般コースがストレッチや筋トレなどの室内運動、町民プールすいすいを利用した水中歩行運動として水中ウォーキングコースを3月末までに17回の実施を予定しています。

また、安心して子供を産み育てる地域事業と位置づけられた公立岩瀬病院産科婦人科病棟建設事業については、建築工事がほぼ完了し、4月の開業へ向け、医療機器や情報システム機器など各種設備の準備が進められています。この病棟は、産科、婦人科病床に加え、より高度な設備と技術による新生児集中管理室等の病床を備えることから、妊婦さんが安心して子供を産み育てていける環境の確保が図れるものと考えております。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方を対象とした経済対策臨時福祉給付金支給事業については、3月1日から申請受け付けを開始いたしました。

高齢者福祉の充実として、在宅高齢者福祉事業では、今年度、福島県地域包括ケアシステム構築推進事業補助金を活用した認知症初期集中支援推進事業について、介護認定審査会を共同設置している天栄村と共同して取り組んでおります。

また、高齢者等を対象として食生活改善事業、ハッピーイートプログラム事業については、1月末までの訪問実績は88名となっており、事業開始からの延べ人数は161名を数えております。これらからの食生活を見直していこうという栄養教室は、健康食の講話や調理実習をこれまでに計5回開催し、延べ77名が参加して行われました。今後も健康寿命を延ばすため、訪問活動や栄養教室を通して、食生活の見直し、栄養改善の支援を図ってまいります。

児童福祉の充実として、子ども・子育て支援事業計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営、認定こども園運営支援、町立幼稚園の管理運営及び私立幼稚園運営支援など総合的な子育て支援策の推進に努めております。特に、新年度から町立保育所の運営を町社会福祉協議会へ委託することとしており、スムーズに移行できるよう現在準備を進めております。

また、第一小学校の放課後児童クラブ利用者の増加により、現在のふれあい交流館での安全な受け入れが困難な状態となることから、新たに学校体育館2階のミーティングルームを活用して、4年生から6年生までの児童を対象として実施することとしております。

医療保険制度の適正な運用として取り組んでいる国民健康保険事業につきましては、平成30年4月からの広域化に向けて、県内自治体の給付金算定に向けた標準保険料率について、現行の各市町村の保険料率及び保険給付の実態等を調査し、ワーキンググループにおいて検討中でありますので、素案が固まり次第、順次お知らせしたいと思います。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」として、平成29年度の稲作経営所得安定対策事業では、平成29年産米の生産目標数量については、県内一律の配分とされ、28年対比で25.5トンの減、面積換算で4.2ヘクタール削減され、配分率は昨年より0.3%少ない59.8%の配分となりました。これを受けて、各農家に生産目標数量の配分と制度の説明会を去る2月13日から4日間、町内8カ所で開催し、生産調整に伴う制度活用について説明を行ったところであります。なお、平成30年産から、国による生産目標数量の配分はなくなることとなりますが、米の需要が年々減少している状況でありますので、引き続き国の制度を利用した水田フル活用の経営が継続されるよう情報の提供と支援に努めてまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、今年度から新たに豊郷地区の活動が始まり、8団体での地域活動が順調に実施されています。新年度の実施に向けましても、事業計画などの協議を進め、効果的に事業が執行されるよう進めてまいります。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」

の鏡石駅東第1土地区画整理事業については、第1工区内の道路築造工事及び造成工事を推進中ではありますが、国の第2次補正に係る道路築造工事及び地権者の合意形成に時間を要した造成工事については、上水道、下水道の事業とあわせて繰越明許費をお願いしながら事業を進めてまいります。なお、区域内の一部において道路築造工事が終了した1.7ヘクタールについては、2月1日に地権者の皆様へ使用収益を開始したところであり、今後29年度内に全ての土地を地権者の皆様にお返ししてまいります。

次に、水資源の確保と供給事業としての上水道第5次拡張事業については、給水の安定供給を図るため、水道施設整備や既存施設更新等を年次計画に基づき事業を推進しております。水道は24時間365日、いつでも蛇口から水が出る住民生活に欠かせないライフラインであります。また、コスト意識を持ち、今後も水道工事費縮減や経費節減に努める一方、財源である水道使用料の収納の確保に努めてまいります。

今年度は、池ノ原地区内の導・配水本管布設整備や鏡石浄水場整地工事など竣工に向け、鋭意整備を行っております。また、成田浄水場の機械電気設備等の更新工事については、機械電気機器等が受注生産となるため、当初予定していた機器等の製造日数に変更が生ずることから、年度内完了が図れない状況であり、鏡石浄水場建設工事のための実施設計業務及び監理業務につきましても繰り越しをお願いするものであります。

次に、平成29年度の予算の概要について申し上げます。

平成29年度の予算編成に当たりましては、国における歳出の抜本的な見直しと歩調を合わせ、財政健全化を進めていかなければならないことから、本町を取り巻く極めて厳しい財政現状を踏まえ、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう一層の創意工夫を凝らし、人口減少対策や地域活性化などを進めるため国の地方創生への対応や制度改正の動向に注視をしながら、町政運営の基本方針を示す第5次総合計画における施策評価を行うとともに、町の将来像である「かわる かがやく“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向け、5つの柱を基軸に各種事業への重点的かつ効果的な配分に努めたところであります。また、本年は町制施行55周年の記念の年となることから、記念式典を初め、全国あやめサミットなどの記念事業を計画しております。

なお、一般会計、特別会計、企業会計を合算した総額につきましては103億1,740万円で、前年度比3.1%増となりました。

平成29年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計59億5,500万円、国民健康保険特別会計16億5,030万円、後期高齢者医療特別会計9,571万4,000円、介護保険特別会計8億8,200万円、土地取得事業特別会計3,004万2,000円、工業団地事業特別会計1億510万円、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計1億9,200万円、育英資金貸付費特別会計811万8,000円、公共下水道事業特別会計4億9,980万円、農業集落排水事業特別会計7,500万円、

上水道事業会計 8 億2,432万8,000円。

次に、一般会計の歳入歳出予算の概要について申し上げます。

歳入面として、全体の約26%を占める町税については、震災前まで回復してきていますが、地方の景気回復については足踏み状態であり、依然として厳しい経済状況であります。個人町民税は2.1%増の4億5,024万円、法人町民税は16.2%増の1億712万円、固定資産税にあつては3.2%増の8億6,948万円と、町税全般で前年度比3.6%増の15億4,418万円を計上したところであります。

地方交付税は、臨時財政対策債を含め、前年度比25.3%増の19億4,788万円を計上しており、道路等側溝堆積物撤去事業に係る震災特別交付税の増加が主な要因となっております。基金からの繰入金については、財政調整基金から2億1,398万円のほか、文教施設維持整備基金、牧場の朝スポーツ文化振興基金、東日本大震災復興交付金基金などから、全体で3億2,627万円を計上しております。

町債については、臨時財政対策債を除き、前年度比22.0%増の1億5,500万円を計上したところであります。

一方、歳出面においては、引き続き徹底した事務事業の見直しと経常経費の圧縮を図りながら、町政運営の基本方針を示す第5次総合計画のもと、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めた予算編成としたところであります。

主要事業につきましては、被災者支援事業、原子力災害対策関連事業、進化する鏡石実行プロジェクト、町制施行55周年記念事業とした4分野と、第5次総合計画における行政分野別施策として5分野の事業に取り組むこととしております。

被災者支援事業としては、災害援護資金貸付事業500万円。原子力災害対策関連事業としては、道路等側溝堆積物撤去、処理支援事業3億5,463万3,000円、原子力災害対策補完事業9,727万円、ふくしま森林再生事業8,000万円、食品モニタリング事業657万2,000円。進化する鏡石実行プロジェクトとしては、駅に降りてみたくなる事業1,100万円、通りを歩いてみたくなる事業228万4,000円、住んでみたくなる事業138万円。町制施行55周年記念事業447万8,000円、全国あやめサミット開催105万1,000円、オリジナルナンバープレート作成50万円、田んぼアート事業1,045万円などに取り組むこととしております。

次に、第5次総合計画における行政分野別施策としては、町民参加と行財政運営分野別では、あやめの里づくり105万1,000円、新地方公会計制度整備事業709万1,000円、公共施設等維持管理事業1,528万5,000円、町税等収納率向上対策事業259万6,000円。教育・スポーツ健康づくり・文化振興分野では、指導主事設置事業1,029万6,000円、中学校校庭整備事業7,900万円、語学指導等外国青年招致事業及び児童国際化推進事業944万1,000円、体育協会、かがみいしスポーツクラブ支援1,040万円、健康増進事業予防接種事業6,895万4,000円、

地域医療充実、推進事業2,528万7,000円。福祉・安全安心・コミュニティ形成分野では、地域包括ケアシステム構築推進事業478万4,000円、ハッピーイートプログラム事業485万8,000円、認定こども園整備事業1億4,672万7,000円、保育所運営事業7,586万9,000円、児童ふれあい交流館事業2,850万3,000円、障害者福祉関連事業2億5,853万9,000円。産業振興分野では、農地再生プロジェクト事業20万5,000円、6次化推進、販路拡大プロジェクト事業488万円、農業人生応援プロジェクト事業187万円、基盤整備調査事業（高久田地区）1,647万円、鏡石まちの駅「かんかん館」設置事業（平成28年度の繰越事業として）1億4,975万8,000円。都市整備・都市開発分野では、鏡石駅東第1土地区画整理事業1億5,479万円、社会資本整備総合交付金事業7,271万3,000円、第5次上水道拡張事業4億4,305万8,000円、公園施設長寿命化対策支援事業1億4,400万円などに取り組む予定であります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、現委員の任期満了に伴う再任について意見を求めるもの、議案第109号 鏡石町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の制定については、県の教員を町の指導主事として割愛採用するに当たり、給与規定を定める条例を制定するものであり、議案第110号 鏡石町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、まちの駅かんかん館の開設準備に当たり、2階会議室の使用料規定を改正するものであります。

議案第111号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第112号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指した育児・介護休業法の改正に伴い、関係規定を改正するもの、議案第113号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定については、上位法の改正に合わせ、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長等に伴い、一部を改正するもの、議案第114号 鏡石町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定については、利用児童の増加に伴い、児童ふれあい交流館のほかに第一小学校の一部を活用して預かるために条例の一部を改正するものであり、議案第115号 財産の処分については、国道4号線拡幅工事に伴い、南部第一工業団地敷地の一部売却について議決を求めるものであります。

議案第116号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきましては、国の平成28年度補正予算関係及び年度末の事業費確定に伴う整理予算であります。主な歳入は、法人町民税3,500万円、震災復興特別交付税1,788万円、地方創生拠点整備交付金7,200万円の増額、固定資産税免除申請に伴う1,586万9,000円の減額、県営成田ほ場整備事業促進費9,371万5,000円の減額。主な歳出は、駅東口整備実施設計業務委託費930万円の減額、庁舎新築事業基金積立金に2,000万円の増額、除染対策事業実績に伴う4,000万円の減額、鏡石まちの駅「かんかん館」施設改修等に1億4,975万8,000円の増など、総額1,075万7,000円

の増額補正予算であります。

今年度繰越明許費につきましては、国の平成28年度補正予算であります農業基盤整備促進事業として1億5,010万円、鏡石まちの駅「かんかん館」設置事業として1億4,975万8,000円を初め、臨時福祉給付金支給事業、ふくしま森林再生事業など6事業で、総額3億6,207万4,000円を設定するものであります。

議案第117号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第119号 鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）までの3会計については、年度末の事業確定に伴う補正予算であり、議案第120号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、年度末の補助事業費確定に伴う補正予算及び繰越明許費を設定するもの、議案第121号 鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）については、貸付金の確定に伴う補正予算、議案第122号 鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、繰越明許費を設定するもの、議案第123号 鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、年度末の事業費確定に伴う補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員は4名の委員で構成され、任期は3年となっております。

このたび、現委員であります今泉和樹氏が本年6月末日をもちまして任期満了となります。再任として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

今泉氏は平成26年7月から1期3年間、委員としてお務めいただいております。人格にすぐれ、地域住民の信頼は厚く、引き続き人権擁護委員として推薦したいので、議会の皆様のご意見を賜りたくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案については、適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては推薦にすることに決しました。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第109号 鏡石町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第109号 鏡石町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

このたびの条例制定につきましては、平成29年4月から教育委員会事務局の指導主事として配置を予定しております県職員の給与に関する条例を整備するものであります。

内容については、次のページをお願いいたします。

鏡石町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例でございます。

第1条、条例の趣旨としましては、教育委員会事務局の指導主事の給与に関して条例を整備するものであります。

第2条として、本条例を適用させる指導主事につきましては、県教育庁職員、県立学校の教育職員、県市町村立学校の教育職員から引き続き任用された者とするものであります。

第3条は、給与規定であります。

第1項としまして、県職員でありますので、それぞれ現在所属している県の給与条例の規定を準用するものであり、第2項としまして、支給方法や手当等につきましては、町の給与条例規定を準用するものであります。

第4条といたしまして、本条例の施行に関して必要な事項は、別に定める委任条項であります。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上程されました議案第109号について質疑させていただきたいと存じます。

先ほど総務課長の説明によりますと、4月1日から採用予定ということでお話を承りましたが、実際にこれから県の教職員関係の人事が発表といたしますか、内定、発表という形になるかと思いますが、実際にその辺でどういう方がおいでになるとかということがあらかじめ既に決まっているのかどうか、条例が成立することが前提として決まっているのかどうかお聞きしたいのと、県の教職員でありますから、人事権は県の教育長にあるのかなと思いますが、我が町において、例えばこういう方を我が町に来ていただきたいと。我が町の教育の環境に適切な指導主事はこういうものだから、こういう方を派遣していただきたいということで、ある程度要望あるいは打ち合わせ等があるのかどうか、そういった点、条例制定前の、まだされているわけでありませんが、その辺、あるのかどうかということをお聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

〔教育長 高原孝一郎君 登壇〕

○教育長（高原孝一郎君） 2番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げます。

4月から配置となる指導主事は、現在どのような人物の見込みかというようなご質問かと思いますが、人事につきましては、現在進行中でございます。細部にわたっての話は、私どもにはまだ届いておりませんが、県として鏡石町に適正な、適切な教員を、指導主事を配置してくれるものと思っております。

なお、指導主事の配置につきましては、教育委員会といたしまして、特に教育委員会の課題としているところの学力向上の面からも、数学に力のある先生をお願いしたいということ

で、それを要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第109号 鏡石町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第110号 鏡石町コミュニティー・センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第110号 鏡石町コミュニティー・センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、まちの駅かんかん館の設置準備のために2階の和室会議室の改修と商工会事務局の2階集会室への移動に伴いまして、施設の使用料規定の一部を改正するものであります。

鏡石町コミュニティー・センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の別表中、会議室和室を会議室と、集会室の部分を削除するものとして、使用料については従前のおりとするものであります。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでありまして、以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第110号 鏡石町コミュニティー・センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第111号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

[総務課長 柳沼英夫君 登壇]

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第111号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
5ページになります。

このたびの改正につきましては、政府の仕事と家庭が両立できる社会の実現における制度の拡充に基づき、昨年の育児・介護休業法改正に伴いまして、介護休暇、介護時間等、介護と育児に関する所要の改正を行うものであります。

次のページが改め分になってございます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

まず、第2条第2項中、育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間当たりの勤務時間及

びその内容を定める規定に、法第17条の承認を執行した場合でも勤務を継続できる規定を加えるための文言の整理をするものであります。

第3項は、前項を第1項と条項を整理し、第3条及び第4条につきましては、週休日及び勤務時間の割り振りを定める規定でありまして、第2条と同様に「育児短時間勤務職員」に「等」を加える文言の整理であります。

第5条、週休日の振りかえにつきましては、「規定」を「規則」と改めるものであります。

第8条の2は、超勤、代休時間につきましては、超過勤務手当の割増分の支給にかえて代休を指定できる規定につきましては、改正に伴いまして条項の整理を行うものであります。

第8条の3、職員の早出遅出勤務規定につきましては、職員の育児休業制度の対象である当該子のほかに、特別養子縁組の監護期間中の子や養子縁組里親に委託されている子など、法律上の親子関係に準ずる子を加えるものであります。

第2項につきましては、第3項、読みかえ規定であったものを、早出遅出勤務を請求できる要介護者の対象として条文を改めるものであります。

第8条の4については、当該子の対象範囲の拡大に伴い、深夜時間外勤務の制限規定の条項を整理するものであります。

第4項については、前項及び同条項中、子の養育部分を介護とそれぞれ読みかえるものであります。

次のページをお願いいたします。

第11条、休暇の種類に「介護休暇及び介護時間」を加え、第12条、年次有給休暇の規定に「育児短時間勤務職員等」に「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を加えるものであります。

第15条、介護休暇の規定につきましては、第1項、第2項を改め、介護休暇の指定期間を規定するもの、第3項については、介護休暇における給料の減額規定を改正するものであります。

第15条の2として、新たに介護時間を設け、介護時間の取得期間、範囲、給料の減額規定を整備するものであります。

第16条、見出しに介護休暇、介護時間を加え、第18条として、非常勤職員の対象から除かれる職員を規定するものであります。

附則として、この条例は29年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由をご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第111号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第112号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました、8ページになりますけれども、議案第112号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、議案第111号と同様、政府の仕事と家庭が両立できる社会の実現における制度の拡充に基づきまして、昨年の育児・介護休業法改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲拡充等、所要の改正を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の第1条、目的につきましては、根拠条項を整理し、上位法の規定と改めるものであります。

第2条、育児休業をすることができない職員の規定のつきましては、第3号イの（ロ）非

常勤職員の育児休業取得要件を1年から1年6カ月に緩和するものであります。同じくロについては、1歳到達日の文言を整理し、次条に第2条の2を加えるための条項の整理をするものであり、条項の追加に伴い、第2条の2を第2条の3、第2条の3を第2条の4と改めるものであります。

第2条の2としまして、育児休業をすることができる子の範囲を拡充する規定を加えるものであります。

第3条については、当該子について、既に育児休業をしたことがある場合に承認を求める特別の事情についての規定ですが、第1号については、イ、ロと条項を整理し、第2号として承認を取り消された場合の承認規定を加え、第7号を第8号とし、第6号の条項を整理し、第7号と改め、第5号を第6号とし、第4号を第5号と改め、第3号の次に第4号を加えるものであります。

次のページをお願いいたします。

第10条につきましては、育児短時間勤務終了後1年を経過しない場合における承認を認める特別の事情を定める規定ですが、第6号を第7号と改め、以下、第5号から2号まで1号ずつ繰り下げ、第1号の次に第2号を加えるものであります。

第18条、部分休業の承認規定に、育児時間のほかに介護時間規定を加えるものであります。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上程された議案第112号について質疑をさせていただければと思います。

このたび対象の範囲の拡充がされて、ますます育児休業がとりやすい状況になったのかなと、喜ばしい状況だと思っておりますが、近年の我が町の職員における育児休業の取得状況、概略で構いませんので、お知らせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

近年の育児休業の取得状況でございます。当然ながら子供を産んだ職員については、特に、当然女性なんですありますが、女性については育児休業を1年から3年とっている状況でありまして、それ以下の男性職員につきましては、2件ほど子供の病気のために、短期間でありまして、育児休業を取得した経緯があります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第112号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第113号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第113号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

11ページになります。

このたびの改正につきましては、上位法であります地方税法並びに地方税法施行令及び特

定非営利活動促進法の一部改正に伴う所要の改正でございます。

改正分につきましては、12ページ以降になりますので、12ページ以降をお願いいたします。

まず初めに、第1条、町税条例の一部改正につきましては、法律の改正に合わせ、町民税の申告に関して規定している第36条の2第1項、ただし書き中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に字句を改めるものでございます。

次に、個人町民税における住宅ローン控除制度の適用期限を定めている附則第7条の3の2第1項の規定中、町民税の税額控除適用年限を「平成41年度」から「平成43年度」に、控除対象年を「平成31年」から「平成33年」に改め、それぞれ2年間延長するものでございます。

第2条につきましては、平成28年度税制改正により、昨年3月31日改正にいたしました鏡石町税条例の一部を改正する条例について、その一部を改正するものでございます。このたびの改正は、上位法であります地方税法の改正に伴うものでございまして、第1条中の改正規定の一部削除並びに一部改正を行うものであり、附則第16条においては、軽自動車税の税率の特例を定めた規定について、グリーン化特例措置を1年延長するための所要の改正でございます。

次に、13ページでございます。

第1条の2につきましては、前条で削除いたしました改正規定について条文を整理して、改めて制定するものであり、第18条の3につきましては、納税証明事項に関する規定であり、法改正に合わせて「軽自動車税」を「種別割」とする字句の改正でございます。

第19条につきましては、納期限後に納付する延滞金等に関して規定したものであり、このたびの法改正により、延滞金の計算期間に関する修正申告等に係る期間について、一定の期間控除することとされたことに伴う所要規定の改正及び追加でございます。

34条の4につきましては、法人税割の税率について規定したものであり、法改正に合わせ、税率を9.7%から6.0%に引き下げるものでございます。

第80条は、軽自動車税の納税義務者について規定したもので、法改正に合わせ、環境性能割の納税義務者等について規定するとともに、「軽自動車税」を「種別割」と字句を改めるものでございます。

下ほどになりますが、第81条につきましては、法改正に合わせ、軽自動車税のみならず課税、非課税の範囲、環境性能割の課税標準及び税率、徴収方法、不申告者に対する科料及び環境性能割の減免等についての規定を追加するものでございます。

14ページをお願いいたします。

14ページ、第81条の2から、次ページの81条の8につきましては、軽自動車税の非課税

の範囲を定めるほか、環境性能割の課税標準及び税率を規定、環境性能割の徴収方法及び不申告等に対する料、減免についての規定を追加するものでございます。

82条から91条までの規定につきましては、法改正に合わせ、「軽自動車税」を「種別割」と字句を改めるほか、それぞれの根拠条項の整合性を図るための条項の整理でございます。

16ページをお願いいたします。

16ページ、下ほどになりますが、附則第15条の規定の追加につきましては、法改正に合わせまして、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収、申告、税率等の特例措置についての規定を追加するものでございます。

そして、附則第16条の規定につきましては、軽自動車税の種別割の特例について規定したもので、グリーン化特例の1年延長及び環境性能割の導入に伴います現行「軽自動車税」を「種別割」とする字句の改正及び税額に関する規定でございます。

附則第1条第2号の規定につきましては、種別の特例及びグリーン化特例の施行の規定期日を平成29年4月1日とするものでございます。

一番下の第4号の規定につきましては、法律に合わせまして、法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴い、施行期日を平成31年10月1日とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

附則第2条の2の規定につきましては、法律の改正に合わせ、法人税の税率引き下げの時期の変更に伴う対応規定の整備、さらには軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴う適用年度を平成29年度から平成32年度に改めるものでございます。

第3条の2の規定につきましては、軽自動車税に関する経過措置を規定するもので、新条例附則第16条の規定を平成29年度分の軽自動車税に適用するとした軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る措置の新設でございます。

附則につきましては、施行期日を公布の日から施行するとし、ただし書きにおいては、第1条中の字句改正については、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしたものでございます。

以上、議案第113号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第113号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第114号 鏡石町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、小貫秀明君。

[福祉こども課長 小貫秀明君 登壇]

○福祉こども課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第114号 鏡石町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

19ページをお開きください。

このたびの鏡石町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一小放課後児童クラブにおいて利用児童の増加に伴いまして、児童ふれあい交流館だけでは安全にお子様をお預かりすることが困難となることから、第一小学校の体育館、ミーティングルームを活用いたしまして、高学年の児童をお預かりするために、条例の一部を改正するものでございます。

児童クラブを実施する施設の名称等を規定する別表1及び別表2につきまして、別表上、2つに分かれております一小放課後児童クラブを統合いたしまして、実施場所に町立第一小学校を追加するものでございます。

鏡石町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（平成26年鏡石町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表、鏡石一小放課後児童クラブの項、場所の欄中「鏡石町児童ふれあい交流館」の次に「・鏡石町立第一小学校」を加え、同表、鏡石一小第2放課後児童クラブを削る。

第2表、鏡石一小第2放課後児童クラブの項を削る。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第114号につきまして、議案の提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、上程されました議案第114号についての質疑であります。

第一小学校放課後児童クラブの利用者数がふえてという話でしたが、現在その利用者数がどれくらいいるのか、実人数と、それが学校の児童数に占めるパーセンテージ、お知らせいただければと思います。

また、今後ミーティングルームを新たに第2という形でやるのかと思いますが、それぞれのぐらいの定員枠として考えておられるのか、そちらをお聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 小貫秀明君 登壇〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、28年度末の人数でお話をさせていただきますが、現在は131名でございます。1年生が35、2年生が47、3年生が31、4年生が11、5年生が7、6年生は現在のところおりません。それが今年度、今現在、申し込み状況をお話ししますと、151名となっております。全校生徒に占める割合については約20%程度と考えております。

2番目のご質問でございますけれども、その各クラブの定数ということでお話をさせていただきますが、こちら規則上で定めさせていただきたいと考えておまして、いわゆる低学年につきましては、第1クラブということでございまして、1年生、2年生を対象に90名として定数を考えております。第2放課後児童クラブにつきましては、3年生ということで50名、今回新たにということで、4、5、6年生の第3につきましては、定数については50名

ということで想定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第114号 鏡石町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第115号 財産の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫正信君。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

○産業課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第115号 財産の処分につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの町有地売却契約は、国道4号線の拡幅工事に伴いまして、南部第一工業団地内の町有地を国道用地として売却するものであります。

町有地を道路用地等として次のとおり売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

土地の所在でございますが、桜岡375番9、以下4筆でございます。地目につきましては宅地、面積につきましては、合計しまして2,843.16平方メートル、売却方法は随意契約でございます。売却の予定価格でございますが、5,999万676円であります。売却先は国土交通省でございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいまご説明いただきました内容について質疑させていただければと思います。

国に町の町有地を売却して5,999万676円が入るわけでありますが、処分して得られたお金のほうがどこに入ってくるような形になるのか、あるいはこのお金が入ってくるわけですが、それを何かに使う用途、何かに充当するような予定は今のところお考えなのかどうか、お聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

○産業課長（小貫正信君） この国道用地の買収金額の入金につきましては、国との契約が整い次第ということになりまして、現状では新年度の予算計上というふうに計画をしております。

その使途につきましては、今回の用地は財政調整基金のほうから償還金を受けておりますので、その償還金のほうに返済するということで、新年度予算の計上をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第115号 財産の処分についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議案第116号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第116号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の22ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、庁舎新築事業基金積立金及びまちの駅「かんかん館」設置事業並びに年度末事業費確定に伴う予算の整理及び繰越明許費に係る補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,075万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,442万5,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の設定、第3条は地方債の補正であります。

議案書の26ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」といたしまして、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度導入事業ほか、5事業合計で3億6,207万4,000円を翌年度に予算を繰り越して執行するものであります。

第3表の地方債の補正につきましては、1、追加といたしまして、鏡石まちの駅「かんかん館」設置事業費といたしまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載の

とおりに定めるものであります。

詳細につきましては、30ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、審議の途中であります。昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時58分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

農業委員会会長が午後より欠席の旨の通告がありました。

報告申し上げます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 確認のためにお尋ねいたしますけれども、26ページの第2表の繰越明許費でございます。

これで6つですか、6つほど事業がございますけれども、この一番下の7款の商工費ですか、これを除いた5つの事業、これにつきまして繰り越し事業の具体的内容、どういうものが残っているのか。

それから、繰り越しする理由、繰り越ししなければならなかった理由、その2点をお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私のほうからは、一番上のいわゆる社会保障・税番号制度の繰り越しの97万5,000円の件についてご説明をしたいというふうに思います。

税番号制度につきましては、これまで27年から事業を行ってきておりまして、町長の所信のほうでもご説明しましたけれども、マイナンバーカードの交付についての事業といたしまして、あらかじめ交付金として事業をいただき、事業を進めておりますけれども、そちらについて、いわゆる交付率が低いわけでありまして、そちらの分の事業費の繰り越しというこ

とで97万5,000円を繰り越しさせていただくということで、当初見込みよりも実際の交付申請率も低いというふうな状況の中でありまして、29年度へ97万5,000円を繰り越しさせていただき、マイナンバー制度の実際の交付事務のほうの事業費に充てるというふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

2段目の民生費、社会福祉費の臨時福祉給付金の経済対策分の支給事業でございますが、内訳といたしましては、3,900万6,000円の内訳でございますが、職員手当等が56万6,000円、賃金につきましては60万、報償費等については11万、需用費につきましては30万、役務費、これはコピー代等でございますけれども、役務費、郵送料でございますが、23万。特に委託料につきましては、システム改修の委託料240万並びに19負担金の支給費でございますけれども、3,450万などとなっております、合計しまして3,900万6,000円となっております。

理由といたしましては、国の補正予算が11月に決定なりまして、そのためにそれぞれのシステム等を含めまして準備を進めておりました。今回は年度内に支給分が約200名程度かなということでございまして、そのほかの分につきましては次年度繰り越しをしなければならないということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 私のほうからは、3番目の農業体質強化基盤整備促進事業及び下から2番目のふくしま森林再生事業、この2点についてご説明申し上げます。

農業体質強化基盤整備促進事業につきましては、農地の条件改善をする事業ということで、畦畔の除去、暗渠の設置等の事業を計画しておりましたが、国の経済対策事業によりまして、内示が12月以降におくれておりました関係上、今回その整理の関係上、翌年度に繰り越すということでございます。

もう1件、ふくしま森林再生事業につきましては、これにつきましても補正予算で増額補正を9月をお願いしておりました。それ以降、国と変更協議を続けておりますが、まだ国との調整がつかず内示に至っておりません。この内示の決定を受けて事業を進める必要があることから、翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 私のほうからは、農業関係の農業費、農業基盤整備促進事業の1億5,010万円の分の説明を申し上げます。

まず、理由でございますが、国の経済対策2次補正ということで、12月になって補正が決

定いたしました。これによります事業のおくれというふうなことになりますが、内容につきましては、まず、農業基盤整備の中に2つほど事業が入ってございまして、久来石南地区、南第2地区になります。これについては側溝の敷設ということでございまして、9,277万円ほど、それから、仁井田第2地区ということで、これも側溝の排水設備の工事になりまして、5,288万円でございます。合わせまして1億5,010万円の事業費というふうなことになります。

以上、説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうから、大きく分けまして2点ほどございます。

1点目は、今回、国に採択されました地方創生事業としての鏡石まちの駅かんかん館設置事業についてであります。

これにつきましては、1億4,975万8,000円を来年度に繰り越してされるということで承りました。うち、7,270万円はいわゆる地方債、町の借り入れで行い、残り半分の7,200万円は、先ほど申し上げた国の地方創生の交付金でいただいております。それにつきまして、今後、新年度において繰り越し事業という形で整備が開始されると思うんですが、実際に整備されてオープンすると考えますと、あらかじめそれが利用促進されるような方策を今のうちから考えておかなければならないというふうに思います。すなわち駅前には駐車場が足りませんし、まして駅の利用者がかなり減っていると。そういった中において、いかにしてこれを活用していくのかということも、そういったことも踏まえて今から動かないといけないと思っておりますので、その点どのように今、町はお考えになっているのかお聞かせいただきたいのが1つであります。

もう1点は、45ページに出てまいります、以前にも質問しましたけれども、いわゆる成田の体育館、プール関係委託料ということで10万、またかかるわけですが、もしかしたら新年度予算の中でまた説明があると思っておりますが、この成田体育館あるいはプール等、これらについてどのように考えていくのか。現状のところ、物置あるいは倉庫のような使い道しかないわけですが、耐震構造の関係上。果たしてこれをどのようにもっていくかというのは、町民、特に成田の住民としては興味、関心を大変持っているところでありますので、これもやはり町執行のお考えをお聞かせいただければと思います。

以上、2点よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

まちの駅の設置後の運営方針ということかと思えます。議員さんが心配されますように、駅の利用者及び駐車場等の駅前環境につきましては、非常に振興する上では大変なところがあるというふうに考えております。今回、まちの駅をコミュニティセンター内に設置するにつきましても、その利用の関係上、どのように活性化させるかということは非常に大きな課題でありました。そんな関係上、ことしからはワーキングショップを開催しまして、町民の皆さんとともにその利用の仕方を幅広く検討してきたところでございます。

その結果、1番としましては観光情報の発信とその集約というポイント、この中では、観光だけでなく町内の情報や商店の情報など、経済的な情報を網羅した中で発信、情報収集をしていくという議論がされております。

2つ目としましては、来訪者及び町民の交流ということで5年間をやってきました田んぼアートの成長の受け皿としての活用が大事だという点と、もともとありましたかんかん館の再開を願うという声が町民の皆様方から非常に多いということもありまして、この町民の皆様が集っていただく場所の提供ということが第2点目。

3点目としましては、観光を推進する活動の企画、運営などの機能を集中させるということで、特産品の販売やふるさと宅配便とかイベントなどのソフト事業をここに集中させていくという点が議論されております。

4つ目としまして、観光と連携した地域産業の振興ということで、6次化などやチャレンジショップ、料理教室の開催など、ここを中心としたソフト事業を展開していくというような議論がされておりました。そういった設置した後には、設置しただけでなく、そこにあらゆるソフト事業をつけ加えてにぎわいをつくっていくというような考え方で進めていきたいと思えます。そういったことで、今後も町民の皆様とともに考えながら運営を考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 教育課長。

○教育課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

成田体育館並びにプールの関係ということで、その利活用ということでご質問いただきましたが、今現在は、体育館につきましては倉庫的な形で利活用させていただいております。今後の活用方法につきましては、今後の課題という形で、財源の確保を考えながら利活用について考えていきたいと思えますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

なお、この委託料につきましては、敷地内の枯れ松の伐採という形で委託料として計上させていただきますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私からの再質疑であります。先ほどの質問の第1問目の中で、鏡石まちの駅かんかん館設置事業、今、産業課長のほうから答弁いただきまして、やる事業の中身としては、私はものすごくすばらしいものだというふうに思いながら聞いておりましたけれども、私が申し上げたいのは、先ほど申し上げたように実際に今、駅前に駐車場がなかなかないという中で、実際に駐車場の拡幅あるいはそれを増設、そういったものができる状況にあるのか、あるいは、そういうところも踏まえているのかということが1つと、もう1個は、やはり駅の利用者をふやすという施策。これはJRとの共同事業という形になるかもしれませんが、この辺についてはどのようにお考えなのかを、それぞれまた別な問題だと思いますので、駐車場の問題と駅利用の促進、鉄道利用の促進という点については、それぞれお答えいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） まずは、まちの駅かんかん館の利用のための駐車場の関係でございます。

これにつきましても、設置の議論の中で駅利用者だけでは利用者をふやすことは非常に難しいということで、社会の中で車もきちんと受け入れるための体制づくりが必要だということで、関係課と打ち合わせをしております。その中では、駅前の駐車場の利用体系、商工会に貸し出しをしている駐車スペースなどの既存の駐車スペースの利用形態を今後検討しながら、一般の方の利用スペースを確保していくための協議を進めましょうということで、考え方を統一しております。

もう1点、駅の利用者をふやしていくという点の中では、具体的な方法の一つとしましては、今回の地方創生の事業計画の中で、計画の一つにゆうあいバスの拠点の、拠点といいますか、立ち寄りの場所としての機能をまちの駅に持たせるという計画を国のほうにも上げております。ゆうあいバスで町民の方を駅前に一時寄っていただいて、駅を利用させていただくとか、そういった交通手段の拠点としても活用、一つのアイデアとしては活用していくというような計画も現在載せておりますので、駅利用者につきましても、そういった形で増加させていくという施策、今後も考えていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

2番、吉田孝司君の再々質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私は再々質疑をさせていただきたいんですが、今、課長の答弁で大体内容はわかったつもりしております。

これ、再々質疑は町長にお聞きしたいんですが、結局この事業もやるとなりますと、今申し上げたように駅の利用ということで、もともと町長がおっしゃっていらっしゃる、おりてみたい、歩いてみたい、住んでみたいということで、そのおりてみたいという駅ですよ、やはり。車からおりてみるというのがありますけれども、駅でおりてみるというのがやっぱりおっしゃってこられたと思いますので、その点について、やはり町内の方もそうですが、町外から来る方々がいかにしてこの我が町でおりていただくかということについてどのように、具体的に、そういう理想はわかりますが、具体的にはやっぱりやらないとなかなかおりてくれないと思いますので、その具体策を今のところどのようにお考えになっているのかということをお最後の質疑にさせていただいて、終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 2番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

駅におりてみたい、そして歩いてみたい、住んでみたいというそういったものでいろいろ町づくりをしようというふうに私は考えているわけなんですけれども、いずれにしても、今回のかんかん館設置、これももちろんですし、以前から田んぼアートもやはりこの駅前にあるということでの一つの事業でもありますし、さらには駅のトイレも既に設置してありますけれども、これも一つ。そして、今回かんかん館については、以前のかんかん館とはまた別な視点のもとで作り上げると。ただいま質問の中にも駐車場等もありました。そういう中で、ものだけをつくるということじゃなくて、やはりいろいろな総合的な判断、角度からこういったものについて一つ一つ作り上げていく。ですから、今回、いわゆる町の行政機構の中でも、町づくり調整グループというものを設置するというご提案をしておりますけれども、こういった中で、かんかん館だけでなく、いろいろな道路網の行政、さらには駐車場も含めて関係課と連携を図りながら、これをよりよくさせていくような機構をつくりながら一つ一つやっていくと。これがスタートするということでもあります。スタートするには、さらに進化をさせて、この6次化も含めていろいろなものにつなげていきたいと、その起爆剤だというふうに考えていただければありがたいなと。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第116号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第117号及び議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議案第117号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び日程第15、議案第118号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第117号及び日程第15、議案第118号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました議案第117号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）並びに議案第118号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書46ページをお願いいたします。

まず初めに、議案第117号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、年度末における国保税現年課税分の被保険者の減と実績による収納見込み及び療養給付費等の減額補正であり、第1条におきましては、既定の歳入

歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,299万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,126万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、52ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 次に、59ページでございます。

議案第118号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、現年度特別徴収保険料及び保険料負担金の返還等の増額による補正でございまして、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億79万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、64ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 以上、一括上程されました議案第117号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）並びに議案第118号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第117号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第16、議案第119号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、小貫秀明君。

〔福祉こども課長 小貫秀明君 登壇〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第119号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

68ページ、69ページをお開きください。

このたびの補正につきましては、介護保険サービス等の保険給付費の実績によりまして増額する必要が生じたことから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,825万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,746万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、74ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） 以上、議案第119号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第119号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、議案第120号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

[参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇]

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第120号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、本年度事業が確定したことから事業費を減額するものでございまして、第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ650万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,177万6,000円とするものでございます。

第2条では、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越しできる経費としてでございますが、84ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」でございますが、1款事業費、1項事業費、事業名でございますが、駅東第1土地区画整理事業。金額ですが、2,572万5,000円の繰越明許でございます。

この工事については、道路工事が2件の経費ということになりますが、理由につきましては、地権者の同意が得られたことによりまして、造成工事、その調整が必要になったこと、それから、12月の経済対策関係で3次補正がいただきましたので、その補正によりまして繰り越しをするものでございます。

それから、詳細につきましては、88ページの事項別明細により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 以上、ご説明を申し上げました。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第120号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、議案第121号 平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根邦夫君。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第121号 平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明いたします。

91ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、平成28年度の貸付者の確定及び育英資金への寄附金によるものであり、第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ227万円を減額し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ616万2,000円とするものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、96ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（関根邦夫君） 以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第121号 平成28年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第122号及び議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第19、議案第122号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第20、議案第123号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、高原芳昭君。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま一括上程されました議案第122号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第123号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、98ページお開きいただきたいと思います。

議案第122号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして提案説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、予算補正はございませんが、第1条、繰越明許費でございます。地方自治法によりまして、翌年度に繰り越して使用できる経費といたしまして、99ページになりますが、「第1表 繰越明許費」、2款事業費、1項事業費、事業名、公共下水道事業440万円でございますが、このたび駅東区画整理事業地内の事業の進捗状況によりまして、事業が年度内完了が図られないということから、予算の繰り越しをお願いするものでございまして、440万円を繰り越しするものでございます。

次に、引き続き100ページになりますが、議案第123号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、駅東区画整理事業地内及び国道4号区画関連事業並びに第5次拡張事業の事業の確定に伴いまして、第2条、資本的収入及び支出におきまして、予算第4条本文括弧中、過年度分損益勘定留保資金4,843万1,000円を過年度分損益勘定留保資金5,053万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入といたしまして、第1款資本的収入2億1,510万円を減額いたしまして、総額を2億8,304万円。支出でございますが、第1款資本的支出2億1,300万を減額いたしまして、総額を3億7,442万1,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、102ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 以上、一括上程されました2議案、122号、123号の2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

初めに、議案第122号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第122号の討論を終了いたします。

次に、議案第123号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の件についての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第122号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、傍聴者記念表彰のため休議いたします。

休議 午後 1時57分

開議 午後 2時03分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第124号～議案第134号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第21、議案第124号 平成29年度鏡石町一般会計予算から日程第31、議案第134号 平成29年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、議案第124号から議案第134号までの11件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま一括上程されました議案第124号 平成29年度一般会計予算ほか平成29年度特別会計予算9件及び平成29年度上水道事業関係予算の11件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年度鏡石町一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第124号 平成29年度鏡石町一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入や歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億5,500万円とするものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、6ページの第2表といたしまして、中小企業制度資金利子補給事業につきまして、期間、限度額につきまして記載のとおり定めるものでございます。

第3条、地方債につきましては、同じく6ページ第3表といたしまして、農道整備事業費ほか6件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定め、第4条の一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものでございます。

また、5条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2ページ「第1表 歳入歳出予算」によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款町税といたしまして15億4,418万8,000円、2款地方譲与税としまして6,650万円、3款利子割交付金としまして100万円、4款配当割交付金としまして160万円、5款株式等譲渡所得割交付金としまして96万円、6款地方消費税交付金としまして1億9,500万円、7款自動車取得税交付金としまして850万円、8款地方特例交付金としまして795万円、9款地

方交付税としまして17億5,988万6,000円、10款交通安全対策特別交付金としまして180万円、11款分担金及び負担金としまして4,669万9,000円、12款使用料及び手数料としまして6,365万1,000円。

3 ページになります。

13款国庫支出金としまして6億4,558万6,000円、14款県支出金としまして7億6,194万8,000円、15款財産収入としまして206万7,000円、16款寄附金としまして500万1,000円、17款繰入金としまして3億9,968万6,000円、18款繰越金としまして3,000万円、19款諸収入としまして6,997万8,000円、20款調査費としまして3億4,300万円、合わせまして歳入合計が59億5,500万円でございます。

次に、歳出の部でございます。

4 ページをお願いいたします。

4 ページが歳出になります。

1 款議会費としまして9,114万5,000円、2 款総務費としまして5億7,611万8,000円、3 款民生費としまして16億6,736万3,000円、4 款衛生費としまして6億6,488万1,000円、5 款が労働費としまして639万9,000円、6 款農林水産業費としまして5億3,558万8,000円、7 款商工費としまして9,698万6,000円。

5 ページになります。

8 款土木費としまして9億8,723万3,000円、9 款消防費としまして2億7,161万円、10款教育費としまして5億9,352万円、11款災害復旧費としまして4,000円、12款公債費としまして4億3,003万6,000円、14款予備費としまして3,411万7,000円、合わせまして歳出合計59億5,500万円。

以上、計上させていただきました。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

別冊の特別会計予算書の1 ページをお開き願います。

まず初めに、議案第125号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,030万円とするものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

次に、2 ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

2 ページ、まず、歳入であります。

1 款国民健康保険税から10款諸収入まで記載のとおりであります。主な内容といたしましては、1 款国民健康保険税が 4 億1,609万7,000円、2 款国庫支出金 3 億7,886万4,000円、4 款前期高齢者交付金が 2 億4,138万9,000円、6 款が共同事業交付金 3 億9,202万4,000円、合わせまして歳入合計16億5,030万円であります。

3 ページ、歳出であります。

歳出については、1 款総務費から 4 ページの11款予備費まで記載のとおりであります。主な内容といたしましては、2 款保険給付費が 8 億7,316万5,000円、3 款後期高齢者支援金が 1 億9,741万7,000円、7 款共同事業拠出金が 3 億9,649万1,000円、これらを合わせまして歳出合計、4 ページになりますが、16億5,030万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、29ページをお開き願います。

29ページ、議案第126号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,571万4,000円と定めるものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入額の最高額を4,000万円と定めるものであります。

歳出予算の概要につきましては、30ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

30ページ、歳入につきましては、1 款の後期高齢者医療保険料から 5 款諸収入まで記載のとおりであります。主な内容といたしましては、1 款後期高齢者医療保険料としまして 6,529万8,000円、3 款の繰入金としまして2,951万3,000円、合わせまして歳入合計が9,571万4,000円であります。

31ページであります。

歳出につきましては、1 款の総務費から 4 款の予備費まで記載のとおりであります。主な内容といたしましては、2 款後期高齢者医療広域連合納付金9,289万7,000円、合わせまして歳出合計9,571万4,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、43ページをお願いいたします。

43ページ、議案第127号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億8,200万円と定めるものであります。

第2条、一時借入金といたしましては、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

44ページ、第1表によりまして概要についてご説明を申し上げます。

44ページ、歳入につきましては、1款の保険料から9款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款保険料が1億8,642万9,000円、3款の国庫支出金2億438万4,000円、4款支払基金交付金が2億3,713万円、合わせまして歳入合計8億8,200万円であります。

45ページ、歳出であります。

歳出につきましては、1款の総務費から9款の予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、2款保険給付費が8億1,876万2,000円、合わせまして歳出合計8億8,200万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、71ページをお開き願います。

71ページ、議案第128号 平成29年度鏡石町土地取得事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,004万2,000円と定めるものであります。

72ページからの第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

72ページが歳入でございます。

歳入につきましては、1款の財産収入から3款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款繰入金3,000万1,000円であります。合わせまして歳入合計が3,004万2,000円であります。

次、73ページ、歳出であります。

歳出につきましては、1款の総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、3款の諸支出金3,000万1,000円であります。合わせまして歳出合計が3,004万2,000円であります。

以上、計上させていただきました。

83ページをお開き願います。

83ページ、議案第129号 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億510万円と定めるものであります。

84ページの第1表によりまして、その概要を説明させていただきます。

84ページ、歳入でございます。

歳入につきましては、1款の財産収入から5款使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款の財産収入5,999万1,000円、5款使用料及び手数料4,453万3,000円、合わせまして歳入合計が1億510万円であります。

85ページ、歳出であります。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、3款諸支出金1億340万円であります。合わせまして歳出合計が1億510万円であります。

以上、計上させていただきました。

95ページをお開き願います。

95ページ、議案第130号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,200万円と定めるものであります。

第2条、地方債につきましては、98ページの第2表といたしまして、区画整理事業費の地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものであります。

96ページの第1表によりまして、その概要についてご説明をさせていただきます。

96ページ、歳入であります。

歳入につきましては、1款の繰入金から7款使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款の繰入金が6,856万円、3款国庫支出金2,750万円、5款の町債が8,600万円、合わせまして歳入合計1億9,200万円であります。

97ページ、歳出であります。

歳出につきましては、1款事業費から4款予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、1款の事業費が1億7,414万1,000円あります。合わせまして歳出合計が1億9,200万円あります。

以上、計上させていただきました。

113ページをお願いいたします。

113ページ、議案第131号 平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ811万8,000円と定めるものであります。

114ページの第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

114ページ、歳入であります。

歳入につきましては、1款の繰入金から5款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款繰入金が227万9,000円、3款の諸収入が582万2,000円、合わせまして歳入合計811万8,000円であります。

115ページ、歳出であります。

歳出につきましては、1款育英資金貸付金から3款諸支出金まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、1款育英資金貸付金810万円、合わせまして歳出合計811万8,000円であります。

以上、計上させていただきました。

125ページをお開き願います。

125ページ、議案第132号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,980万円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、128ページ、「第2表 債務負担行為」といたしまして、水洗便所改造資金利子補給事業（平成29年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第3条、地方債につきましては、同じく128ページ「第3表 地方債」といたしまして、公共下水道事業債ほか3件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

第4条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入額の最高額を5,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、126ページ第1表によりご説明を申し上げます。

126ページ、歳入であります。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から8款町債まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款使用料及び手数料1億4,657万5,000円、5款繰入金1億5,295万円、8款町債1億7,420万円、合わせまして歳入合計が4億9,980万円であります。

127ページ、歳出であります。

歳出につきましては、1款総務費から5款予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、1款総務費1億248万8,000円、2款事業費9,459万6,000円、3款公債費3億135万9,000円、合わせまして歳出合計4億9,980万円であります。

以上、計上させていただきました。

145ページをお願いいたします。

145ページ、議案第134号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,500万円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、148ページ、第2表といたしまして、債務負担行為、水洗便所改造資金利子補給事業（平成29年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第3条、地方債につきましては、同じく148ページ「第3表 地方債」といたしまして、資本費の平準化債の記載の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、146ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

146ページ、歳入であります。

歳入につきましては、1款の分担金及び負担金から9款県支出金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款使用料及び手数料が866万8,000円、4款繰入金4,582万9,000円、7款町債が1,840万円、合わせまして歳入合計7,500万円であります。

147ページが歳出であります。

歳出につきましては、1款総務費から5款の予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、1款総務費が3,127万円、3款公債費が4,301万2,000円、合わせまして歳出合計7,500万円であります。

以上、計上させていただきました。

163ページをお開き願います。

163ページ、議案第134号 平成29年度鏡石町上水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものであります。

第2条、業務の予定量につきましては、（1）としまして給水戸数が4,551戸、（2）年間総給水量134万3,040立方メートル、（3）1日平均の給水量が3,680立方メートルと定めるものであります。

第3条、収益的収入及び支出の予算額につきましては、収入の部、第1項は営業収益が2億6,515万6,000円、第2項としまして営業外収益が851万1,000円、第3項特別利益が1,000円の合計といたしまして、第1款水道事業収益が2億7,366万8,000円であります。

次に、歳出の部、第1項営業費用2億864万4,000円、第2項営業外費用が3,024万2,000

円、第3項特別損失が10万円、第4項予備費3,468万2,000円の合計といたしまして、第1款水道事業費用が2億7,366万8,000円であります。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、第1款の資本的収入4億6,942万円と定め、次、164ページ、次のページになります。資本的支出の合計を5億5,066万円と定め、また、前のページ、163ページに戻っていただきまして、第4条の2行目からになります。現在の不足する額8,124万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金4,116万8,000円、建設改良積立金2,500万円及び当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,507万2,000円で補填するものでございます。

164ページ、次のページをお願いいたします。

第5条、企業債につきましては、第5次拡張事業の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

第6条、一時借入金につきましては、限度額を1億6,000万円と定めるものであります。

第7条におきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

第8条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定め、第9条におきましては、たな卸資産の購入限度額を759万円と定めるものであります。

以上、平成29年度一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせて11会計の予算につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより11件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上程されました計11議案、個々の予算審査について今後の特別委員会のほうでされるかと思しますので、総論的なことをお尋ね申し上げたいと思います。

私がお尋ねしたいのは、今お示しいただいた新年度の一般会計、そして10の特別会計及び水道事業会計でありますけれども、それらの中における、新年度でいわゆる借金、町の借入れの総額が幾らになるのか。そして、幾ら返す予定なのかといういわゆる公債費の関係であります。今年度末の予定額もあるでしょうが、そういった額、そして新年度における予算を踏まえて、来年度末ではどのぐらいまた借金がふえるのか、減るのか、その辺についての概算的な数字をお示しいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、私のほうから一般会計でございます。

一般会計、公債費ですが、4億3,003万6,000円ということで、前年費よりも4,290万2,000円の減になってございます。新年度末の額と申しますと、28年度末ですと53億1,800万ほど残っておりますが、これよりも今年度、新年度ですね。4億3,000万を引きますと、大体50億1,800万ほどになる予定でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再質疑と申しますか、私が申し上げたのは、今、一般会計及び10の特別会計、上水道事業会計を全部説明いただいたんですよ。そして、私が知りたいのは、町の借金の総額なんですよ。結局、各事業、各会計の町債、借り入れはこれ見れば、私見ればわかります。ただ、これ私、数日前からいただいて、合計すれば私自身もわかると思うんですが、町のほうではそれは把握しているべき数字だと私は考えておりますので、昨年の話だと、例えば、ああ今年度ですよ。7億借りて10億返すというふうに私は頭に入れてあります。ですから、3億借金がふえると。そうすると、新年度は何億借りて何億返すような計算になっているのかというそういうことを聞きたいんです。そして、実際にことしの年度末で111億というふうに、私は答弁、前いただいたと思いますから、実際それで差額分を足せば新年度末の予算、借りた分のまた借金が幾らかというのわかるわけですから、その辺についての合計の金額をお示しいただければと思います。個別の数字は要りません、これ見ればわかりますので。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

2番議員のおっしゃるように、平成28年度末の残高で申しますと、一般会計並びに特別会計合わせまして111億4,482万8,000円となっております。なお、各一般会計、さらには特別会計のことしの起債、あと、来年度の見込みの起債につきましては、ちょっと集計が資料としてございませんので、後ほど集計してお答えしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成29年度鏡石町各会計予算11件については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

平成29年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、小林政次君、2番、吉田孝司君、3番、橋本喜一君、4番、古川文雄君、5番、菊地洋君、6番、長田守弘君、7番、畑幸一君、8番、井土川好高君、9番、大河原正雄君、10番、今泉文克君、11番、木原秀男君の11名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午後 2時37分

開議 午後 2時45分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成29年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に橋本喜一君、同副委員長に菊地洋君が選任されました。

◎発議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第32、発議第17号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 説明を申し上げます。

発議第17号。平成29年3月6日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議

員、古川文雄。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

提案理由。

地方分権時代を迎え、地方議会の役割と責任は重要性を増してきているとともに、地方議会議員の活動も幅広い分野に及んでいる。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、地方議会議員のなり手不足が問題となっている。

国民の幅広い政治参加や地方分権時代を担う地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を政府・国会に対し強く要望するため、意見書を提出する。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し……

[「朗読省略」の声あり]

○4番（古川文雄君） 朗読省略の声がありましたので、まとめさせていただきます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出する。

なお、提出先は下記記載のとおりであります。

以上、提出いたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） ただいま古川議員のほうから提出になりました意見書案についてお尋ね申し上げたいと思います。

1点であります、これはもしかしたら誤植といえますか、間違いかもしれませんが、統一地方選挙が行われた年は昨年ではなくて、一昨年ではなかったかと思っております。私どもの選挙が行われたのが一昨年でありますので、一昨年というのが私の考えであります。これについてのお考えをお聞きしたいというのが一つであります。

また、本件については、福島県の市町村の議会議長会のほうからの話があったということも承っておりますが、その辺との、要するに県議長会からの本件に関する取り扱い、どのよ

うな形で行われたのかと。本意見書案の発議に至るまでの経緯についてご説明いただきたいなというふうに思っております。

また、これ、可能であるならばですが、私わからないんですが、教えていただきたいのは、ここにも5期の議員、何人もベテランの議員がおられますけれども、以前は議員の年金があったと。それが、議員年金が廃止され、それぞれの議会議員がそれぞれの年金制度に加入しているということになっているのかなというふうに、特に国民年金に入っているのかなと思いますが、このものについては、新しく厚生年金ということで、一般の皆様と同じような年金に入るのかなというふうな形に、ああ、失礼しました。厚生年金という形に入るのかなと思いますが、そういった過去の歴史を踏まえて、どのようにこの年金制度をお考えになってこの意見書を出すのかと。というのは、やはり一つ私が危惧しているのは、町民あるいは国民にこの地方議会の議会議員のこういう特権的なものが設けられると、国民に理解がされるのかどうかということがやっぱり懸念されるわけでありまして。その際に、我々は国民ないしは、我々の場合には町民に対して説明する責任があると考えておりますが、それについてはどのような形で説明していくのかということも、以上、3点お答え願えればと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

まず、1つ目の統一地方選挙が昨年ではない、一昨年でなかったかという質問であります。これらについては一昨年であるというふうに認識しておりますので、協議して訂正等進めたいというふうに思います。

2つ目の質問ですが、時系列的なものはちょっと今この段階では、12月に町村議長会のほうより付託を受けた意見書であるというふうにお聞きしております。今回、またその議長会から3月定例会に意見書として提出していただきたいというふうなお話がありました。

3番目の質問なんですが、詳しいそういった内容等々は、現段階ではこちらのほうへはお知らせはいただいていないというところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほどの第3の質疑に対してお答えいただいていたので重ねて申し上げますが、第3質疑で、私自身も厚生年金制度、年金制度については概略、詳しいこ

とわかりませんので、内容については今後検討されるものかなというふうに思っておりますけれども、ただ、我々議会議員が意見書を国の国会、そして大臣宛てに出すわけでありまして。その際に、結局我々が出すということは、町の町民がこれを納得して出しているという形になるということだと思っております。その際に、我々はなぜこれを国に出すのかということをやはり町民に説明するだけの責務があるのかなというふうに思っております。私のほうから述べるのであれば、先ほど地方議員のなり手の不足の問題とか、いろいろそういったこともありますので、そういった点について、しかるべきこの厚生年金を我々が受けるべきだというような理由をしっかりと書面に示していくというものが需要だと思っておりますが、それに対して提出者はどのようにやっていくのかということ、あるいは、今の時点でどのようなお気持ちでこの意見書を国に出すつもりになったのかということをお聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

4番、古川君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

質問の内容ですと、町民にどう示していくのかというふうなことでありましたけれども、私の提出者との意見といたしますと、先ほど申し上げましたとおり、議会の果たすべき役割が各段と重くなってきているということからと、それと、やはりなり手不足と、無投票当選などを解消するため、待遇改善が必要であるというふうに私は考えておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第17号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案についての件の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第33、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第11号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の
常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時57分

第 2 号

平成29年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年3月7日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	福祉こども 課長	小貫秀明君
健康環境課長	長谷川静男君	産業課長	小貫正信君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
教育課長	関根邦夫君	農業委員会 事務局局長	車田光男君
原対策災害 力室長	菊地勝弘君	農業委員会 会長	菊地榮助君
教育委員会 委員	塩田重男君	選挙管理 委員会委員	大河原八郎君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 吉 田 孝 司 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、2番、吉田孝司君の一般質問の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） おはようございます。

2番議員、自由民主党鏡石町議会議員会長の吉田孝司でございます。

今3月定例会におきましても議員としての公約どおり、連続通算7回目の登壇をさせていただいております。我が町の議会のこれまでの歴史の中では、100回以上の一般質問をされた偉大な先輩議員もおられる中、私はまだまだ小さな積み重ねではありますが、今後も与えられた任期いっぱい継続してまいりたいと存じます。

さて、国内外ではさまざまな出来事が起き、茶の間の話題には事欠かないばかりか、政治的にも数々の課題や問題点が浮かび上がってきております。さきに国外では、米国のトランプ大統領のTPP離脱表明によって今後の世界経済が激変する可能性を秘め、片や北朝鮮の金正男氏が国外のマレーシアで暗殺されるなど、世界の政財界は激動の渦の中にあり、我々日本国民も平和ぼけしている暇などない状況が続いております。

国内では、文部科学省の天下りあっせん問題、あるいは大阪森友学園の不適切な教育方針や、用地取得にかかわる問題など、国家行政の基盤を揺るがしかねない不祥事が多発しており、一刻も早い原因究明と根絶を目指した根本的な解決が望まれる状況になっております。

そのような中、町内においては、市民オンブズマンを名乗る2名の方々から、ここにいる町議会議員の1人を誹謗中傷するビラがまかれ、あるいは県内の政治雑誌にも、それや投書などの一方的な意見に基づく記事が掲載され、それらのうちにあるデマを信じた町民からは、

その議員や議会に対しての不信感を抱いているとの話も各方面から聞いております。しかしながら、それに関する厳密な真相については、個人情報保護法に基づき、議員本人のプライバシーや個人的判断、道義的責任に委ねられるべきところであり、現在のところ我々議会にはその議員に対する公的、法的な処置を講ずる権限は一切与えられておりません。ゆえに我々議会は、あるいは議員としては、その議員の個人的な問題を論じたり、責任追及したりする前に、法令に従って議会に与えられるべき権限及び責務として、町当局から漏えいしたと思われる個人情報に関する事実やその信憑性を確認するために、町が行う課税、町税や、個人情報に関する事務事業に対する詳細な調査を進め、これもやはり原因究明及び根本的な解決を行うことができることは言うまでもなく、今後の議会運営の中においても個人的な見解や感情に左右されることなく、全て法令に照らし合わせ、適正かつ厳粛に処理されるべきものと考えております。

本件に関しても、議会としては町長以下町当局における行政責任を厳しく追及するだけではなく、再発防止及び個人情報保護、さらには適切な課税、町税事務に努めていただくよう厳しく監視していくことが極めて肝要であると思います。まして、民意を最も強く反映して行われる選挙という、町民による審判を仰いで厳粛にも選出された議員のこのような個人的なプライバシーにかかわる問題を、我々議員が大々的に誇張して議会の内外において議論を重ねることは、全く不必要かつ無意味であるばかりか、いわば政争の具ともなりかねない危険性を秘めており、再度議会の権限、そして議員個人としての職責や義務を十二分に理解して遂行し、我々は町民ファーストの議会運営を目指してまいらなければならないと思っております。

さて、都民ファーストを訴える小池百合子東京都知事も、かの須賀川医学校を出て医師になり、外務大臣や東京市長を務めた後藤新平先生の自治三訣「人のお世話にならぬよう、人のお世話をするよう、そして、報いを求めぬよう」を引用し、地方自治や都政改革における公僕のあるべきあり方を示されました。我が師である佐藤栄佐久元福島県知事も、国、都道府県、市町村、住民というヒエラルキーを脱却し、むしろ住民、市町村、都道府県、国という順序、さらには、市町村は都道府県、国ともイコールパートナーであるという概念による、新地方主義を提唱されました。内堀雅雄現福島県知事を初め、元職、現職の各市町村には、その主導のもとに政治を行っておられる立派な方もたくさんおられます。

さて、国と我が町との最近の関連性について申し上げるならば、国道4号線各工事に関する国への要望について、町長及び議長が公明党出身の石井国土交通大臣に直接面会して陳情されたという説明をいただきました。現在の自公連立政権である安倍内閣においては、国土交通大臣を除く閣僚全て、我が自由民主党出身の大臣ばかりでありますので、陳情その他の際には、ご要望があればいつでもご相談いただければ、国政の政権与党に所属する私も我が

町のために最大限善処したいと思っております。

それでは、長くなりましたが、これらの前置きに基づきながら、今回の一般質問を始めさせていただきますと思います。

第1の質問に移らせていただきます。第1は、我が町における震災復興についてであります。

間もなく東日本大震災から6年が経過する中において、我が町における復旧・復興事業がどれくらい進んだのか、あるいは今後残された復旧・復興事業としてどのようなものがあるのか、そちらについてまずお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

東日本大震災から間もなく6年ということでございます。町におきます復旧・復興事業につきましては、地震直後の平成22年度から仮復旧、災害復旧、復興事業と、できる限りのスピード感を持って行ってまいりました。復旧事業は完了しまして、復興事業も着々と進んでおります。さらにはその先へと事業展開を進めているところでございます。

現時点におきます集計におきましては、平成22年度から平成28年度途中まで復旧・復興事業の総額は、約96億7,000万円となっております。主な事業で申しますと、鏡石町第一小学校本体改築工事が約15億5,000万円、原子力災害対策が除染事業を中心に約17億3,400万円、住宅被災者のための災害公営住宅本体建設が約7億円、上下水道の復旧工事で総額17億1,400万円、被災家屋撤去及び廃棄物処理業務で約7億2,000万円となっております。まだ終了していない部分もありますので、今後積み重なると考えております。

また、今後の事業計画につきましては、特に原子力災害におきます業務が残っております。道路側溝の土砂撤去事業、除染土壌の運搬事業、放射性物質仮置き場現況復旧整備事業などが予定されております。なお、ほかに仮置き場からの土壌運搬や食品モニタリング、さらには福島森林再生、放射線による健康対策、学校給食等の放射能検査と、さらには風評被害対策も残っている業務だと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長から詳しく質問に答えていただきました。

その中で、災害公営住宅という言葉が出てまいりましたが、現在の災害公営住宅の入居状況についてお答えいただけますでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

災害公営住宅につきましては、戸数が24戸でございますけれども、現在17戸が入ってございまして、まだあと7戸が空いているというような状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） 24戸中17戸が埋まっておって、あと7戸が空いておるという状況だと理解いたしました。それが、3月31日末で借り上げ住宅から災害公営住宅に入るようにしたいという方がいたようなんですが、あるいはそういうふうにしろと言われたようなんですが、いわゆるその入るのに保証人が2名必要であるとか、その方々の所得証明まで用意しろという話もされたということで、私としてはなかなかその基準は、普通の一般の借り上げ、一般の我々がアパートとか借りるときに比べると、かなり厳しいと感じたのですが、その辺はいかがお考えですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

災害公営住宅につきましては、災害時に鏡石に住んでおられた方が対象になると。当然、全員被災しておりますけれども、住宅がなくなった方が該当になります。所得証明につきましては、借り上げるときの家賃計算に必要なようになってくると。あと、国のほうから補助金も来ますので、そのために所得証明をとらせていただいていると。

次に、保証人でございますが、保証人につきましては、この災害公営住宅借り上げのときの条件に、国のほうからも定められておりますので、そのようなことで取らせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） 今、説明いただきましたが、国の基準といたしますか、国の方針として保証人2名という話でしたけれども、実際に町民の方々の声を伺いますと、やはり保証人2名用意するのは厳しいと。1人でも厳しいという方もいる中で、2人はなおさら厳しいという話も聞いておりますが、その辺について、国から、例えばこの基準を緩和するような措置は、何か対策といたしますか、そういったものはないのかどうか、町として、国で一方的に決

めてきてこれだと言われちゃえましょうがありませんが、ただ、緩和できる措置がないのかどうかというものをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今のところ、まだ災害公営住宅という範疇でございまして、将来的には町営住宅というほうに切りかわりますので、そのような段階で検討させていただければと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） わかりました。

そのような町民の方々、お困りの方がいらっしゃいますので、町当局として、ぜひとも相談に乗ってあげていただきたいというのが、私からの願いであります。

続きまして、2番の原子力災害及び放射線健康被害に対する町長の見解を問うという質問であります。原子力に関する質問が他の議員からももちろん出ていますので、私のほうからは放射線健康被害に対する町長の見解を問いたいと思いますので、その点お答えいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 6年前の東日本大震災の原発事故でありますけれども、原発地域から我が町は直線で約64キロということでもあります。そういう中で、本町もこの放射性物質が飛散して、多大な、いろんな面で影響を及ぼしているということでもあります。そういう中で、我が町では、特に放射性物質の飛散状況を的確に把握するというので、独自に、いわゆる原発事故が3月12日に起きまして、3月29日に学校、農地、ため池等のいわゆる土壌分析をいち早くさせていただきました。これは、後で調べたのですが、県内の市町村でどれだけこういったことをやられているのかということ調査をさせていただきました。そういう中で、県内38市町村、これは重点的な汚染調査対象地域というのですが、38町村を調べました。そういう中で、回答した市町村は29市町村でした。土壌調査をやったという町村は、我が町も含めて2町村であります。残りはされていなかったという、そういった報告が調査でわかりました。特に、この2町村の中で、これは郡山市と鏡石町です。特に今、子供さんの大きな問題になっているのは、ヨウ素ですね。まさに消えたヨウ素という固体であります。セシウムは7年とか30年とか長く残ると。でも、ヨウ素というのは、8日に半減してしまう。

私もそういうことを知っておって、ここに注目した中で、セシウムばかりではなくて、ヨウ素も調査しようということで、しました。この調査については、そういうことで、私はこの原発事故についていち早く対応したというふうに考えております。ただ、私もこの原発については、いわゆる放射能については知識はございません。でも、こんなことを知ることが、後々の対策になるのかなど。

もう一つは、原発地域の周辺との比較、飯館の比較、そういったものも含めて、我が町はそちらよりは安全だということを、こういった数値をもってしておると。さらに、1年後には町内526カ所、250メートルのメッシュで調査をさせて、これも全町民に配りました。さらに、平成24年11月については、色で見るマップもお配りしました。その2年後にも調査をしました。今後もいわゆる住宅除染が3月で終わりますので、その後ももう一度、同じ箇所をはかって、どのようになったかと、こういったものについては、また町民のほうにお知らせをして、より安全になったと、そういったことも含めてしていきたいと、私の考えはそういうことで当初から対応しているということでもあります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 震災後の町の取り組み、お聞かせいただいて、大変立派な取り組みだなと思っております。そういう中において、いろいろなデータが、県民健康調査のデータも公表されているわけでありますが、我が町においても甲状腺がんの子供が1人出ておるということが報道されました。そのことについて、町当局としては実際どのような情報を把握をしているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） 2番議員の質問にお答え申し上げます。

ただいまお話ありましたとおり、1名がんの疑いがあるということで、新聞等でも報道されたところでございます。こちらにつきましては、私のほうとしても情報収集に努めたいということで、県のほうにも問い合わせをしたところでございますが、個人情報の部分がございまして、そちらの部分については私のほうにはいただけなかったところでございますが、なお、県のほうといたしましては、こちらのほうにつきましては、各種相談、支援等を行っているというような回答はいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 重ねてお聞きしますが、この方1名は甲状腺がんの疑いなのか、実際がんだったのかと、そこまでの結果はどうだったのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

そちらにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、個人情報ということが県のほうからございまして、あくまで新聞報道までの回答ということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、この県民健康調査という、国が主体になって行っている、恐らくは県が医大に委託するような形で実際はやっているわけだと思いますが、この調査の得られた結果というのは、我が町もそうですが、県内の各59市町村はそれぞれ把握していないという状況なんでしょうか。それとも、私たちが求めても、それについて我が町の町民の健康ですね、知るべき町当局だと私は思っていますが、情報管理をしなくてはならない町当局と思っていますが、町が求めても、その情報を得られない、この調査になっているということなんでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

県民健康調査につきましては、県のほうで基本調査と甲状腺検査、詳細検査として甲状腺検査等を実施しているところでございます。こちらにつきましては、報道にも出ておりますが、各市町村ごとの調査結果は出ているところでございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、個人的な部分、こちらにつきましては、あくまで県のほうで個人とのやりとりの中で、甲状腺検査については2次検査の中で各種検査、そしてその結果に沿いまして、今度はそれに対する支援、相談というような形で進めておるところでございまして、私どものほうといたしましては、この辺の結果を踏まえまして、町として事業を行っておりますホールボディカウンターの検査とか、平成23年度から実施しております線量線のバッジ検査、そういうふうなものの中で、子供たち等について健康管理等については実施していきたいというような考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひですね、今、町で独自でやっておられるバッジ、あるいはホールボディカウンター、そういったものをやっていただいて、我が町の子供、そして、全町民の健康を守る対策を講じていただければと思っております。

続いての質問に移らせていただきたいと思います。

我が町における地方自治という題目で書かせていただいておりますが、まず初めに、政策立案及び行政事務の違いについての町長の認識を問うという質問であります。ちょっと抽象的な質問でありますので、お答えにくいのかなと思っておりますが、私の意図として申し上げるならば、町長は、役場職員出身で町長になられたと。そういう中で役場の事務のこともよくご存じであると。そういった中で町長になられて、政策立案する、いわゆる政治家としての立場になったということで、その政策立案もしなければならぬし、あるいは行政事務についても詳しく知っておられるという中において、その両者が町長の中においてどのような位置づけにあるのかというものを、まずお聞かせいただければと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 政策立案と行政事務ということでありまして、そういう中で、政策立案等については、特に町の政策立案の基本ということにつきましては、いわゆる中長期的な町づくりの計画、こういったことからすると、10年間のいわゆる総合計画、今は第5次総合計画でありますけれども、それと5年間の計画としての基本計画を策定して、その計画の実現に向けた施策の基本方針を定めまして、住民の福祉の向上に努めているというのが大きな基本であります。

もう一つは、いわゆる行政事務、これについては法令で規定されている分野、例えばわかりやすいのは、戸籍事務、保健医療事務などが上げられますけれども、そういう中で地方分権によりまして、自治体の独自に上乘せをしたサービスも可能となると。そういった分野についてが政策分野になるのかなと。そういうことで、大きな政策と行政事務ということ、大きく捉えると、そのようになっているのかなというふうに私は感じております。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういう中において、2番の質問に移るわけではあります。町長は政治家としていろいろなアイデアに基づいた政策をお考えになると。これは政治家ですから、ある意味住民、町民に夢を持たせるようなことを考えなくてはいけないわけです。そしてそれを実際に具現化しなくてはならないと。アイデアを立てて具現化していくというのが政治家の役割なのかなと私は考えておりますが、そういう中において、政策立案の段階でどのようなプロセスを踏んでおられるのか、その中において、いわゆるブレインのような方がおら

れるのかどうか、あるいは実際にどのような政策立案の手段をとられているのかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 政策立案については、住民の皆さんから意見、あるいは議員の皆さんからのご意見をいただきながら、中長期的な視点のもと、さまざまな角度から行っているというのが基本であります。そして、そういう意味では政策立案のブレーンと今お話をしましたけれども、住民の皆さんが私は全てブレーンだというふうに思っております。そして、さらにそういったことを、いわゆる職員が一緒になって考えると。これが基本であるかなというふうに思います。

もう一つ、私の先輩からの教え、職員時代からなのでありますけれども、お二人の先輩がおりまして、一つは、やはり根拠なんだと教えていただいた先輩、もう一つは、改善、これは自分の中で3年たったらちょっと検討しよう。5年たったら修正しろ。10年たったら廃止せよ。まさにこれが改善、そして今、町のいろんな基本計画の中にもありますけれども、進化というそういったものにつながるというふうに私は思っております。

そういうことで、いろんな、例えば吉田議員さんが平成27年12月に提案をしていただいたガソリン、タクシーの関係も、今回新年度の中ではそれをガソリンに引きかえよう。ただ、中身はちょっと多少は違うかもしれませんが、そういったものも当然ありますし、それも吉田議員さんが言われたような部分については、町民のほうからもそういった声があると多くの意見を聞きながら対応をしているということをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長から今、町長にとってのブレーンは住民であるという言葉をお聞きして、すばらしい言葉だなと。我が町の歴史に残るような名言ではないかなと思って聞いておりました。私が提案した重度心身障害者の件だと思いますが、そのような形で少しでも改善されて、実質的には医療機関の窓口払いをなくしてほしいということが最終的な目標でありましたけれども、まずはそういった交通手段が改善されたということで、私も喜んでおります。

そのような中におきまして、我が町においては、町の当局の中に、当局といいますか、いわゆる審議会、あるいはここにおられます行政委員会、たくさんものがあるわけです。そちらは実は町長の諮問機関であるということ、その役割も実際に問われることになるのかなと思っておりますが、どうやら見ますと、その審議会の委員や行政委員の中には兼務をさ

れている方がたくさんおるという中で、兼務が多いのではないかと。1人で何役もやっている人がいるわけですよ。これ、何役もやって、片手間でやっているような形になるんじゃないかとやっぱり不安に思うわけです。そういうこともありますので、その辺の兼務の状況、あるいはそういった人材確保、町の行政にかかわる人材を確保していくために、どのようにお考えになっているのかということもお聞かせ願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 確かに、兼務というのが結構多いというのも承知をしております。そういう中で、私も去年、おととしまででは町村会の副会長をさせていただきました。そういう中でもいろんな兼務、いわゆる役職というんですか、こういったものもありました。そういう中で感じることは、一つのことをしっかりとやって、その審議会なりに入るということも大事でありますし、もう一つは、幅広い、いろんなことを知識を得ながら、そこで、審議会の中で意見を言うということも大事なのかなと。ですから、それらを加味しながら担当分野でも含めて、そういった広い面でやられていると、私はそのように思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） わかりました。

そういう中で（3）の質問に移りますが、先ほど町長が申し上げました、町長はご自身のブレーンが住民だという中において、町としては、やはり広報・広聴事業を充実させるべきだというふうに思っております。前回の我々の町村議会議員の研修会の中でも、講師の先生が広聴事業をやはり充実させるべきだという話をしておりました。私も前に同じことを述べたことがあります。ですから、この広報・広聴事業のうちの広聴事業、特に広聴事業。これをどのようにさせて充実させていくのか。そして、住民の声を聞くという話、先ほどの町長の話あったと思いますが、そして、私としてはぜひとも町民に町政、住民の政治参加を促すような取り組みをしていただきたいと思っておりますが、この辺についての見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

広報・広聴の充実と町民の政治参加でございますけれども、広報事業につきましては、毎月発行しております広報かがみいしを中心としまして、ホームページや各行政区への回覧を今後とも続けていきたいと考えております。

広聴事業につきましては、町民の皆さんからのご意見を受けるために、現在のところホームページによる受付や、庁舎や勤青ホームにありますふれあい通信ボックス、さらには、昨年やりましたような町政懇談会を定期的に行きまして、受付をしております。さらには、各地区からの要望につきましては、行政区長さんを通して要望を受け付けているところでございます。

町民の政治参加につきましては、現制度の中では直接的に行政や議会に、上に参加することは先ほど申し上げましたような審議会とか、あとはアンケートとか、そういったことが考えられますけれども、新しい今の政治参加の手法につきましては、SNSによる意見募集や、無作為抽出による検討会等への参加、さらには、くつろいだ雰囲気の中で自由に意見を伺いながら意見をいただくような、そういった新しい手法も出ているようでございますので、いろんな機会を捉えまして、やはり町政に対する意見等につきましては、今後とも聞いていかなくてはならないなど考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今の中で、広報かがみいしの件が出てまいりました。広報かがみいしについては、どのようにして今配布されているのか。もしかしたら私の勘違いかもしれませんが、いわゆる行政区、そして行政区の班に加入している人には配られているような感じがするんですが、そうでない人、例えばアパート等の居住者等の方々には配られていないというふうには把握しておりますが、その辺の実態はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

広報かがみいしの配布につきましては、2番議員がおっしゃるように、行政区を通じて毎月の初めに行政区に直接配布しまして、各班長さんのほうに配っていただいているところでございます。ですから、行政区では行政区に入っていない方には配っていないということで、それ以外の方につきましては、役場で配布、さらには希望があれば郵送というような形で配布しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これ難しい問題があると思うんですが、町民の知る権利ですよね、いわゆる広報かがみいしを受け取る権利というのは、私は町民の知る権利の具体化したものだ

と思っておりますが、アパート等の居住者が、見たければ、役場に求めれば送ってくれる、あるいは役場に来ればもらえるということですが、あらかじめ同じ班に入っているか入っていないか関係なく、こういった方々にも配れるような方法はないか、ご検討していただいたことはあるでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） ただいまの質問ですけれども、アパートにつきましては、管理人さん、さらには管理会社、大家さん等から希望があった場合には、直接そこに届けて各世帯のほうに配っているというような状況でもございます。また、ホームページにも広報等を出しておりますので、そちらのほうをごらんになっていただくような機会もあると思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひ、そのような形でやっていただきたいと。さらに町当局のほうから働きかけるべきことではないのか、これはどうかわかりませんが、管理会社、管理人等にぜひとも実態を、やっぱり配布の状況を確認していただいて、全町民、いや、全戸に公平に配られるようなシステムをつくっていただきたいというふうに思っております。

第3の質問に移らさせていただきたいと思います。

第3、我が町における公務員制度改革ということですが、公務員制度改革ということでもありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今、天下り問題、文部科学省で、文部科学省の天下り問題が今ニュースになっていると。今、ほかのニュースがどんどん出ていますので、大分消えてはきましたけれども、大分問題になりました。そういう中において、天下りとはこれ全く違うものだと思いますが、我が町においても退職された職員の方々が再任用という制度で、再び役場の仕事、町の仕事につかれているという状況があるわけがあります。そのような再任用制度、これに関する是非も含めて町長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

国家公務員の天下り問題については、新聞報道等のおりでございますけれども、そもそも天下りとは、退職した国家公務員が在籍していた府、省と関係の深い民間企業や、さらには外郭団体等に再就職すると言われていたということでもあります。その再就職する点については問題はありませんけれども、問題なのは、1つには、退職金の二重受け取りということ

です。さらには、省庁と再就職先との官民の癒着、権利の温床になってしまう、そういった危険性が高くなるからというふうに言われています。

一方、現在、平成28年度から採用しました再任用制度、これについては、民間企業では既に義務化となっている、いわゆる年金受給者受給年齢までの雇用について、公務員にも適用した制度であると。本町でも今お話申し上げましたように、平成28年度から本格的に採用したと、そういうことでありますので、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、過去の質問にもちょっと触れるような形になるのですが、町の予算の中で、退職された職員をもう一度、町のそういった再任用職員として雇うという形になるのかなと思います。もう一方で新しい、例えば高卒、大卒の職員を雇うという方法もあるということでもありますけれども、その辺についてバランスが私は問われるのかなと思います。その辺についてはどうか。あるいはその再任用する目的ですね、これ私はやっぱり再任用制度の中で一番重きを置くべきところ、やはりその目的だと思うんです。ただ単に退職した職員を自動的にもう一回再雇用するという形では、これ私は困ると。何のために再任用するのかということについても考えなければならないという点で、その2点について、新しく入る新規の採用の方とのバランス、もう1個は再任用の目的ですね、そちらをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 再任用制度については、今申し上げましたとおりでありますけれども、再任用するからには、ただ一旦退職して再任用ということではなくて、しっかりと今までの経験を十分に生かして、そして住民のためにすると、そういったことがなければならないと。ですから、この再任用に当たっては、ただ再任用するのではなくて、いわゆる十分本人から聞き取りをしながら、そういった点で行っていると。さらに、今後もこういった、ことしから、今年度から始めたということでもありますので、先ほどの進化ではありませんけれども、いろんな角度から手直しをしながらやっていくことだなというふうに思っております。

あと、新採用、これについても、再任用制度の関係と新採用の部分については、当然町のいわゆる人員のことについては、十分把握をしながら対応を決めていきたいというふうに考えております。特に、我が町の中でも今回は5名の方が退職されるわけなのでありますけれども、今40歳、41歳、42歳、43歳、この4年間、約この倍近い方が将来やめるようになってしまうと。そういったバランスの悪い採用のあり方というのはどうなのかなというふうに考えております。ですから、このいわゆる将来にわたって安定したバランスのよい、そうい

った採用についてもしっかりとしていきたいと。これ、今までもそのようなつもりでやってきたつもりであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね、ぜひともこの制度、町民から誤解されないように、やっぱり国でやっているような天下り問題と一緒にたにされてしまうと、物すごく残念だと。退職される今回5名の方々、立派な方々だと私は思っておりますし、そういった方々が引き続き町のために奉職していただけるということは、これまた大変立派だと思っておりますので、ぜひともこの制度が町民から誤解されるような制度でないように、その点ご配慮いただければと思います。そして、（2）の質問の前段部分は割愛しまして後段部分になりますが、4月に今おっしゃった、5名の退職の方々が再任用されるというふうな予定かと考えておりますが、それらの方々がどのようなポストに配置されることになるのかということ、現段階で内定している部分とかありましたならば、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年度退職なされる5名の方につきましては、全員希望がありまして、再任用させていただきたいと。充てる業務でございますけれども、町の中で各課でやっている業務の隙間的な部分、当然今までなかなか手を出せなかったというような部分にも、今後配置していきたいと。ただ、当然、将来的に再任用がふえた場合、例えば平成34年度からは65歳まで再任用が続くとなりますと、人員がふえてきますので、そういった場合には今まで職員がやっていたような業務まで、今後、入らざるを得ないのかなというところでございまして、とりあえず来年度につきましては、今申し上げました人員の不足部分と、業務の隙間的な部分の業務を実施して、今までの行政経験を生かして、発揮していただけるようなポストを用意したいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね、不足部分、隙間部分ぜひ埋めていただいて、できることならば町長に、前も申し上げたと思いますが、縦割り行政でなくて、やはり横断的な部局等も検討いただきながら、隙間のない、漏れのない行政を推進していただければと考えております。

第4の質問に移らせていただきたいと思います。

第4の質問は、我が町における財政健全化というテーマで質問させていただきたいと思います。

まず初めにですが、我が町の財源の確保に対する町長の見解を聞きたいと思います。財源と申し上げますと、自主財源、依存財源等々あると思いますが、それらについてどのようなお考えをお持ちになっているのか、特に、今3月定例会は予算議会でありますので、新年度に向けて、財源確保のあり方についての町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 財源の確保に対する私の考え方ということでありまして、まず、現行の行政会計というのは、いわゆる単年度会計主義なんですね。単年度会計というのは、その年に入った収入をその年に使い切ってしまうという、これが全国的な単年度会計主義、今いろんな制度改正というふうになってはいますが、今までの、国もそうですし、町もそういう会計主義だったということがまず前提にあると。そういうことでは、当然経済が上向いている場合については、これはよくなるのですが、一旦経済が悪くなると、当然、今までのサービスができなくなってしまうというのが、今までの考えだと。そういう中で、やはりその財源の確保の基本ということにつきましては、そういったことを踏まえながら、ある程度の財政調整基金の確保も大事だろうし、そして、目的基金、こういった貯めて使うという、そういうことも大事だろうというふうに思います。例えば、財政調整基金、私が就任したときは2億5,500万円で、今7億円になっております。でも、これも先ほど言った、経済によってはまた減るかもしれない。そういうことで、やはり特にその財政調整基金というのは、そういう意味では大事だと。そして目的基金も大事だと。そういった考え方で、今進めているということでありまして。

もう一つは、当然それ以外にも企業誘致、さらには住宅の確保、人口が減ってしまえば当然、得る地方交付税とも下がってしまうということでありまして、人口減少にならないような、そういった対応も必要であります。さらには、使用料、手数料、そういったものについても適正な見直しも必要だと。

そして、もう一つは、歳出面でもコスト意識を持って、いわゆるよく言われるように、最少の経費で最大の効果を発揮するということが大事なんだろうなというふうに思います。

また、もう一つは、税収の確保というのも大事だということであるので、しっかりと足りない部分も含めて、しっかりとやるということも大事だというふうに私は考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、説明いただきましたが、そのうち、私、前にもお聞きしたかもしれませんが、我が町における財政調整基金の適切な金額というのは幾らなのか。今、7億円という話でしたけれども、我が町の財政規模から考えると、適切な金額というのは幾らだったかと、私記憶、忘れてしまったので、もう一度お答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

財政調整基金の適正な額と申しますと、なかなかこうだという数字はないのですけれども、前に私がお話ししたのは、標準財政規模の5%、市町村の場合ですと、20%程度が目安というように言われているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、我が町の標準財政規模に5%、20%掛けると幾らになるか、その具体的な数字もお答えください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

我が町の標準な財政規模といいますと33億円。20%というと大体5億ちょっとですね。ですから、標準を満たしているのかなというようなところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今おっしゃったとおり、標準的な額がキープされている、保たれているということではないのかなと。適切な基金の取り扱いではないのかなというふうに考えております。

そういった中、もう一度お尋ねしたいのは、財源確保、先ほど申し上げましたとおり、自主財源の確保と依存財源に頼らなければならない部分とあるわけですが、我が町の新年度予算、これから審議するわけでありますが、我が町の自主財源及び依存財源がそれぞれ何%ずつあるのか、お聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成29年度の自主財源といいますと、やはり税収なのかなと。大体26%の15億円程度を予定しているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 26%が自主財源で、その他が、74%はほかの依存財源含めてその他の財源ということでよろしいのでしょうか。そういう中において、自主財源が26%なわけがあります。少ないというのが私の感想であります。もっともっとやはり自主財源を確保していかなければならない。そういう中において、自主財源のほとんどが町税なわけでありまして、けれども、そういった中で、税金を納付するのが国民の義務だと。しかしながら、税金が払えない方もいるということでもあります。その払えない理由としては、実際に本人の、あるいはその家庭の経済的な理由もあるでしょうが、私としてみれば、税金をかけるほうで、やはり適切な課税がされているのか、税金の賦課がされているのかどうかということです。

もう1個は、先ほど町長からもあったように、税金をしっかりと取らなければならぬと、町税のほうもあるでしょうが、その前段階として、やはり適切な課税が行われているのかということでもありますけれども、そういったことも踏まえまして、実際にもう賦課されている方々に対しては、やはり徴収していかなければならない。しかし、適切な制度、合法的な制度に基づけば、減免されるものもあるのかもしれない。そういうことで考えておるのですが、町としては、その町税の減免の可能性については、いかにお考えになっているのかということについてお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町税の賦課方法及び納付状況を勘案した町税減免の可能性についてのお尋ねでございますが、ご存じのとおり、町税とは、町がその活動に要する経費を賄うのに必要な収入を得るため、町民から徴収する金銭であり、地方税法の規定に基づき町が条例の定めるところによって課税することとされてございます。

そして、人によって差別してはならない、同じケースには同じ取り扱いをするということで、租税公平主義がとられているところでございます。本町の賦課及び徴収も、この法律及び条例により定められた方法で行われておりまして、町財政の根幹をなす貴重な自主財源として、少しでも多くの収入を得ることが求められております。

しかしながら、諸事情により納税が困難な方に対しては、これを救う方策も必要でござい

ます。このため、町税には条例で減免規定が定められてございます。例えば、住民税では生活保護となった場合や所得が皆無となり、生活が著しく困難となった場合、また、固定資産税では、生活保護となった場合や災害、または天候の不順により著しく価値を減じた場合等が対象となり、その後税金を納める必要がなくなるもので、今後もこれらの規定を適切に活用しながら、生活弱者、被災に遭われた方に対しての負担軽減を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 払いたくても払えないという町民が実際にたくさんおるということも聞いておりますが、やはりそういった方々の話を全て聞くわけにはいきません。こちらもやはり町としても、しっかり徴税していかなければならないということもありますので、町民の声も聞きながらの徴税事務を徹底していただきたいというふうに考えております。

そういう中におきまして、前から私も言いましたし、あとほかの議員も言っていますが、いわゆる固定資産税の賦課について、特に県中都市計画というものが我が町には昭和45年からあって、我が町も昭和47年に、それに基づいた計画を立てて都市計画をやっているわけにありますけれども、市街化調整区域に対する税金の、要するに住宅が建てられない、自分で建てられないというところがたくさんある。そこに住宅並みの課税といたしますか、しっかりとした課税がされているということの、その矛盾を感じるというわけであります。

県中都市計画は、間もなく、あと平成32年かと思いますが、見直しになるのかなというふうに考えておりますけれども、それまでこの現行の体制が続くと。しかし、市町村長の判断によると、その県中都市計画の中においてもある程度の変更といたしますか、その裁量が認められているというのもあるようです。そういった中において、この今申し上げました県中都市計画において、市街化調整区域と指定されている土地に対する固定資産税の、それに対する減免といたしますか、そちらに対する課税のあり方について、どのように考えているかということ、現段階においてどのように考えているかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ご答弁申し上げます。

ただいまの固定資産税の賦課に関するご質問の中で、市街化区域というふうなことの中で、市街化調整区域の課税というふうなことでございますが、ともすると、市街化調整区域ではなくて市街化区域内のいわゆる農地の課税ではないかなというふうに思います。調整区域に

については、ご存じのとおり宅地を抑制しながら計画的に進めている地域でありますので、固定資産税においても農地は農地の評価で行っておりますが、市街化区域内の農地については、いわゆる宅地並み課税というふうな形での賦課をしながら、市街化を促進する地域というふうなことになっていきますので、その形での農地、山林については、宅地並み課税を行っているというふうな状況でございますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 大変失礼しました。私の不勉強でそのような質問になってしまい、正しいお答えいただきましてありがとうございます。

さて、その固定資産税の話はさておき、次の質問に移りたいと思います。

今、私も新聞の記事を今こうやって持ってきておるのですが、ふるさと納税に関する記事が、こう毎日といますか、毎週のように出てきておりまして、我が町のふるさと納税の実額の金額についても実際に出ているわけであります。ほかの市町村の動向も出ていると。そういう中におきまして、ふるさと納税というのは、私はある意味郷土愛に基づくものではないのかなというふうに思っておるのですが、このふるさと納税のこれまでの経年推移、そして新年度における目標、なかなか目標というものは立てづらいものかと思いますが、それについてどのように町執行としてお考えになっているのか、こちらをお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、本年度の2月末現在のふるさと納税の状況で申し上げますと、70件で216万5,000円となっているところでございます。前年につきましては、56件で186万1,000円ということで、件数では14件ふえていて、納税額でも30万3,000円の増と。特に個人からの納税がふえているというような状況でございます。

私どもといたしましても、総務省が言っている郷土愛に基づくふるさと納税制度ということで始まりましたけれども、実態は新聞に出ているような返礼品のエスカレート、ブランド力、さらには高い還元率、やはりお得感を求めて全国の皆さんはふるさと納税をしているというような状況で、再三、商品券等を発送して、国の総務省から注意をされているというような状況でございます。

町としましては、平成20年度から取り組んでまいりました。平成20年度から平成25年度までにつきましては、返礼品をしていなかったということでございまして、一番多かったのが平成23年度、震災のあった年ですけれども、このときに30件で490万円ほど納税がござい

ました。それ以降それほどの件数はないんですけれども、平成25年度13件、平成26年度の4月から返礼品を開始しまして、平成26年度には22件、平成27年度56件、平成28年度70件というように、ふるさと納税についてやはり財源の一部になるということで、町のほうとしましても返礼品の検討やら選べる返礼品を検討して、今に至っているというようなことでございまして、平成29年度におきましても、ふるさと納税に対するさらなる増加を目指して取り組んでまいりたいと。年間のふるさと納税の目標につきましても、500万円を設定させて、平成29年度につきましてもふるさと納税をよりよくできるように、今後も検討させていただければと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、説明いただいたように、今のところ70件で216万5,000円ということだったと思いますが、新年度目標500万円ということで、倍以上の見積もりと申しますか、目標があるわけでありまして。かなりの努力、努力と申しましても、先ほどから申し上げましているように、これは相手がいることでありますから、なかなか難しいこともあるかもしれませんが、努力をしていただきたいと。

特に私は鏡石町のやはり情報発信が必要なのかなと。もっともっとやらないと、なかなか鏡石町が福島県、そして全国からは認識されないんじゃないのかなというふうに思います。もっともっとやらないと足りない。そういう中において、町から外に出ていっている方が、やはり幾らかふるさと納税しているということだと思っておりますけれども、その中に先ほど申し上げましたとおり、総務省も言っているとおりの郷土愛なんですよ。やはり。郷土愛に基づくというのがやはり総務省の言っていること、私もそうだと思います。そして、その郷土愛は私はある意味教育だと思っている。ふるさとを思う心というのは、これ教育の重要性をまさしく反映するものだと思っておりますが、教育の観点から、この郷土愛というものはどのようにお考えになっているか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

私は、町づくりは人づくりだろうというふうに思います。鏡石町で育った子供たちが鏡石の学校で学んでよかった、しっかりした今の自分があるのは学校のおかげであると、そういった日々の積み重ねが郷土愛につながっていくのかなというふうに感じてございます。学校は子供たち一人一人の可能性を精いっぱい伸ばせるように、しっかりと教育に取り組み、それが間違いなく郷土愛につながっていくのだろうと、このように考えているところであります。

す。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、教育長答弁いただいたように、それこそ今度4月からは基本の条例も制定されることになるかと思いますが、指導主事を置いたり、教育に対する熱心な動きが町当局に見られますので、ぜひともその日々の教育に最大限の努力、尽力をしていただきたいというのが私の考えであります。

そして、次の質問に移らさせていただきたいと思いますが、これは前にも質問させていただいておりますので、その後どのようになったとか、なったのかということをお聞きしたいのですが、いわゆる広告ビジネスであります。

我が町の少ない自主財源、これどこの自治体でもそうですが、しかしながら、どこの自治体も努力している。何とかしてお金を集めると。町独自で、町が自由に使えるお金を集めようとしているわけでありまして。その中で、各市町村がやっているのが広告ビジネスであります。これは、前に私が質問しました。そして検討しますというお答えもいただいております。

これは、お隣の須賀川市の封筒であります。須賀川市の封筒の裏面には、このように広告が載っていると。逆に言えば、この封筒は、須賀川市は1銭もお金を出していないわけです。あるいは、逆に言えば広告料をもらってこの封筒をつくっていると。要するに封筒代の節約につながっているわけでありまして、これ郡山でもやっています。ここに書いてあるんです、郡山の場合は。須賀川には書いてないかもしれませんが、郡山のやつ読みますと、「行政コスト削減のため事業者から寄贈された封筒を使用しています」というふうに書いてあります。今、私が申し上げたとおりだと思いますが、このように封筒の裏面を活用して、広告を用いて封筒代を節約するような動きがとられていると。

実際、我が町では検討はどのようにされたのか、現在の我が町の実態はこうはなっていないと思いますが、その辺についてのお考えを聞きたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成28年3月に吉田議員さんのほうから質問がございました。そのときには全国的にも広報紙やホームページ、さらには公用車、先ほどありましたような封筒にも広告を載せて自主財源としているというようなことで、検討するとお答え申し上げました。町のほうにおきましては、広報かがみいしの広告欄充実については検討してまいりましたがけれども、やはり広報かがみいしでは、広告欄充実にしますと、やはり現状の広報欄が少なくなってしまうとい

うことで、広報紙については難しいだろうと。それ以外には、今ありましたような封筒につきまして、そこまで検討をしておりますけれども、まだ実施段階には入っていないというようなことで、やはり行政における広告主の選別、さらには公正さ、さらに広告主の不祥事による対応等について、町のほうではまだそれまでの熟度がないということで、今後も研究課題とさせていただきたいと。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長から答弁いただきましたけれども、なかなか踏み切れない理由がどこにあるのかということで、広告主の側に問題があった場合の対処を町が心配しているわけですね。実際、郡山市のものを見ますと、広告主及び広告内容については、「郡山市が推奨するものではありません」というように書いてあるわけです。要するに、この一言で、各広告主の責任なわけです。私はそれでいいと思います。ですから、問題は、やるのかやらないのかと。やるのであれば、これはそれこそ一朝一夕でできます。大抵町の事業は一朝一夕でできるものというのではないと思いますけれども、これはそれこそあしたにでも広告主を募れば、すぐにでもやれると思いますよ。私はそういうふうに思っています。

ですから、先ほど申し上げましたように、お金がないないというふうに言うのであれば、お金がないんだったら、それを集める方法を考えてください。本気になって。私も考えています。去年の3月に同じことを言っているわけです。1円でも10円でも集まる方法を考えてくださいということで私は提案しているわけですが、この点についてしっかりと考えていただきたいと思います。

特に、また須賀川市においては、インターネットホームページ上でバナー広告等々もやっているということもありますので、そういった点もしっかり参考にしながら考えていただければと思います。

今の質問に合わせまして、このような公用の封筒及びこれを例えば住民の方々に送りますと、郵送料金がかかるわけです。それこそ郵送料金上がるなんていう話も聞いています。こういった封筒や、その郵送にかかる費用を節減するような動きがあるのかどうかということも、またお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公用の封筒につきましては、今、ご提案いただきました事業者の負担でつくっていくというようなことも当然検討が必要だと思っております。さらに、封筒の中に入れるもの、そのものの

削減につきましては、やはり所管課を超えた形で受信者を特定した上で一緒に入れるということにつきましては、やはり個人情報や事務の煩雑が予想されます。

また、世帯ごとの送付につきましても、やはり役場の通知は、多くの場合、個人情報がありますので、世帯による送付では、なかなかふぐあいが出てきてしまうということで、郵便料金につきましては、送付する郵便物の数量や配達区域によりまして、規定の料金よりも割引される制度がありますので、そちらを中心に、必要なものはやはり出させていただくというようなことで、先ほど申しあげました封筒の削減については、ご提案のとおり、検討させていただきたいと。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これ恐らくまた来年も同じ時期にまた私、質問したいと思いますので、それまでにいかなることになったのか、またお聞かせいただければと。1年猶予期間がありますので、ぜひ考えていただければと思います。

そして今申しあげましたように、紙の節減といいますか、今はやはりペーパーレス化だと私は思っています、私たち議会もペーパーレスについては検討している部分もあるわけがありますけれども、町でもいろんな会議があると。そういう中において、紙をなるべく使わないようにする取り組み、そしてその一つとしてタブレットの導入、これは議会ではなくて、その町のいろんな、例えばさっき言った審議会とか、行政委員会等で、そういったものをまずやってみようかなとか、そういうふうな取り組みがあるのかなという、そういうふうな検討は今までなされたかどうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

会議におけますペーパーレス化の取り組みについてございますけれども、全国レベルにおいては導入している、市議会を中心にあると聞いてございます。タブレット導入によるペーパーレス化につきましては、印刷経費の節減、さらには紙そのものの減量やCO₂削減にも寄与するものと思っております。ただ、使用基準の構築、セキュリティーや導入経費、ランニングコストの兼ね合いなど、やはり一番は視認性の低下ということで、町に財務会計が入ったときにも、ペーパーレス化の検討はなされました。ただ、一番は、視認性の低下、要するにすぐメモができないとか、机に3つ資料を並べて見比べるというようなことが難しいということで、そのときには検討はしましたけれども、当分の間このままやろうというようなことになっているところでございます。

今後、連日国会でもやられておりますが、ことしの通常国会の中にも国の国会でもペーパーレス化をしようというような動きが出ておりますので、今後、こういった動きがどんどん進んでくるのではないかと。当然、今あるシステムのデメリット部分をメリットとして生かせるようなシステムが今後構築されると思いますので、時期を見て導入については検討させていただきたいと。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 国の動き、そして全国的な動きもあるでしょうし、これもまたぜひ検討してください。我々議会でもそのペーパーレスという取り組み、議論になったことあると思いますけれども、やはり町当局のほうでも各種の会議ですね、議会だけでなく、各種の会議においてのペーパーレス、あるいは先ほど申し上げた、公が町民の方々に配布するような紙、そういったものもペーパーレス、対処できないかということも検討していただいて、また後に質問しますので、その際には、また改善が見られるようなお答えをしていただければと思います。

第5の質問に移ります。

第5の質問は、我が町における国民健康保険についてであります。まず、初めにですが、こういった場合、ちょっと私わからないので教えていただきたいのですけれども、例えば会社にお勤めの方々が会社をやめると、いわゆる社会保険から離脱すると。そうすると普通はスムーズに国民健康保険に入るのかな、あるいはもう会社がかわればまた別な会社の社会保険に入るのかなということですが、そのように会社をやめて社会保険を抜けた後に、国民健康保険に入るべき人が入らない場合に、どのような扱いになってしまうのかという、まずその扱いをお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ご答弁申し上げます。

国民健康保険制度は、ご承知のとおり、原則として被用者保険の適用者以外の国民全てを被保険者として、その疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民健康保険の向上に寄与することを目的としてございます。

国民健康保険に加入するときといたしましては、ほかの市区町村から転入したとき、職場の健康保険をやめたとき、子供が生まれたとき、生活保護を受けなくなったときなどがございます。ご質問の加入手続をスムーズに行わない場合の扱いについてでございますが、代表例としては、一つには保険証がないため、その間の医療費が全額負担となるというふうなこ

とでございます。

2点目としては、加入資格を得た時点までさかのぼり、自己負担していた医療費が給付されるほか、逆に保険税を納めていただくことになるわけでございます。

国保事業は、国民相互の扶助制度でありまして、このようなことがないよう通常2週間以内に異動の届け出をしていただくというふうなことをごさしまして、ただいまのご質問の会社をやめたときに、窓口のほうにはいわゆる離職証明を出していただいて、手続をとっていただくというふうなことになるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、いわゆる無保険の状態はあり得ないというふうに考えてよろしいのでしょうか。というのは、会社をやめて保険証をまだ持っていないので、医療機関にかかれなとか、そういうことを言う町民の方もいるわけですが、その辺についての扱い、あるいは町民の方々に対する、本来はすぐ手続をすべきなんだろうが、その保険証を持っていない状況があるという町民の方々についてのその辺についてはどのようにお考えになっているか、お答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） いわゆる保険制度は、議員さんご承知のとおり、国民皆保険制度でありまして、いわゆる国民はいずれかの保険制度には入らなければならないというふうなことになってございます。その中で、手続をしない間はどのようになるかということ先ほどの答弁のとおりであります。いわゆる給付についてもさかのぼって申請をしていただく、また、税金についてもさかのぼって納付していただくというふうなことになりますので、そちらの時点で、さかのぼりの事務手続を通りながら、いわゆる納付、給付を受けるというふうなことになるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） よくわかりました。その中で2番の質問であります。実際に国民健康保険の対象者になっていると、資格があるのに実際に被保険者証が不交付とされている方がいるという実態がございます。そのように交付になるような基準ですね、あるいはその不交付となっている方々の扱い、それはまずどのようになっているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ご答弁申し上げます。

国民健康保険被保険者証が不交付とされる基準とその扱いについてのお尋ねです。それから、後ほどいわゆる生存権の関係は2番目にご答弁させていただきますが、被保険者証につきましては、不交付ではなく、通常有効期間が1年となるものを6カ月以内と短縮いたしました被保険者証を交付する交付要項を定めてございます。

この短期間となる被保険者証の交付基準について申し上げますと、国民健康保険税に滞納がある世帯主を対象といたしまして、1つには納付相談、納付指導に応じない方、それから2点目としては、相談、指導の結果、負担能力があると認められる者で国保税の納付をしようとならない者。それから3点目には、相談、指導において取り決めた納付方法を履行しない者となっております。また、当然適用除外もございまして、財産への災害、盗難に遭った者、生計を一にする親族が病気や負傷した者、事業の廃止、休止した者、その他著しい損失を受けた者、滞納国保税に係る分割納付等があり、納付履行中である者、それから、地方税法の規定に基づく滞納処分の停止を受けている者となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、1年が6カ月に短縮されたものが発行されるということですが、例えば6カ月たてば、また6カ月のものが再発行されるということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ご答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、有効期間は通常は1年でございます。それがいわゆる1年に1回更新するわけでありませけれども、滞納があった場合等については、それを半年分ずつ更新を行っていくというふうなことになるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、ちょっと難しい問答になってしまいましたが、保険証を実際に持っていない期間はあり得ないというふうに考えてよろしいのでしょうか。それともやはり税金、国保税を納めないと、その保険証ももらえないときがあると考えてよろしい

のか、もう一度お聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ご答弁申し上げます。

先ほども答弁したとおり、保険証については、全ての皆さんがお持ちいただくというふうなことが、まず大原則であります。やむを得ず手続がまだ未了であったりというようなことは、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、その中で、通常1年のものについては問題ありませんが、納付等、先ほどの状況ありましたけれども、それら満たない方については短期証という形で短期の保険証を持っていただく。ですから、1年に2回の手続が必要になってくるというようなことでございます。それでもまだ十分になっていない方については、ご承知のとおり、資格証というふうな形で、1度お医者さんには全額医療費を払っていただいて、そしていわゆるこちらの窓口で申請をしていただいて、半分の給付をいただくというふうな形での資格証というふうなものもございますので、そちらで受診していただくというふうな制度でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今度はよくわかりました。そういう中において、やはり国保税も払えない、これ国保税ですから、やはり払うのが義務だと私も考えますが、実際に払えていない方が町民の中にはおると。そういった方々もやはり医療を受けなければならない状況にある中で、国保税も払えない人は、恐らくは窓口で医療費も払えないと私は思いますね。特に10割負担しろというのは、私はこれは酷な問題だと思っていて、そういう場合に、やはりそうしますと、結局結果的に国保税が払えない人は、私は医療を受けられないことになっちゃうのかなというふうに考えていました。そのために、結局ここに書きましたように、それは我が国の憲法が定める生存権、あるいは国民皆保険制度との矛盾があるんじゃないかなと思っています。そういった方々を救済といいますか、何とかして救済、そして私はやはりこの憲法にありますように生存権というものが重視されるべきだと思いますので、その辺について何か対策があれば、お考えがあれば、お答えいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ご答弁申し上げます。

先ほど、国民健康保険税のほうの中でのお話の中で、いわゆる国民健康保険制度は相互扶

助の制度の中で成り立っているものでございまして、国民健康保険税も払えない方というふうなことでありますけれども、税については、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減という軽減措置もございます。その中で、負担能力のある方については負担していただきますが、低所得者に対してはそのような形での軽減を持ちながら進めていますし、憲法25条に定めています生存権あるいはそういった制度については、先ほどご答弁申し上げたとおりでありますけれども、国民全てを被保険者として疾病、負傷、出産、死亡等に関して必要な給付を行っていくというふうなことでは、社会保障、国民健康保険の向上に寄与する目的としている制度でもございますので、その適用範囲内において憲法に保障する生活ができるものではないかなというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） この辺は本当難しいところで、憲法遵守、私は大事だと思いますが、やはり町としても、確かに国保税の徴収大変なことだと思います。しかし、やはり町民の医療に係るためのそういう環境づくりというのも大事だし、この辺はなかなかバランスの難しい問題だと思いますが、ぜひとも引き続きそういったことも考えていただきながら、事務に当たられていただきたいと思います。

第6の質問に移ります。時間がなくなってまいりましたので、急いでまいりたいと思いますが、第6は、我が町における上水道事業についてであります。

まず、初めにであります。水道事業においては、有収率、有効率、漏水率という言葉がございまして、こういった点についてご説明いただきたいというのと、我が町におけるこういったものの経年推移をお答えいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

町におけます上水道事業で、有収率、有効率、漏水率の実態及び経年推移のお尋ねでございますが、水道部につきましては、住民生活に欠かせないライフラインの役割を担っておりまして、日々、安全で安心した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備、更新や維持管理に努めているところでございます。

初めに、当町の有収率についてでございますが、過去5年間の推移といたしまして、平成23年度74.5%、平成24年度82.2%、平成25年度81.2%、平成26年度81.5%、平成27年度につきましては80.1%となっております。有効率、こちらにつきましては有収率、無収率、

有収水量、無収水量が入っております。有効率につきましては、平成23年度につきまして84%、平成24年度86.3%、平成25年度につきましては86.2%、平成26年度86.5%、平成27年度につきましては85.1%ということで、概念的には8割を超えている状況でございます。

漏水率の状況でございますが、割合ということでございますが、無効水量として管路等の漏水や濁り水などによる有効に使用されなかった水量を含めたものとしたしまして、平成23年度におきましては16%、平成24年度につきましては13.7%、平成25年度につきましては13.8%と、平成26年度が13.5%、平成27年度におきましては14.9%となっております。

なお、維持管理の都合上、消費された水量や公共の用途に無償で提供された水量もデータの中には含まれているということでご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） いろいろデータをお示しいただいて、ありがとうございました。

特に、漏水率が、我が町直近なので14.9%、裏を返せば有効率が85.1と、合わせたものが100%になるんだというふうに理解しましたが、漏水していますと本当に無駄、全くもったいないと私は思っていますけれども、漏水検査がいかに実際としてどのように行われ、どのような対策が講じられているのか、昨年と比べると、13.5が14.9にふえているわけですが、その辺はどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

水道事業におきましては、有収水量、有収率というのが大変大切なことでございますが、この漏水量、こちらの対策ということでございますが、漏水につきましては、給水管本管から宅地内に入る公道上での漏水、家庭の中ではメーターをくぐっている場合には、当然メーターを確認すれば使っていないなくてもメーターが回っているという状況であれば、漏水というのが確認とれるわけですが、本管上の漏水、こちらにつきましては、町としては町内を3ブロックに区割りいたしまして、毎年この時期でございますが、今、漏水調査を実施しております。その中で、大規模な漏水等発見された場合には、早急に対応、修繕ということで対応するというふうに思っておりますが、中にはなかなか気づきにくい、気づかないような漏水等もございます。そういった部分で、この町内を3ブロックに分けて毎年この漏水調査に努めまして、漏水量の減少に努めておるということでございまして、今後もそういった情報等、現状の状況でも、道路管理の中でも雨も降っていないのに水がたまっているとか、そういった日々の情報等も随時受け付けながら、この漏水対策については進めているところでござい

ますので、ご理解いただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 実際に漏水が見つかった場合の水道料金の扱いについては、どのようになっているかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 漏水が見つかった場合の対応ということでございますが、公道上、道路上の部分につきましては、当然管理上の部分でございますので、事業所。無駄な水になっちゃうのでございますが、家庭内におきましては、町としてはメーターをくぐって出た漏水、それに対しては減免基準というのを設けておりまして、確認不可能な、いわゆる地下漏水、当然蛇口から出ている分には漏水とは言えませんので、メーターをくぐって宅内で地下漏水等が発見された場合、こちらにつきましては、減免措置というのをさせていただきます。

こちらにつきましては、申請に基づいてでございますが、当然修理した暁に、どのくらい漏水していたのかということを確認、当然しなくてはなりません、過去の利用実績等に基づきまして、出た水量について使用者と町責任という形で、折半するような形で料金の算定をさせていただいて、そういった減免の手続きをさせてもらっているのですが、公道上については町がほとんど負担というか、その内容に漏水が発見された場合には、修理するというところでやっています。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 我が町の上水道事業会計は、地方公営企業法が適用されて行っているんだと思いますが、いわゆる独立採算制だというふうに説明を受けております。

しかし、地方公営企業法の中でよく見ますと、第17条の2あたりを見ますと、第17条の3、第18条、第18条の2を見ますと、全てが全て独立採算制ではないんですね。原則はそうになっていますが。今回、水道料金値上げになりましたけれども、そのような地方公営企業法の中でも認められるような、いわゆる一般会計からの流用といいますか、そういった考え方、そういったものは今のところないかどうかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 企業会計、公営企業法に基づく上水道事業は、独立採

算の原則のもと運営しておるところでございますが、水道会計に対して一般会計からの繰り入れという考えはないかということでございますが、当然公営企業といえども一般会計からの繰り入れ、こちらにつきましては、町財政の中で基準繰り入れという条項がございます。基準繰り入れというのは、一般会計から出資金とか、いわゆる水道事業、公的にいうと、消防防災的な部分も含めた形で担っている部分もございます。そういった形で基準繰り入れは認められる部分がございますので、そういった観点、状況であれば、繰り入れてもらってもいいのかなという考えではおります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今の現在の上下水道事業会計においては、繰り入れは一切ないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 現在、上下水道事業に一般会計からの繰り入れということでございますが、1点目につきましては、消防費ということで、消火栓の維持管理負担金という形で一般会計から繰り入れされている部分がございます。平成28年につきましては100万円ということでございます。その他、工事費の負担ということで、第5次拡張関係でございますが、配水管布設事業で駅東関係行っておりますが、こちらにつきましては、口径によりまして、事業費から水道事業のほうに工事費負担金という形で、工事費負担を入れてもらっている状況であります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 結局、上下水道事業をする上でお金がかかると。それが独立採算制だと、今回のように町民に水道料金を上げなければならないという単純な考えになってしまいますが、今おっしゃったような方法をとれば、ここに法律にも書いてあるように、補助、出資、長期貸付、そういったような方法で、例外的な部分も含めて認められているという部分もありますので、ぜひともご検討いただきたい。そういう中において上下水道事業会計においては、減債積立金及び建設改良積立金と積立金がございますが、これについては現況どのようになっているか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ご質問にご答弁申し上げます。

上水道事業会計における減債積立金及び建設改良積立金の運用状況のお尋ねでございますが、当年度の利益が生じた場合には、未処分利益剰余金処分として減債積立や利益積立金、建設改良積立金として積み立てることができることとなっております。

減債積立金におきましては、企業債の借入金の目的でございますが、償還の目的のために積むものでございまして、建設改良積立金は、建設または改良工事等を行うための財源として充てる目的で利益に応じているところでございます。利益に応じて、さらには今後の更新、投資のために積み立てているものでございます。

現在の積立額といたしましては、減債積立金が1億1,700万円、建設改良積立金につきましては1億300万円となっております。例年、資本的収支、いわゆる4条予算のほうの補填対応として使用されるものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そのような積立金が2つございますし、あと先ほどの、恐らく減債、企業債の返済については、これも先ほど申し上げたとおり、一般財源からの組み入れが幾らかは私は法律上可能でないかなと、思っておりますので、その辺もしっかりとご検討いただければと思います。

そして、最後、水道料金であります。今回の水道料金の値上げがわかっていない町民がいまだにいます。20%上がったということを知って、私から言うこともありますし、本当に最近になって気づいてびっくりしている方もおりますが、そういった値上げに対しての広報、あるいはそういったものを受けての広聴を十分にされていないのではないかなというふうに思っております。その辺についての対応はいかがでしょうか、お答えください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 質問にご答弁申し上げます。

このたびの水道料金値上げに関しまして、町民の広報、広聴及び水道料金滞納者ということでございますが、水道料金改定につきましては、平成28年、昨年でございますが、6月議会におきまして上水道事業条例、給水条例の改正について議決をいただいたところでございます。平成28年9月1日施行で、平成28年11月分より新たな水道料金の賦課となっております。

町民の皆様へのご理解を深めていただくために、広報かがみいし12月号に上水道の第5次拡張事業の概要について掲載をさせていただきました。料金改定のお知らせといたしまして

は、広報かがみいし8月号に特集として、鏡石の水ができるまで、水道料金の改定にかかわる記事を掲載しました。9月には町のホームページに掲載、さらに昨年9月12日から18日まで実施しました水道検針でございますね、水道メーターの検針時におきまして、料金改定のチラシを個別的に配付をして、料金改定の対応に努めてまいったところでございます。

また、料金改定における広聴といたしましては、上水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、上下水道運営審議会を設置しておりまして、学識経験者、水道使用者、公共下水道使用者など10名で構成されておりまして、料金改定の必要性などご審議をいただき、答申を得ています。

水道料金滞納者への対応ということでございますが、検針時期が奇数月、料金の納期は偶数月となっておりますが、納期内に納付していない滞納者に対しましては、翌月に督促状を發布させていただいております。なお、2期分の滞納者につきましては、納期日を定めまして停止等の予告文書を送付しておりまして、さらに2カ月ごとに催告書を發布して、徴収等の強化に努めているということで、安定的な収入ができるように進めているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） 水道料金滞納への対応まで説明いただいたんですが、ありがとうございました。

実際、水道料金滞納していますと、最終的にはとめざるを得ないということになるのかもしれませんが、その辺の実態をお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 水道料金の滞納ということでございまして、当然、給水条例に基づきまして、給水停止をすることができるということでございます。この滞納者ということで大変申しわけありませんが、納付を促すという意味で給水停止のほうをやらせてもらっています。

こちらにつきましては、毎月給水停止の実施を行っておりますが、2期分、いわゆる4、5、6、7という形になりますが、2期分が未納になった場合について、事前にいついつまでと予告期限の通知をさせていただいております。その部分で直前まで、当日の直前まで、予告期日の当日直前まで納付の状況を確認して、どうしても納付の確認がされていないという方について、停止をさせていただくと。その際には、職員もいついつまで事務所におるといって手紙の中に書いておりまして、一応納めていただいた段階、あと納付約束をして

いただいた方については、時間まで連絡いただければ開栓をするという状況で職員が対応している。この毎月給水実施については5件から6件ほど実施しているという状況で対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長の最後のほうの答弁であったように、毎月5件から6件ですか、実際にとめているのでしょうか。実際にこのとめているということの実績ですね、今年度においてどのくらいあったのか、そして、とめた後の対応はどのような対応になったのかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 停水の実績でございますが、平成28年度現時点までの実績でございますが、停水の予告件数につきましては、465件通知させていただいております。停水の訪問件数につきましては、168件訪問しております。その中で、実質5件ないし6件程度停水をしておりますが、その日のうちに連絡なり納付なりして、実質翌日、1週間以内には連絡をして開栓をされているという状況がほとんどであります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） なかなかこれも難しい問題かと思いますが、水をとめるということは、ある意味生活ができない、極端な話をすれば、住民に死ねと言うのと同じことだと私は思いますので、確かにバランスが難しいことだと思いますけれども、ぜひともその辺の対応をよろしく願いいたします。

最後の質問に移ります。

7番の質問であります。我が町における公共下水道事業及び農業集落排水事業についてありますが、下水道事業というふうにくくりにさせていただければと思います。

今般、我が町の水道料金が20%値上げされましたが、その水道料金、上水道料金の値上げに伴って、今後下水道料金、下水道使用料についてはどのように設定していくべきか、どのようにお考えになっているかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町における公共下水道並びに農業集落排水事業ということで、水道料金の値上げに伴う下水道使用料設定のあり方についてのお尋ねでございます。下水道につきましては、排出される汚水を処理場に集約いたしましてきれいな水に処理し、河川等の公共水源に放流しております。これらの汚水を処理する費用、下水道施設の維持管理等には多額の経費が必要になるため、使用者にご負担いただくのが下水道の使用料でございます。消費税の見直しを除きましては、原則、今般の水道料金の見直しでございますが、それらとあわせて、今回料金改定になるものでございませぬ。今後、下水道使用料の徴収等を強化させ維持管理の財源を安定させたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これは、それこそ町民の声でありまして、上水道も上がったんだから下水道も上がるんじゃないかと、町民単純にそう考えていますから、その辺はしっかりとした説明が必要なんじゃないかなというふうに思っております。

最後の質問になりますが、先ほど申し上げましたとおり、上水道のほうで、上水道で漏水している場合、あるいは井戸水を利用している場合、あるいはさらに世帯数が減少した場合に、下水道料金というのはそれぞれ設定のあり方が違うのかなというふうに思いますが、その辺についてどのような実態になっているかお聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

漏水している場合、井戸水利用の場合、世帯人数が減少した場合の下水道徴収のあり方についてのお尋ねでございます。

まず、漏水でございますが、公共下水道におきまして阿武隈川上流流域下水道関連であるため、処理場が郡山市の日和田にある県中浄化センターになっております。よって、家庭ごとの漏水等は考慮されず、流した汚水量分の請求がありますので、原則的には減免はございません。ただし、漏水の影響が下水道から流れていない場合についても、上水道、先ほどご説明申し上げました上水道の減免に合わせて減免しておりますので、そちらについては影響がでてこないということでございます。当然、水道で漏水して減免した場合には、その水道使用料を規定している下水道使用については、減免した分が当然、下水道にも反映されるということでございますので、こちらについては、今ご説明したとおりでございます。

農業集落排水でございますが、農業集落排水におきましては、水道メーターの検針ではご

ございませんので、世帯人口で使用料が算定されているため、漏水等による使用料、それらについては影響がありません。

次に、井戸水等による世帯人口の減少においては、公共下水道については関連条例等において規定されているとおり、使用者からの申請が必要になって、農業集落排水においては関連条例等によりまして住民基本台帳による世帯人口で使用料が算定されるため、井戸水の使用により使用料の影響はございません。

最後に、徴収におきましては、平成15年10月に納付書を上水道と統合させていただきまして、平成19年6月よりコンビニエンスストア納付のほう導入しております。今後、この使用料、こちらにつきましても徴収の強化に努め安定した事業を進めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） その世帯人数が減少した場合ということで、亡くなった人の分まで含まれていて、余計に納入していたというケースがあったということですが、その辺についてはどのように対応なさったのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 公共下水の場合、使用形態は水道水100%、井戸水100%、水道水と井戸水利用ということで、対応しているところでございますが、公共下水、井戸水利用の場合は、基本水量に対して1カ月1世帯2人目までが10立方メートルということで設定させておきまして、3人目からが5立方メートルという計算で井戸水の場合は設定しております。それが併用の場合には、井戸水で設定している分の2分の1プラス水道の使用料という形になっております。

亡くなった方ということで、課税されていたということでございますが、当然先ほども申し上げましたように、申告というか申請していただかないと把握できない部分もございますので、そちらについては、早期に当事者からの申請が必要ということでございますので、極力そのような状況になれば、すぐ対応したいなということでございます。

先ほど農業集落排水、こちらにつきましても、こちらは世帯割という形でございます、世帯割と人数割ということでございまして、農業集落排水、こちらについても人数、世帯が減れば当然人数割の分は減少するというので、こちらも申請していただくということございまして、水道台帳との確認をしながら対応しているところでございますが、こちらの申請に基づいて対応しているということでございますので、そちらについては住民の皆様には

異動等の部分についてあった場合には、広報等にも掲載させておりますが、3月、4月、この時期は異動の時期でございますので、広報等に掲載させて、住民に周知するということろでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長ご答弁いただいたとおり、これから異動が多い時期になりますので、ぜひとも広報、そして今後は広聴もしっかりと力を入れていただいて、今回私が質問させていただいた7つの質問に基づきながら、さらに我が町の進展のために尽力していただければと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の一般質問はこれまでといたします。

ここで、一般質問の途中でありますが、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時48分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 長 田 守 弘 君

○議長（渡辺定己君） 次に、6番、長田守弘君の一般質問の発言を許します。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 第7回議会に一般質問をさせていただきます。6番、長田でございます。

早いもので、震災から11日で6年が経過しようとしております。復旧も全て完了し、復興と進化に向け町は歩み始めました。

こうした中、毎日のようにテレビでは北朝鮮の金正男暗殺事件や、それに関連してきのうもミサイルが4発ほど日本海のほうに向けて発射されております。また、安倍首相夫人を巻き込んだ国有地払い下げ問題が報じられております。約9億数千万円の国有地が8億円の土壤撤去費用を差し引いた1億数千万円で売却され、これは学校法人と政界、さらには行政を巻き込んだ問題にまで発展しております。

また、先週金曜日には、石原東京都知事の記者会見が行われましたが、その内容は、期待外れに終わり、行政の最高責任者としての責任を回避し、議会を含む行政全体の責任だということによっておりました。確かに議会には、これらが諮られ、承認されれば、議会にも責

任の一端はあると思います。

こうした中、現在の小池都知事も、東京オリンピックや豊洲移転問題など、過去の責任問題ばかりではなく、これからの築地移転の解決策は全くしるされておられません。移転補償も長引けば多額の都税がつぎ込まれ、自分の責任問題にもなりかねないと思います。何となく、7月の都議選を見据えた政争の具にしているというコメンテーターの見方も出てきております。

いずれにしても、地方自治にとって、議会の役割は大きなものを果たすということを再確認させられたところであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、初めに、水道料金と第5次拡張工事についてであります。このことは過去の議会でも何度か説明をいただきました。そこで、前回、平成22年に第5次拡張工事が始まる年の22年に実施されました値上げの目的及び上げ率はどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成21年に実施された水道料金の値上げの目的と上げ率はどのようなものかというお尋ねでございますが、本町の水道事業につきましては、昭和33年、久来石簡易水道に始まりまして、昭和38年には鏡石簡易水道事業が創設、その後、昭和41年に統合され、4回にわたり拡張事業を行い、現在、鏡石町上水道事業として多くの水道施設を建設してまいりました。

安全で安心な水の供給、確保を目的に本町も参画しておりました今出ダム利水事業が平成19年11月の事業中止により、町独自の水源確保に向けた取り組みとして、第5次拡張事業を実施することになり、災害に強い水道施設の構築、安定した給水のための維持管理の充実等、健全な水道事業の経営を行うべく料金改定の実施に努めたところでございます。

平成21年度の見直しにおいては、家庭用に限り、基本水量10立方メートルを5立方メートルとし、独居老人、老人世帯、小家族世帯など、使用水量の少ない利用者に配慮して、使用水量が少ない場合は料金が安くなる基本料金体系とし、超過水量の家庭用超過料金のみ階層別超過料金制とした経緯がございます。

改定率におきましては、基本料金及び従量料金、超過料金でございますが、用途別、階層別の比率としまして、最大で家庭用の従量料金30立方メートルが35.2%、最小では家庭用の基本料金5立方メートルまでが41.6%の減少ということでございました。料金全体では22.5%の改定率となったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

○6番（長田守弘君） 今、ご答弁いただきました家庭用につきましては、高齢者世帯あるいは小家族世帯に配慮した料金改定にしたということであります。さらには、家庭用につきましては、階層ごとにそれぞれ分けて値上げをしたということ聞いております。

資料を見ても、そういったことで、基本水量が5立方、それと、5立方から10立方、さらには10立方以上20立方未満、さらに20立方から30立方、そして30立方以上ということで、各階層別に料金も変えたということでお聞きしております。

そのうち、各階層別の給水世帯の比率はどういうふうになっているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 階層別でございますが、10立方、5立方までが全体の30%、6立方までが15%という形でございます、7立方になると、おおむね大体その料金が同じかなということでの比較になってございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今ちょっと各階層ごとというとわかりづらかったんですが、5立方未満が30%ですか。それで6立方から10立方が15%でよろしいのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 大変申しわけありません。失礼いたしました。

家庭用で、ゼロから10立方の部分が全体の32.9%ございまして、11から20立方の部分が全体の28.8%、1,183件でございます。21から40、そのものが22.8%ということで、936、41から60が456の割合が11.1%、それで61から100までが4%、101から200までが0.3、201からが0.1%、全体で100%という数字になっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、階層別にいきますと、10立方未満が約33%ということで、約3割がその10立方未満に含まれているということで認識しました。

それで、私も前回のやつで計算してみました。10立方で1,522円、改定率が120%、20立方で3,622円で11.9%、30立方で5,880円、122%、40立方以上ですと、40立方が8,295円で12.5%ということで、10立方以上はおおむね20%以上の値上げになっておりますが、先ほ

ど言ったように、10立方未満については約3割以上、3分の1の世帯では逆に値下げになったということで、全体で見れば、20%の料金を値上げしたということですが、実際には値下げされた部分もあって、多分、給水収入においては、どういう変化がされたのかなということで、22年以降、23年、24年については、これは震災の影響があると思いますので、それ以降の25年、26年、27年度の給水収入のほうの金額をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 改定時からの料金収入の状況でございますが、21年度のとときと比較しまして、22年度、震災の年でございますが、こちらについては3,500万円の伸びでございました。23年度は464万7,000円、24年度が2,323万5,000円、25年度が1,330万9,000円、26年度が1,980万5,000円、27年度が1,223万5,000円と、改定時に合わせての改定後の伸びということの金額でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、私の聞き方が悪かったんだか知りません。収入という言葉は利益の部分だと勘違いしているかもしれないので、全体の総売り上げ的な部分です。その辺の推移をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 全体の売り上げということで、大変申しわけありません。年度ごとまでは出してあったんですが、全体の集計ということで、先ほどの部分でございますが、21年度は1億8,700万円に対して22年度が2億2,200万円でございます。23年度が1億9,175万6,000円、24年度が2億1,000万円でございます。25年度が2億円でございます。26年度が2億600万円、27年度が2億600万円という売り上げの状況でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、全体の総収入ということで、これ大体比率にしますと、値上げ前と、その2億200万円とか2億600万円とか、25年、26年、27年は大体どの程度のその上げ幅になったのか、ちょっと比率的なものをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私の手元の資料でありますけれども、いわゆる21年の料金と27年の料金を見ますと、トータルで、これ税抜きでありますけれども、21年が1億8,700万円、27年が2億600万円あります。

ただ、問題は、この内訳であります。この内訳として、基本料金、21年が7,100万円、27年が、基本料金が5,300万円。ですから、基本料金においては約1,800万円下がっている。ですから、対21年度でいいますと、マイナス25.4%です。超過料金については21年が約1億1,500万円、27年が1億5,300万円ですから、ここは132%の超過料金が上がっている。総トータルで21年と比較しますと、約1,900万円が増加していると、これは対21年からすると110%という、そういう状況です。

それから基本料金は下がったと。それで超過料金は上がったと。でも超過料金も130%程度上がっている。平均して10%程度上がったと。ただ、先ほど言った5立方、10立方、いろいろすると、最大上げ幅で最高がマイナス41%、最大では130%を超えると、そういったことが21年度の改正の中身だと、概要については以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ありがとうございます。

大変わかりやすい説明でありました。21年、22年以前、約1億8,700万円ということで、その伸び率が約1,900万円ということで、本当に10%程度。20%の値上げを目的にして、高齢者、小世帯にはそれなりの値段を下げるような工夫をされて、このトータル10%ということだと思います。

ただ、その10%の値上げで第5次拡張工事と並行してやってきたわけです。しかし、それでも当然これからの水道事業には収入が足りないということで、昨年、値上げがまた実施されたというふうに考えておりますが、高齢者世帯とか、そういった小規模世帯の料金を安くしても、その10%程度の値上げで、今後の第5次拡張工事の目的も達成されているのか、その辺はどうなんでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 21年を含めて、料金の値上げに対して、第5次拡張の事業費の目的が達しているのかというお尋ねでございますが、現実、第5次拡張事業につきましては、21年、認可をいただきまして、22年からスタートしております。そういった関係で、その当時22年と27年には2回ほどの料金の見直しが必要だということで、当時お話しさせていただいたところでございます。

そういった関係で、21年度につきましては、先ほど言ったように、基本料金を下げて超過

料金のほうにシフトしたという関係から、現実問題として、料金見直しして、それだけの財源確保につながったかどうかの部分はございますが、現実、結果を見れば、若干不足部分があったのかなということで、さらに、27年、28年から20%ということで料金を見直させていただきましたが、そういった部分で、これは財政状況、これからの事業も含めて、28年、27年を機軸として4カ年の料金見直しということでさせていただきましたが、一応、現実として今見合う部分としての料金見直しをさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今回、また昨年から値上げされましたので、その料金体系から算出した計算をしますと、5立方が907円、10立方が1,879円で、21年からすると、10立方の1,879円というのは、約149%です。さらに20立方でいうならば、4,600円で152%、30立方で7,386円、153%、40立方ですと1万367円で157%ということで、7立方で22年以前の基本料金にやっと達したのかなというふうな計算なんです。10立方以上に関していうならば、50%から60%の値上げになっているんです。

こういったことを考えると、公の水道事業で町民の負担がこのように格差がついてしまうということについては、執行としてはどういうお考えなのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 今、長田議員の指摘のとおりでありまして、私の手元の資料と今お話しした資料、ちょっと別にご自身で計算した部分、私は自分なりで計算した部分ということでもありますけれども、そういうことからすると、例えば、今お話ししたように、今回、21年の改正と今回の改正によってどう変わったかと。ですから、21年以前のものということになると、やはり5立方の方については、いまだ21年の改正前からしても30%低いということでもあります。逆に、約10立方の方は、45%の値上げになると、大きな差を呼んでいるというのも、これ事実であります。

そういう中で、今回は一律20%ということでアップをさせていただきました。いずれにしても、これは周辺の状況、周辺の町村、こういったものと比較をしながら、いずれ是正をしなければならぬというふうに考えているところです。

ちなみに、この21年の12月に改正した、この中身で見ますと、鏡石町、これ税抜きでありますけれども、10立方でいいますと、一律で5,200円になっているんです、10立方で。須賀川市が1,430円、天栄村が1,700円、矢吹町が2,100円という、そういう状況であったと。なおかつ、この21年の改正においては18年ぶりの改正であったということです。そういう

ことからして、悪いということではなくて、それはそのときの考え方でやられたのだから、それは仕方がないとしても、いずれにしても、今回はいずれ一律に上げさせていただいた。でも、こういう格差も生じるという、そんなこともあって、次回見直しについては、しっかりとこの格差を縮めながら、周辺の町村を見ながら対応しなければならないなというふうに感じております。

先ほど言ったように、基本料金、超過料金、合わせて10%程度しか上がっていないという、そういったことも踏まえて、例えば前回の基本料金を、10立方以下という、そういった基準がなければどうなっていたかということのを参考に、私なりに計算した部分があるのですが、そういうことからすると、先ほど21年対27年、基本料金と超過料金、合わせて1,900万円の増加にはなっているんです。これが110%であります。これを、例えば基本料金も変えないでやっておったとすれば、1,900万円ではなくて5,500万円の収入があったはずだと、プラスの。そういうことを考えていくと、この第5次のものが、当初どういったものだったのかということは、私も正直言って就任前のことでもありますので、よくわからない部分はあるのですが、ただ、わからないといっても、これ引き継いだ以上は責任があるわけでもありますので、そういう中身で、しっかりと、これからこの第5次についてはやっていかなければならないと感じているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、5立方、その基本料金を見直さず10立方のままでいったらば、1,900万円が5,500万円になったということで、もう3,000万円以上が減額してしまったということでもあります。

そういったことで、今、先ほどの吉田議員に水道課で積み立てがどのくらいあるのかということでも聞きましたら、両方で3億ぐらいしかないわけです。しかし、これ、もしその状態でやっただとすれば、恐らく毎年4,000万円なり3,000万円なりの上積みが出ていたと思うんです。ということは、次の工事にもそんなに起債がなくて実行できたのではないかなというふうに考えられます。

そういったことで、この次の改定にはそういったことで見直されるのかなというふうに思いますけれども、その第5次拡張工事ですが、今現在も進行中で進められております。鳥見山の北側に今、造成されておりますけれども、新浄水場の建設が計画されております。その完成の予定はいつごろになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 現在、鳥見山公園の西側に新浄水場ということで予定しておりますが、21年の第5次の認可の際には30年度目標ということでしてはしておりますが、その後の状況等、震災等も受けまして、実際の工事等が延伸しておる状況でございます。

現在、目標としている部分につきましては、浄水場も含めて、平成33年、34年に供用開始したいという予定でおるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ただいま33年度の完成ということでお聞きしましたが、当然これ、今言ったように、3億程度の自前のお金がないので、ほとんどが起債だと思いますが、そういった新浄水場も含めた第5次拡張工事の総工事費というのは大体どのくらいかかるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 第5次拡張事業の事業費、平成21年の認可の際には、総事業費38億ということで概算費用を出していたところでございますが、その当時は消費税も5%、今現在は8%という形になっております。その後、震災等を受けまして資材、人件費等かなり状況が変わっております。そういった形で、過去に事業費の見直しということで38億円が全体で50億円ということで、事業費の見直しを説明させていただいたところでございます。

そういった部分で、現在、第5次拡張で事業費ベース的には約10億円程度消化しておるところでございますが、残り約40億円近く、これが浄水場と導水管、配水管関係の整備費用ということで、今後の残り、この事業費として、これから推移する事業費でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） この第5次拡張については約50億円かかるということで、今も進行中で約10億円が投入されているということですが、残り40億円ですが、40億円かかりますが、それも含めた、その完成後の起債の残高は全体でどのくらいになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 起債の残高ということでございますが、現在、起債、

28年度で約19億円予定でございますが、その後、この第5次拡張事業ほとんどが企業債に依存せざるを得ない状況でございます。

そういった形で、プラス、それに対して償還等、表をあらわしている部分ではございませんが、それにその起債分がプラスされているのが起債残額になっていくかなという状況でございます。例年、この起債借り入れについては5年据え置きの25年償還という形で、借り入れは元金償還が5年後ということで、29年度借り入れる分については、その5年後から元金償還、依然として5年間は利子は払っていかなくてはならないということでございます。今現在も、過去の拡張事業等の企業債が残っている状況でございますが、それを含めて先ほどの50億円の部分の企業債がプラスになっているのが残額という形になっていくかと思えます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、ご答弁をいただきました。今現在の起債残高が19億円、さらにこの工事の約40億円がほぼ起債になるということであります。ということは、もう60億円近い起債になります。これを返済をしていくということは、何年どころではない、何十年もかかると思えます。

当然、その財源としては、水道事業の収入が全て財源になるというふうに思いますが、一般会計からの繰り入れも可能だというふうな先ほどのご答弁もありましたが、今後さらなる料金の値上げというのはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ご質問にご答弁申し上げます。

さらなる料金の値上げはあるのかというお尋ねでございますが、第5次拡張事業並びに既存水道からの更新、維持管理等、持続可能な事業を行う上で料金水準を設定するものでございまして、今回の料金改定に伴う料金算定は28から31年度ということにしております。できるだけ低廉化に配慮しつつ、経済情勢等も考慮しながら、適正な料金改定が図られるよう、安心して水をご利用いただけるよう、町民のご理解をいただきながら、今後調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 当然、これだけの起債がありますので、今後の料金については、さら

なる値上げがあるかと思えます。ただ、その料金には先ほど言いましたように、格差が余りにも生じておりますので、できるだけその格差が広がらないような配慮をしていただきたいと考えております。

次に、観光振興事業についてお伺いします。

ふくしまDCが昨年で終了しましたが、本町においては、新たに観光プロモーション推進事業が計画されておりますが、どのような内容なのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ふくしま destinations キャンペーンの期間に、町ではふくしまDC推進事業としまして、テーマの一つでありました「花」に合わせて、駅を中心とした花壇の整備や田んぼアート事業や、鳥見山公園、岩瀬牧場など、魅力をPRするため、県やJRとタイアップして各種事業を展開し、県内外から多くの方々が来訪されました。

ふくしまDCは終了しましたが、DCの成果を生かしまして、県やJR、旅行会社などと提携した情報の発信、誘客宣伝などを継続して行うことが重要であると考えております。町の魅力を磨き上げるとともに、持続可能な観光推進体制を確立していきたいと、こう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、さまざまな事業を展開するということでお聞きしましたが、実は、先月、福島民報に、県がポケモンGOと連携した県内市町村の周遊観光マップとして、観光誘客や活性化支援などを行うということで新聞に載っておりました。

早速ですが、須賀川市においてこの第1弾ということで発表されておりますが、残り39市町村においてこの地図を3月末までに順次作成するというふうなことで載っておりましたが、本町としてはどのように活用していくのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁を申し上げます。

議員さんがおっしゃいますとおり、県では、観光振興や地域の周遊を目的にポケモンGOと連携した周遊観光マップを作成するという事としております。これにつきましては、参加を希望する市町村が名乗りを上げております。おっしゃいますように、39市町村がその名乗りを上げまして、当町もその一つであります。

須賀川市が第1弾としまして、先行してこれが進められまして、2月23日に公表されて、県のホームページに公開されたところでございます。

町におきましても、このマップの中、作成を希望しておりまして、駅や図書館などゲーム上での拠点や、観光情報としまして田んぼアートや、光る田んぼアートとしまして、大きな話題を呼びましたきらきらアートなどの情報がこのマップの中で公開される予定でございます。

ポケモンGOのほかにも、県とタイアップする事業の中では、町歩き宝探しゲーム「コードF-7」への参加や、岩瀬牧場が実施場所となる「ウルトラマンARスタンプラリー」が実施される予定であります。これらのタイアップ事業等を活用しながら交流人口の拡大、さらには滞在時間の延長など、地域の活性化になるよう工夫を凝らして事業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 6番、守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 県が打ち出しましたそのポケモンGO、これは昨年、あれだけの話題を呼んだことで全国的にも、世界的にも有名になったということで、事故もいろいろ多かったということでもあります。しかし、それだけのものを使って誘客をするということですので、これはぜひ活用していただきたいなというふうに考えております。

また、今、コードF-7とかウルトラマンAR、そういったものも取り入れるということですが、昨年もコードF-6ということで、町内には知らぬ間に約6,000から7,000の方が来町したというふうに聞いておりますので、こちらのほうもよりいいものをつくって誘客に努めていただきたいなというふうに考えております。

そうした観光誘客を狙うということで、さまざまな事業が推進されると思いますが、交流人口が増加するというふうに考えられます。来年度鏡石まちの駅かんかん館がコミセン1階に設置され、町のにぎわいを創出するということではありますが、具体的にはどのように活用していくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今定例会の中で議決をいただくということで、地方創生拠点整備交付金を活用しまして、平成29年、新年度に町コミュニティーセンターの1階部分を改修、修正しまして、平成30年度からまちの駅に位置づけまして、以前、農協前にまちなか情報交流館として憩いの場となっておりました「かんかん館」の名称を引き継ぎまして、新たなコミュニティースペースとして計画をしているということでもあります。

具体的には、観光や町内の情報発信、町民や県内外からの来訪者が気軽に立ち寄れるコミュニティーカフェを設けまして、駅前周辺と地域コミュニティーの拠点として展開してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 以前ありました、その農協前のかんかん館の名前をとって「まちなか交流館」ということで、新たにコミセンの1階に設置をするという計画であると思います。

そのような中で、計画の中には飲食ブースあるいは物販、マルシェブースなどが設置されると聞いておりますが、以前にはコミュニティーセンターには飲食店や売店が現実的にありました。しかしながら、その集客に苦勞して、どうしても駅を利用する方だけではなかなか店の運営が厳しく、閉店せざるを得ないという実情がございます。

そういった中で、にぎわいを創出し、駅周辺の人の往来をふやすということではありますが、具体的な策はあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁を申し上げます。

議員さんがおっしゃいますとおり、駅の売店の撤退以降、この利活用につきましては役場庁舎内でも検討を続けてまいりました。現在の状況のままであれば、その集客力も低く、単独での経営は非常に困難だということもおっしゃるとおりであるかというふうに思われます。

今回の計画におきましては、駅を中心としたまちづくりと一体的に運営することで、その活用が可能となるというふうに思われますので、そのような観点から、これまで5年間、田んぼアート事業を実施してまいりました。また、見ごろの時期には田んぼカフェなど、おもてなし事業も好評を得ております。観覧者数は年々増加し、その8割は他県、他市町村の方々であるとのデータもあります。

これらの動線をつくりまして、まちの駅を中心とした人の流れを確立し、気軽に立ち寄れるコミュニティーカフェなどをきっかけに、一つのにぎわいが創出できるものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 駅を中心としたまちづくりということで位置づけがあると思いますが、駅といたしましても、鏡石の場合は、通勤あるいは通学のための利用がほとんどだと思います。

どうしても、地方は車社会だというふうに考えられますが、そういったことで車の利用での来町者を考えた場合には、店舗のレイアウトや駐車場の対策などが必要かと思われませんが、そうした駐車場の対策はどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ただいまのご質問でありますけれども、きのう、吉田議員さんにお話したとおり、これについては店舗だけふやせばいいという問題ではないので、総合的に、いわゆる駐車場も含め、道路も含め、トイレのあるところのいわゆる段差解消等も含め、あらゆる総合的な観点から庁内で連携をしながら進めていきたい、そういうことでありますので、例えば新年度でまち福利調整グループというものを設置して、そういう中で調整を図りながら、そしてまた議員の皆さんにも相談しながら対応していきたいというふうに考えているところ です。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） まちづくり調整グループをつくってそこで検討していくということでございます。

ただ、行政は補助金を活用して箱物はつくるんですが、どうしても収益事業に対しては、よく精査をされずに、民間ですと、市場調査などしっかりして収益の確保を図るということが民間では前提となるのですが、行政には、収益ばかりが目的ではありませんので、そういったことをよく踏まえながら、この運営費が賄えないようなことになって、プールと同じように税金ばかりが投入されるというふうなことはないように、よく精査をして、管理運営をしていただきたいなというふうに考えております。

次に、子育て支援と少子化対策についてお伺いいたします。

よく聞くのは、この本町は子育てしやすい町だと言われております。県内でも10代の人口が多いと言われておりますが、その辺の要因は何だと考えられますか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

平成27年の国勢調査の結果でありますけれども、ゼロ歳から15歳までの人口に占める割合というのが14.5%ということでありまして、県内では一番割合の高い結果になっております。ただ、前回、22年の調査からすると、1ポイント減少しているということでもあります。

そういう中でも、この結果から少子高齢化の傾向にありながらも、まだ町のポテンシャルはあるというふうに思っております。

その要因としましては、まず、調査の結果、駅から半径1.5キロ以内に75%の世帯がある。さらには、人口からしますと、71%の人口が住んでおられるという、そういったいわゆるコンパクトな町、まさに通勤、通学、買い物に便利だと、それで住居の確保が容易だと。さらに子育てしやすい環境、いろいろな面で備わった、そういった支援をしているということもあってのこういったことで、若いゼロ歳から15歳の方が多いというふうに考えているところであります。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

○6番（長田守弘君） そういったいろいろな要素があると思います。本当に、鏡石の場合はコンパクトで、70%が半径1キロ以内に住んでいるということで、大変、駅を利用してやお店が大型店もありますので、そういったことで非常に利便性があるのかなというふうに考えております。

ただ、もう一つ、子育て支援が充実しているということが上げられると思いますが、実は、10年ぐらい前に、第一小学校の校長先生が、2学期になると、7人も転校生が入ってくるんだというふうなお話を聞きました。「何ですかね、それは」と言ったら、やはり今は携帯電話のメールやLINEの発達によって、ママ友と言われる方たちに情報が流れて、子育てしやすいんだという情報が流れて、鏡石町のほうに移転するというふうな傾向があると聞きました。

そういったことでふえているのかなというふうに思いますが、そういった中で、各小・中学校のひとり親世帯の比率はどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

ひとり親世帯の比率はどの程度かというおただしでございますが、小・中学校のひとり親世帯の比率につきましては、平成28年4月、現在の学年の4月の段階でございますが、第一小学校が465世帯のうち、67世帯で、14.4%になっております。第二小学校が110世帯のうち20世帯で18.1%、鏡石中学校が347世帯のうち75世帯で21.6%となっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今お聞きすると、中学校が随分多いなというふうな感じがするのですが、当然、一小、二小があって、その子供さんたちが中学校に行くので、そんなに比率的に

変わらないのかなと思ったのですが、中学校はちょっと多いというふうに考えられます。

周辺の学校でも時代の流れで、そういったことでひとり親の世帯がだんだん多くなっているというふうに思われます。これは、当然鏡石町の場合は子育ての充実がこうした転入の多い要因だと思います。

そこで、要保護、準要保護児童援助法の事業についてですが、この数カ年の推移はどのようになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

要保護、準要保護児童生徒援助事業の推移につきましては、過去5年間の支給人数と支給金額で申し上げます。平成24年度では115人、843万2,238円、25年度では110人、795万6,468円、26年度では103人、708万1,701円、27年度では115人、869万946円、そして28年度では108人、808万3,387円となっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） この数年ちょっとふえているようにも思われますが、以前よりは随分ふえているなというふうな気がします。こうしたことが大分子育てしやすいのかなというふうにも思いますけれども、実は、これ、自分は町単独の事業かなと思っていたのですが、これ全国で実施されているんですね。ということは、全国一律そういう制度がありながらも本町にそういったことで転入してくるということは、子育てばかりではなくて、通勤、先ほど町長が言ったようなことも要因のかなというふうに考えております。ただ、子育て支援ばかりではなくて、少子化対策ということも考えていかなければならないなというふうに考えておりますので、本町における少子化対策の予算はどの程度なのか、お伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町の少子化対策に関する予算でございますが、平成29年度の少子化関連対策に関する予算につきましては、総額で8億3,799万3,000円を計上しておるところでございます。

内訳といたしましては、若者の出会いの場の提供である婚活支援事業138万円、幼稚園の預かり保育を実施します子育て支援事業として506万円、図書館における読み聞かせ事業や視聴覚教育等で24万4,000円、公立の産科、婦人科病棟の負担金、周産期小児地域支援事業としましては312万円、育児支援や乳幼児健診、さらに子育て相談等の母子保健事業に

1,751万3,000円、さらに認定こども園の整備や保育所の運営、つどいの広場、保育施設運営の補助、子供の医療費の助成、児童ふれあい交流館等で8億1,067万6,000円でございます。一般会計に占める割合は14%となっているところではあります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、8億幾らとありました。しかし、ほとんどがその一番、6番目の子育て支援の保育所とか、そういった関係の事業が約8億だというふうに考えられます。

その中で産科、婦人科に対して公立病院のほうに312万円ということではありますが、安心して子供を産み育てられる環境づくりの具体策としてはどういうものがあるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

安心して子育てができる施策ということでありましたが、昨年、地方創生の総合戦略も策定いたしましたけれども、その中の基本目標の一番としまして、安心して子育てができる結婚、出産のトータルな環境を整えるという内容でございます。ここにいきますと、出生から子育てまで、鏡石町のパッケージ事業といたしまして、ただいま申し上げました妊婦健診等の充実、さらには乳幼児におきましては乳幼児、子供の保育の支援、さらに子育ての環境といたしましては、ポケットパークや子供の遊び場の充実というのが考えられまして、これらの包含をして、町の総合計画に基づいて、今言いました事業を設けたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、さまざまな事業があると思いますが、子供を産むということに関していうならば、即効性のある対策としては2子、3子への出産に対します奨励制度があると思いますが、本町ではそういった制度の活用はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のその2子、3子の出産に対する奨励制度でございますけれども、町におきましては、出産に際しての奨励制度は現在のところ持っておりません。

県の子ども青少年対策課が平成27年6月につくりました調査によりますと、出産の祝い金、祝い品の贈呈の制度を有している市町村につきましては、現在42市町村ということでございます。

まして、全体の71%ということになってございます。

また、その金額や内容はさまざまなものとなっております、子育てに対する支援につきましては、結婚から始まって妊娠、出産、そして子供が自立していくまでのトータル的な安心が必要ではないかと考えておりますので、総合的な観点で、今後とも出産から結婚、トータルな少子化対策として進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 2子、3子への奨励制度というものは本町では扱っていないということでありました。先ほどまで転入してくる方たちの子育て支援には非常に充実しているなどというふうな感じはしているのですが、現に町内に住んでいて、これから子供を産もうとしている世帯には、なかなか予算がついていないような気がします。

そういったことで、42市町村、約71%の市町村でそういった事業に取り組んでいるということですので、なかなか予算があるので難しいかと思えますけれども、ぜひ検討をしていただきたいというふうに考えております。

次に、職員の通勤及び駐車場対策についてお聞きします。

職員の通勤において、車での通勤の割合と台数をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、本庁、この役場です。本庁におきましては自家用車による通勤者は37名でございます。本庁舎内には臨時職員等を含めて職員数が61名でありますので、6割、61%の割合が自動車による通勤でございます。なお、役場以外の庁外につきましては、104名のうち89台ということで、大体86%が自家用車通勤となっている現状でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） この本庁舎に勤めている方で37名、庁外が104名中89名ということで86%、庁外が随分多いなというふうな気がします、車での通勤の割合が多いということで、その駐車場対策としてはどうなのかお聞きしたいと思えます。というのは、現在1区の集会所では平日職員の駐車場になっている状況です。そういったことを考えますと、集会所の利用にも不便を生じていると考えられますので、そういった駐車場の対策はしているのかをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今の長田議員さんがおっしゃられましたように、1区集会所駐車場につきましては、平成15年ごろから借用しているということでございます。当時、地方分権が進みまして、障害者福祉の多くの部分が市町村業務になったことから、以前は庁舎内に担当課があったんですけども、その担当課を勤労青少年ホームに移したということで、福祉系の職員数が急激に増加したために、ホームの利用だけでは支障が出てきたものですから、1区にお願いをして職員が駐車場として昼間お借りしているという状況でございます。

現在、勤労青少年ホームに勤めている職員につきましては29名おまして、そのうちの約7割の20名が駐車場を利用しているというところでございます。

なお、現在、職員の事務スペースについても、かなり手狭でございます。現在進めております総合防災福祉センターの移転がうまくいけば、保健センターの解体等、十分なスペースは確保できると思うんですけども、今のところそういう状況でございますので、当分の間、改めて1区さんと協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

○6番（長田守弘君） 確かに駐車場対策というのは、この本庁ばかりではなくて、市街地に庁舎を持っている自治体では大変苦勞していると思います。

そういった中で、須賀川市は新たに新庁舎を建設しておりますが、今度でき上がって使うということでもありますけれども、その庁舎内には職員の駐車場はないということで聞いております。

職員の駐車はどうするのかということで聞いたら、みずからが近隣の民間の駐車場を確保して車での通勤をするというふうになっているようであります。

これは、市街化の活性化にもつながりますし、遊休地の活用、または地主さんたちの固定資産税対策にもなると考えられるので、有効であるなというふうに考えました。

そんな中で、新たな駐車場の確保も大変だと思いますので、台数を減らしたり、職員の健康管理の部分からも駐車場の有料化は考えられないのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在の駐車場につきましては、行政財産ということで試験的な契約はしていないという状況でございます。職員が駐車しているスペースにつきましては専用ではありませんので、閉

庁後の夜間や土日については近隣の住民に開放しているというような状況でございます。

また、須賀川市で有料にするというようなことも聞いております。当然ながら、本町におきましては、現在のところ、余裕がないので、なかなか有料というところまではいっておりません。当然、駐車場の職員の有料化につきましては、庁内の行財政改革推奨プランの中においても検討を重ねてきた経緯がございますけれども、庁舎外と庁舎内の職員の公平性が保てるような検討を進めて、将来的には今おっしゃられたような有料化も必要ではないかと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 須賀川市ばかりでなく、民間のイオンやベニマルなども、駐車場を利用する場合には有料だというふうなことを聞いておりますので、この間示されました第2次鏡石地球温暖化対策実行計画、この中にも、近い場所には公用車を使わずに、歩いたり自転車で行くようにとか、あるいは職員の健康維持の観点からも、今後も検討をしていただきたいというふうに考えております。

最後に、税の公平性についてお伺いいたします。

まず初めに、町民等しく納税をする義務があると思いますが、収納グループが設置されましたが、その効果は上がっているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町民に等しく納税する義務があると思うが、収納グループが設置された、その効果はというふうなことでございますけれども、昨年4月に納税の公平性、安定的な収入の確保、収納率向上を目的に、収納グループが設置されましたことはご承知のとおりでございます。

この収納グループが設置されたことによりまして、年間を通して徴収の強化が図られ、臨戸訪問、財産調査、強制徴収として差し押さえ、町税滞納処分執行停止、事務取扱規程の制定による適切な欠損処理などを行ってきたところでございます。

効果につきましては、1月末時点での町税全体の収納率は対前年比で2.14%増となっております。収納グループが設置され間もないことから、急激な伸びとはいきませんが、着実に徴収の強化が図られているものと思っております。

今後も、徴収の強化を図り、税の公平性、安定的な収入の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 昨年度を見ると、収納グループが設置されたかどうかわかりませんが、2.14%の増ということでご答弁をいただきました。

しかしながら、きのう、町長の所信にありましたが、1月時点の滞納全体で約3億4,000万円を超える金額ということでお話がありましたが、3億4,000万円というと、非常に少なくはないです。大変多い金額だと思います。

それで、その滞納全体でということでありましたが、その滞納という定義というのは、どういう時点で滞納なのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ご答弁申し上げます。

滞納の定義でございますが、ご承知のとおり、各町税には、条例によりまして各期ごとに納期限が定められてございます。滞納は、この納期限内に納められなかった場合に滞納となるものでございます。この場合、法律により納期限後20日以内に督促状の発布を行い、それでも納付がなかった場合には催告を行い、滞納処分へと移行することになります。

滞納処分は、差し押さえとして給与、預金の差し押さえ、また不動産などといった納税者の財産に深く介入することになりますので、十分な準備、調査を行った上で執行となります。なお、滞納でございますけれども、納期限後の納入に当たっては、延滞金が課されることにもなります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 納期限内に支払われないものが滞納ということでお聞きしました。それで、20日以内に催促のはがきを入れて、そして差し押さえとかいった執行が行われると思いますが、延滞が加算される時点というのは、どの時点で延滞金が加算されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ご答弁申し上げます。

延滞金につきましては、本税、いわゆる滞納する金額によりまして、延滞金2,000円未満の場合には延滞金は加算されませんが、それ以上については延滞金の計算ということになるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 延滞金が課せられる時期です。というのは、その滞納したときから何日とか、そういったことであると思います。

○議長（渡辺定己君） 税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ご答弁申し上げます。

いわゆる滞納は、納期限後から、納期限過ぎれば滞納になりまして、いわゆる延滞の利息については一月を経過するまでの期間と、一月を超えた場合については利率が違ってまいります。ちなみに、今、現行では2.7%、一月を経過すれば、9%の滞納がかかるわけでございます。

そして、いわゆる延滞、滞納した金額によりまして、そのパーセントを掛けて先ほど申し上げました2,000円以上というようなことになるわけでございます。説明不足でございました。大変申しわけありませんでした。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 1カ月未満だと2.7%、それを超えると9%、これ年利ですね、年利でかかるということでありました。

先ほど、さらに差し押さえというふうな話がありましたが、最近、ネットなんかを見ますと、ネットオークションの中には、各行政や自治体からの差し押さえ物件がたまに出ってきます。そういったことで、強制的なそういった措置の実行というのは、鏡石町では差し押さえを実行する時期、どのような場合にそういった差し押さえとかの措置をするのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、滞納整理については納期限を過ぎてから行いますけれども、督促状は20日以内に発布をします。それから、それでも納まらない場合には次に催告というふうなことで催告書を通知いたします。そして納税相談を受けて、納税相談でいわゆる納付体制を整えるわけですが、それでも履行されないというふうなことになるれば、財産調査を行いながら、最も効果的なのは預金、給与の現金の差し押さえというふうなことになりますけれども、それもなければ不動産、動産の差し押さえというふうなことで、いわゆるそれらの処分の方法として、先ほどご質問にありましたネットオークションのほうにかけて換金

をしていくというふうなことになるかと思えます。

そちらのほうの段階につきましては、いわゆる納税者の納付意思の確認をしながら行っていくというふうなことでありますので、あくまでも自主納税が建前でありますから、納付相談を行いながら進めていくというふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） この差し押さえということで、実際に過去に本町としてそういったことが執行されたことがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 差し押さえについてのご答弁を申し上げます。

今年度でございますけれども、給与の差し押さえについては、28年度は10件ほど行っております。前年比で6件の増加でございます。預金につきましては28年、今現在でございますが、51件の差し押さえをしております。いわゆる差し押さえの金額については、約437万円程度でございます。前年比で13件、180万円ほど増加しております。そのほか、いわゆる国税の還付金ということで、今、申告が行われておりますが、そういった還付金等についての換金もしております。本人に戻さないで、我が町のほうの公金のほうに入れていただくというふうなことでございます。そちらの換金の実績につきましては、今年度212件、1,006万9,000円ほど今現在行っているというふうな状況でございます。こちらは前年比で76件、150万円ほど増加しているという状況でございます。そのほか、不動産の差し押さえをしまして、私のほうで競売にかける前に、滞納者がそちらのほうの納税をしていただいたというふうなことで差し押さえをなくしたというような状況もございますので、過去にも不動産差し押さえをして競売を行ったというふうな実績もありますので、これから収納グループできておりますので、そちら準備調査をもとに進めていくというふうな考え方に変わりはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、ご答弁をいただきました。大分差し押さえということで、今、されているというふうなお話でした。

先ほど、3億4,000万円という金額を申しましたが、これは単純に町税の滞納がその3億4,000万円ということで、町税収入の全体に及ぼす影響というのはこれだけなのでしょうか。

この金額が財源となって他方からの収入が減るといふような町の収入、そういったのはないのかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

納税は、いわゆる国民の3大義務の中の一つでございます。入らなければ、いわゆる町の歳入として認められませんので、執行ができないというふうなことにもなります。当然、町の予算の中には収納率というふうなことで、100%入れればいいわけですが、100%の収納は見込めませんので、そちらについては収納率を掛けて歳入を算出するものでございます。

そういった形で、先ほど3億4,500万円ほどの金額でございますが、滞納金額はありますけれども、そちらの中身ではいわゆる50万円以上については全体の2億3,000万円ということで全体の67%が50万円以上でございます。そして50万円未満については1億1,400万円ということで33%、金額ではあります。

ただ、税目的に申し上げますと、そのうちの約半分、1億6,700万円が国民健康保険税でございます。そして、町県民税と固定資産税がその半分ずつ、25%程度を占めているという状況が大枠の中での滞納の内訳でございます。

そういったことで、国民健康保険税について約半分ほどの滞納になっているということは、何が原因なのかということで私のほうでも分析をいたしますと、いわゆる町民の皆さんの所得階層が非常に低いところに賦課になっているという状況もありますので、国保については、いわゆる所得割課税になる方以外に均等割、平等割というふうなことで、世帯員と世帯数に応じての賦課がありますので、そんな形でこの滞納がかさんできているという状況があります。

そんなところを見ながら、計画的な滞納処理をしていくというふうなことになっていくわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） そのほとんどが国保ということでお聞きしましたが、結局はその収納率の問題がありますが、収納率が下がると、その国庫補助金とか、そういった名目で補助がされる金額が減らされるというふうな話をちょっと聞いたものですから、その辺はどのようなのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員がおっしゃっておられるのは、多分、地方交付税の基準財政需要額を算定する場合の係数、要するに行政がどのくらいの税収を確保できているかにつきまして、国のほうではトップランナー方式ということで、今までは基準財政収入額、要するに通常こうすればこのくらいの収入がありますよという基準を定めまして、その差額を交付税で出してくれるんですけども、その収入額を計算する場合の標準的な徴収率、これについては今までは標準的な徴収率ということでその計算に入れられていたのですが、今後は、上位3分の1の地方自治体の徴収率をこの標準的な徴収率にすると。例えば80%の徴収率だったのに上位の自治体では90%だと、そうすると10%分は町の持ち出しがふえて、この地方交付税の算定に加えられないということで、その辺の地方交付税を算定する計算にも影響が出てくるというところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） そういったことで考えると、単に滞納が3億だということで甘んじていると、地方交付税の額も減らされてしまうというふうな認識でいいのですよね。そういったことを考えますと、収納グループにはこれまで以上に頑張っていたきたいなというふうに考えております。

この滞納が3億円を超える状況で、我々は、議会は執行の監視役として税の公平性からも今後も厳しく監督していかなければならないというふうに考えております。同時に、みずからの立場を常に律していかなければなりません。また、このことを擁護するようなことがあっては同罪であるというふうに考えております。

このような状態が続くと、真面目に納税している町民の納税意識を低下させるおそれがありますので、執行にはさらなる徴収の努力をしていただきたいというふうに考えております。

次に、個人情報の管理についてお尋ねいたします。

当然、執行にも我々にも守秘義務がありますが、個人情報の管理は十分に気をつけられていると思いますが、この管理について改めてお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

税の公平性に関しての質問の中で、税情報の管理体制というふうなことで、ご答弁を私のほうからはお答えを申し上げたいと思いますけれども、ご承知のとおり、地方公務員には地方公務員法第34条の規定によりまして、守秘義務が課されてございます。

また、さらに、税務関係職員には地方税法第22条の規定によりまして秘密を守る義務が課されており、二重の守秘義務があるわけでございます。

このようなことから、ただいまご質問の管理体制につきましては、関係職員には常にチェック管理しているところであり、このことが税への信頼につながるものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 十分な管理がされているというふうなお答えでした。

先ほど、吉田議員から、個人情報の管理に甘さがあるのではないかというふうなお話がありました。そういったことで、今、税務町民課長がお答えいただきましたけれども、改めてその個人情報の管理について、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、税務町民課長からもお話があったとおり、税は税で、しっかりと二重チェックをしながらされていると。また、それ以外も含めて、いわゆる情報を流すということはあってはならないということでもありますので、これについては次回の庁議の中でもしっかりと職員のほうに申し上げたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 個人情報ということで、今は大変厳しく言われていると思います。

そういった中で、我々も議員としてもそういったことを十分に認識をしながら、これから努めていきたいというふうに考えております。

さらには、やはり税の公平性ということで考えれば、先ほど言ったように、単に滞納がその金額ではないと。それをもって及ぼす影響はさらにあるのだということを再認識をしていただきまして、今後の執行に当たっていただきたいなというふうに考えております。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君の一般質問はこれまでといたします。

一般質問の途中でございますが、2時40分まで休議といたします。

休議 午後 2時31分

開議 午後 2時39分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 菊 地 洋 君

○議長（渡辺定己君） 次に、5番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 5番、菊地洋でございます。

2017年3月第7回定例会の一般質問をさせていただきます。

弥生3月を迎えて、あと2週間も過ぎると桜の開花の時期を迎える季節となってまいりました。本年の開花予想は、関東から西は例年と比較して暖冬傾向にあり、休眠打破は鈍く、桜の花芽の成長がおくれぎみで、北日本と北海道は例年並みだと予想がされているようであります。

さて、東日本大震災から6年を迎えるわけではありますが、いまだ福島県内の避難者は、我が町の人口の10倍の12万人を超える人々が47都道府県に避難し、もとの生活ができない状況にあり、東京電力福島第一原子力発電所の県民に与えた影響は、未来永劫に残る大事故であったと改めて実感するものであります。

先日、次のようなニュースが飛び込んできました。3月18日にフライトをする福島空港からのチャーター便で、LCCの航空会社でチェジュ航空が一方向的に運航を取りやめるとの報道がありました。その理由は、乗務員やその家族が、福島へはおりにたくない、おりさせたくないとの意向であったようであります。昨日も、東京で主催会社と航空会社との協議が深夜まで行われましたが、結果は出ず、いまだにその運航については未定であるというふうな状態であります。

こんな偏見を持たれていることは、とんでもないことであると思います。ここ、福島に住んでいる事実をどのように受けとめているのか、大変不愉快で、私たち福島県民は理解のできない出来事だと痛感をいたします。国内においても、福島の名前がつくだけで、いじめや風評はいまだ払拭されていないのが現実で、国・県を挙げて、この問題にはこれまで以上に力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、通告書に従い、質問をさせていただきます。

昨年、平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法についてお伺いをいたします。この法律は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目的としており、正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

そこで、お伺いをいたします。

ユニバーサルデザインの意味について、どのように執行は理解をしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

繰り返してございますけれども、平成28年4月から施行されました障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法でございますけれども、障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し、差別を解消して、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現することを目的として定められた法律でございます。

一方、ユニバーサルデザインとしましては、障害の有無、年齢や性別、国籍などにかかわらず、誰もが使いやすいように公共施設のバリアフリー化など、安全で便利な都市や建物をつくるという考え方でございます。

町のこれまでの対応といたしましては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、「福島県人にやさしいまちづくり条例」の方針により、公的施設のバリアフリー化や、町民や事業所の皆様にトイレの手すりや玄関スロープの設置等を推進し、人に優しい町づくりの普及啓発などを図っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいまの課長の答弁ですと、人に優しい町づくりということで、手すりや段差などの解消等ということでお話をいただきました。

もともと、このユニバーサルデザインというのは、アメリカのデザイナーで建築家のロン・メイスという方が1980年代に発した言葉でありまして、多種多様な要因によって、ユーザーに差別なく生活できる、こういうふうな建築をというふうなことでユニバーサルデザインということがつくられたようであります。

そこで、お伺いしますが、先ほど手すり等もつくったというふうなお話をされましたけれども、この1年間で執行での対応の中で、問題点等はなかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員の質問にご答弁申し上げます。

バリアフリーの対策といたしましては、町内の公共施設、古い建物が多いですので、ユニバーサルデザインに基づいて設計されてはおりません。ですから、バリアフリーということ

で、それらの障害をなくしていこうということで、ここ1年ですと、久来石転作センターのスロープ、あとは町の境の公営住宅の手すり、あと、近いところだと、役場の手すりを設置したところをごさいますて、当然ながら、エレベーターをつけたいというところもあるんですが、なかなかそこまでいきませんので、そのような対応を今後も続けていきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 建物が古いためということで、バリアフリー化、ユニバーサルデザインではなくて、それに沿ったバリアフリーを推進しているということであります。

先ほど総務課長の答弁の中にありましたが、例えば、この身体障害者、障害のある方がどうしても2階の総務課に用事があるというふうになったときに、現在、エレベーターありません。そして2階にはバリアフリーになっているトイレありません、段差があります。そして、新しく建設されているところについては多目的なトイレと、もちろんシャワーとか、そういうふうないろんなものが設置された多目的トイレなどが設置をされておりますけれども、我が庁舎の中には多目的のトイレもありません、1階、2階合わせて。この辺については、今後改良していく考えはあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員がおっしゃられるように、2階の総務課に用事がある高齢者の方もたびたびおられます。その場合には、当然、無理して来られる方もおりますけれども、中には電話をしていただいて、逆に総務課のほうから出向いていくというような対応をさせていただいているところでございます。

また、多目的トイレ、現在ございません。多目的トイレも含めました庁舎の改修計画もございましたけれども、やはり個々の部分をいかに最低限で改修するか、それとも将来的な移転を目指すかについては、今後も協議を重ねなければなりませんけれども、そのような観点で、現在のところ手狭で設置には至っていないというところでございますが、町が移転するか、トイレが先かということになるんですけれども、これについては皆さんのご意見を伺いながら、できるものについてはぜひ進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 何か提案をするとお金がないということで、なかなか事業では進まないのが現実なのかなというふうに認識をしておりますが、あえて、東京と、それからその周辺の各自治体においては、2020年の東京オリンピックに向けて、パラリンピックももちろんありますということでバリアフリー、そしてユニバーサルデザインのある建物をどんどん改良、そして建築をしていく計画があるようであります。

そういった中で、障害者への理解を深めるために、教科書への記述をふやして、全ての子供たちに心のバリアフリーの教育を、もう2018年度から示していきたいという、こんなふうなこともあるようであります。というところで、先ほどソフト面の部分でちらっと総務課長、お伝えをしていただきましたけれども、今後そういうところで、このソフト面について、どんなふうな方法でこの障害のある方々に接していくのか、先ほどの答弁ですと、電話をして、総務課の職員のほうが出向いていくというふうなことがあったようですが、今後、そんなふうな検討が各課の中で行われていくのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ここにあります障害者差別解消法の中には、国や都道府県、市町村などの役所については、これらの不当な差別な合理的配慮の具体例を盛り込んだ対応要領をつくることとされておりますので、今のところ都道府県、市町村については努めるとなされておりますけれども、先ほど私が申し上げました具体的なことについては、各課でできるものを進められるように調整してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいま総務課長のほうからご丁寧に、結局、この法律は2本立てになっておりまして、1つは、不当な差別的取り扱いをしない。それから、合理的配慮を提供していくという、この2点の2つの柱で、役所だけではなく、それぞれの事業所や人に対しても対象となっているというところでもあります。障害者に対する偏見や差別のない、ともに快適に暮らせる社会づくりを目指して、町全体の意識の高揚を高めていくことが重要なのかなど。先ほど、総務課長の答弁の中にもありましたけれども、実質、具体的な策とか、そういうものについてはまだ練っていないということでありますが、これについては早急に町全体として、障害のある方々の外に出たいという希望は、我々健常者よりも物すごく旺盛だそうであります。ということで、この件についてはやはり真剣に取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいというふ

うに思います。

次に、ふくしまデスティネーションキャンペーンについてお伺いをいたします。

平成26年がブレDC、そして27年が本番のふくしまデスティネーションキャンペーン。そして平成28年がアフターDCということで、3カ年にわたり全国から福島へとキャンペーン活動を実施をしていただきました。我が町にとっての人口の流れや、経済効果はどうだったのかについてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成26年から平成28年まで3カ年にわたりまして、春の4月から6月の3カ月間という期間でございましたが、県とJRが集中的に観光PRを行うふくしまデスティネーションキャンペーンを契機に、当町におきましても、さくらとあやめ、また岩瀬牧場や田んぼアートを中心に、JR東日本との連携によりまして、駅からハイキング等タイアップしたウォーキングイベントの実施や、大手旅行エージェントと連携をしまして熱気球の搭乗体験など、着地型の観光を通じて鏡石町の魅力を広くPRできたものと考えております。

今ほど、経済効果と人口交流の把握ということで、具体的なお質問をいただいておりますが、この数字の把握については、町単独でその数字を検証することについては非常に難しいということがございます。田んぼアート事業において、2万人から今年度2万2,000というふうに、具体的な一つの数字は持ち合わせておりますが、その他の数字については、商工会会員の皆様方のアンケートなどから、その効果はあると。今後も継続していただきたいというアンケートの結果をいただいておりますので、それをもって経済効果はあったというふうに判断をしているところでございます。

29年度につきましては、町制55周年の記念事業として、各種イベントを開催していきたいと、継続して開催していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 経済効果の検証はなされていないということのご答弁をいただきました。後ほど、またちょっと触れたいと思います。

その前に、平成29年度の予算概要の中で、ふくしまDC3カ年で築き上げたネットワークを生かし、より効果的な進化する鏡石町の振興を図るというふうなお題目があります。具体的に何をするのか。何をどういうふうな形でこの着地型といいますか、鏡石町に人を呼んでいくのか。多分、ここには田んぼアートのことも、中には入っているのかなとは思っております。

が、この辺についてのご見解をお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁を申し上げます。

繰り返しになりますが、29年度は町制55周年の記念事業でもあります。これらのイベントを盛り上げていくためにも、3年間で培ってきましたふくしまDCで構築されたJRや民間企業とのネットワークを継続していきたいと。また、一緒にやってきた事業のタイアップやテレビ放映などのマスメディアを活用した広報活動など、今後も鏡石町の魅力の磨き上げを継続していくための観光推進体制を築いていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番（菊地 洋君） 何かよく何をするのかつかめていないんですが、とりあえず次の質問に移ります。

6年目を迎える田んぼアート、ことしは一寸法師だそうではありますが、今までの5年間と同じ運営をするのか、もしくは5年過ぎて6年目、新たな運営にしていくのか、この辺についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この田んぼアート、今回、新年度で6年目ということになります。そういう中では今、産業課長が言われたように、2万2,000人を超すようになってきたと。そういう中では、先ほどの続きではありませんけれども、やはり長く続けることが、それに意味があるんだということであると思います。これも、今月の4日ですか、先ほど商工会長である長田議員からもらったんですが、知事も、東京の日本橋で行われた中でなんですが、がんばっぺ福島と応援の集いと、そういう中で、ここにも書いてありますように、続けることに意味があるという、そんなタイトルになっておりました。まさにこの田んぼアートも、そういう面では続けることが、いわゆる町の知名度が上がり、さらには地域振興につながるんだという、そういうことが大事なんだろうなというふうに思っております。

そういう中では、6年目、新年度については町制施行55周年記念だということでありまして、昨年、寄附もいただいたアニメイラストレーター湖川友謙さんに、今、絵柄の作成をいただいております。そういう中で、進化する田んぼアート、これまで以上になるものというふうに期待をしておるところであります。

もう一つ、今、議員さんからありましたいわゆる運営の仕方はどうなんだということであり、ますけれども、今、実行委員長は私、いわゆる町長が実行委員長だということでもあります。そういう中では、この実行委員長については町長でなくともよい段階に入ったのではないかなと私自身は思っておりますので、それはしっかりと、今回の運営委員会の中でも検討して、よりよい方向に進めていきたいなというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 実行委員長がかわるかもしれないという町長さんからのご答弁をいただきました。

実は、田んぼアートというと青森県の田舎館村、これ皆さんご存じだと思います。田舎館村は多分ことし26回目になるのかなというふうに思います。田舎館村は2会場ありまして、サブ会場、メイン会場ということで、私も2回ほど見に行っただけです。入場、拝観料をとっているんですね。あそこは、大人はたしか300円、子供が100円、小学校以下が100円ということで、小学生まで100円ですか、ということで、年間に今約22万人が訪れる。単純に大人だけの計算でいくと6,600万円が入っているという、こんなふうな経済効果があるわけでありまして。

先ほど、産業課長からの答弁の中では、経済効果の認証ができないという、こんなふうなお話を、ご答弁をいただきました。そこで、提案なんです、これは以前、商工会長とも、雑談の中でいろんなお話をさせていただきました。田んぼアートも拝観料を取ったらどうかなという、こんなお話をしました。それもただ単に拝観料ではなくて、商工会が発行している商品券を入場料として取ったらどうかなと。この後、私、質問をさせていただきますが、まちの駅かんかん館でも使える、町内の飲食店でも使えるという、そんなふうな方式の、例えば拝観料が商品券にかわるという、こんなふうな方式を検討してみてもどうかと思うんですけれども、産業課長いかがですか。

○議長（渡辺定己君） 答弁願います。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 大変貴重なご意見をいただきました。一昨年、それ以前からも一般質問をいただいておりますので、そういった拝観料の徴収についてはこれまでも検討してきたところであります。改めまして、経済効果を生ませるためのそういったタイアップしたアイデアもひとつ非常に有効かと思っておりますので、改めまして、具体的方法等について関係団体と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 産業課長に補足をしたいと思います。

まさに、この田んぼアート、私も田舎館を見てきました。その当時、「整理券」というような、そんな名称で多分50円か100円……ちょっとわからないですが、そんなことでやっておったと。今はちゃんとした料金だと。まさに、これは続けることがそういうことにつながるんだということの実証であると思います。そういう中で、今、これから今度6回目ということになると、やはりそういった声が上がって、そしてそのような方向に進むという一つの段階に来たのかなということで、ぜひ、今、実行委員長の先ほどのお話もありましたんで、そういうことも含めて、これからそういう意味で改善、進化するということにつながるということを、私のほうからも申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） やはり、せっかく田んぼアートで2万2,000名、そして秋のオランダ祭りですか、オランダ祭りについても約3万人、つうしょうですけども、3万人が来町していただくという中で、やはりしっかりした経済効果を把握できないようではどうなのかなというふうなところがあるものですから、あえてこの田んぼアートについては、商品券方式で拝観料をいただいて、それを町内に落としていただくと。そしてなおかつ滞在時間も、交流時間も長くなれば、町の経済に効果があるのではないかなということでご提案をさせていただきました。

次の質問に移らせていただきます。

地域づくり事業の中で、地方創生拠点整備事業として国の補助金の採択を受け、平成30年度にオープンをする鏡石町コミュニティーセンター1階のまちの駅かんかん館の事業展開についてお伺いをいたします。

まず、1つには、名称は今までのまま、「かんかん館」でいくのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 答弁願います。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） まずは名称というご質問でございます。現段階では国の交付金の申請等について、仮称という形で「まちの駅（かんかん館）」という形にしております。今後、これをベースに検討した上で、決定していくという形になろうかと思っております。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君）きのう、私もインターネットでこの地方創生拠点整備事業の採択のところを見ました。我が鏡石町7,200万ということで、採択の数字が載っております。

隣の天栄村が1,800万かな、多分、事業はちょっと違うかもしれませんが、採択ということで載っておりました。確かに、国の補助金をいただいて、仮称ではありますが、申請をしておりますので、名前を簡単に変更するというのは大変なことかと思うのですが、震災からもう6年たって、このまちの駅かんかん館が農協の前にありましたけれども、町民の意識そのものが既に低下しちゃっているのではないかなと。そして、周知する意味で、内外に、この鏡石駅の1階に、物販もある、それから情報の発信もできる、それから飲食も多少できるという、こんなふうな拠点ができますよという周知をする意味で公募型というのはどうなのかなというふうに思うのですが、この辺についてはいかがでございましょうか。

○議長（渡辺定己君） 答弁願います。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

名称について今後、公募してはどうかというご意見をいただいております。現段階では、震災後の町政懇談会等の意見、最近の町民の皆さんからの意見の中で、かんかん館の再開を願うという声をベースに、その再開のための準備をしてきたという、私ども産業課の底辺がそこにあったものですから、そこからそれを磨きをかけていくという作業でありました。というので、仮称という形の中で、そんな名前を検討はしてこなかったわけですが、このかんかん館につきましても、情報発信の拠点として、公募をして決定した過程があって、私どもとしては、町民の方になじみのある名称だというふうな認識をしております。

ただし、ながら、今年の6月からのワークショップの中の意見であります、「かんかん館」という名称については町民の方には非常にわかりやすいけれども、町外からいらっしゃる方には何だかわからないという、内容のわからない名前だという意見も出まして、基本構想の中で、「まちの駅」という名前を入れ込むことや、コミュニティーカフェや茶飲みバーというような、そういったワードを検討することで、このかんかん館の目的を表現をしてはどうかという、ワークショップの皆さん方の意見もいただいておりますので、それらを統合した形の名前で仮称という検討をしてきたということで、ご報告をしたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 決して「かんかん館」という名称が悪いというわけではなく、6年間休んでいて、これを復活して、すぐに浸透していくのであれば、これは一番いいことなんです。先ほど産業課長の答弁の中にもありましたように、私も聞きました、県外の方々、それから町外の方々にかんかん館って何だいという、やっぱりこういうふうな質問をされます。ということでサブタイトル等々ついておりますが、これは国の採択事業でありますので、その辺についても、いろんなカフェであるとか、そういうふうなところをつけたようでありま

すけれども、決してかんかん館が悪いというわけではなく、町民または周辺の方々に広く知っていただくために、そういうふうな方法をとってはどうかというご提案でありますので、決してかんかん館について否定するものではありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、運営についてお伺いをいたします。今後、専門家による講習会等を開催し、運営システムを構築していくというふうにありますけれども、具体的にどんな方法で、来年の何月のオープンになるのかわかりませんが、何月のオープンと合わせながら、この運営についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 答弁願います。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

かんかん館については今、議員さんと課長の中で、いろんな面で検討されるというふうには思います。そういう中で、趣は、やはりこのかんかん館ということよりも、まずはまちの駅なんだと、まちの駅というものをしっかりとイメージを持って、このかんかん館というものをつくっていききたいということが今回の事業であります。

そういう中で、この運営におきましては、農商工による関係団体、さらには観光協会、地域づくり団体、そしてNPO法人など、想定される団体、そして個人で運営協議会というもの、いわゆる準備会から始まりまして、有識者によります専門家を招聘して勉強会や意見討論などを経まして、29年度中には正式に運営協議会を発足させていきたいと。その運営協議会で初めて、そしてさらに運営しながら、さらにどういった方向に進むかについて、いろんなことで考えて、協議しながら進めていくことを現在考えているところです。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 地方創生のこの交付金の概要の中でも、収益施設として考えてよろしいという、こういうふうなこともあります。それから、ローカルイノベーションに資する公の施設の試験、研究の場所としても考えてもよろしい。当然、6次化とかそういうふうな部分でも使ってもよろしいという、こんなこともあります。

それから、生涯活躍の町の推進に資する多世代交流、何世代かの交流の拠点としての施設としても構わないという、こんなふうなところでもあります。そんなところで、事実前に全員協議会の中で示されたような、あんなふうなイメージの中で経営、運営をしていくのかについて、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を願います。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

ご質問のように、2月20日の議会全員協議会でお示ししました事業がベースになるということであり、ご質問にあったように、国の考え方が、施設のリノベーション、新しい目的を持ってつくりかえるということ、雇用や、そういった6次化などの実験場というような、いろんな多機能にわたって活用できる今回の交付金の目的があるということでありましたので、総務課、企画調整、企画部門等の検討の結果、まちの駅を前面に、それを企画していこうというのが今回の提案でございました。

産業課におけるまちの駅の再開と産業課の施策であります農業の振興、商業の振興、6次化などの事業を一体化させることで、このコミュニティーセンターを再生させようという企画でございまして、全員協議会で説明しましたとおり、観光情報と町の商業施設などの情報の発信及び交流の場、3点目として観光を推進する活動、企画運営など、ソフト事業の中核拠点、4点目としまして地域産業6次化の実験場ということで、チャレンジショップ等の実験と申しますか、そういったチャレンジをする場ということを目的に今回、実施してまいりますので、その運営につきましても今後協議しながら、先ほど町長がお話ししましたとおり、関係団体の皆さんと協議しながら煮詰めて一緒につくっていくという考え方で運営していきたいというように考えております。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） まだ質問していなかった運営のことについてまでご回答をいただきまして。オープンをした後のスタッフの配置と、それから運営についてどのようにするのか。先ほど長田議員のほうからも、以前には食べる場所や売店等々もあったけれども、どうしても経営上やっていけないということで、やむなく閉店をしたという経緯があります。

そんな中で、オープンした後の町の負担等はないのか、それからもう1点は、スタッフはどうするのかという、この2点についてお伺いをしたいと思います。以前には、緊急雇用対策の支援で観光協会が窓口になって、その対策の補助金を受けて、受け皿になって、このかんかん館の職員の給料に補填したという、こんな経緯がありましたけれども、この辺についてはどんなふうな方法で人を雇って、オープンした後の経営をしていくのかという点についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） スタッフ等の運営でありますけれども、これは前回、全協のほうでも説明したとおり、あらゆるものができるような状況になっていると。そういう中で、この29年度中に1年かけて、いわゆるこういったものをピックアップしながら、あの中のスペース

の中でどれだけできるか、どのようにするか、そういったものを協議をした中で、いわゆるスタートは30年の4月からということでもありますので、その中で検討をしていきたい。今回、1名については、この関係の正職について担当をするという、そういう中でしっかりと30年の4月のスタートに向けて頑張っていきたいというふうに考えています。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） この事業は、本来の目的は、いかに交流人口をふやして、滞在時間をふやして、そして町の情報発信の大変重要な役割を果たす拠点となるだろうと思っております。本事業が広く内外に流布できるように、最大の努力をお願いをしたいというふうに思っております。我が町も本年は町制施行55周年の節目を迎える年であり、各種事業も計画をされておりますが、全てが成功裏に実施され、我が鏡石町がまさに住んでみたくなる町であると全国へ発信できるような、そんな拠点づくりをしていただければいいのかなというふうに考えております。執行、議会ともに力を合わせながら、すばらしいまちの駅かんかん館を運営をしていければ幸いかなというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺定己君） 次に、4番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） こんにちは。4番議員、古川文雄でございます。

3月定例会一般質問、私が最後の質問者となります。

皆さんからお話ありましたけれども、あの3.11から6年の歳月が流れようとしております。6年と申しますと、小学校に入学した子供が卒業する、そんな歳月であります。長くもあり、短くもある、そんな時間の流れではないでしょうか。未曾有の大震災、100年に1度の大震災を経験したあの日は、我々があの経験を後世に伝える、そういった宿命を背負った日でもあると思っております。その定めを全うするために、あの日を忘れることなく、常に備えておかなければならないはずでしたが、これは私だけかもしれませんが、6年という歳月は大変恐ろしいもので、なれというか、そういった気持ちが緩むというか、1週間前に地震がありましたけれども、そんな気持ちを引き締めるためにも十分なものであります。あの震災を経験した我々の防災対策には、想定外という言葉は通用するわけもなく、我々に課せられた使命を全うすべく気持ちを引き締め、今後、いつ来るかわからない次に備

えなければならぬというふうなことを胸に思い、通告書に従いまして質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、町内の小・中学校におけるいじめの認知件数と対応件数についてであります。ことし1月に須賀川市、2月には南相馬市で、それぞれ中学生がいじめを起因とした痛ましい事故があったことはご存じだというふうに思います。未来ある子供たちの将来が、そういったことにより奪われてしまったこと、同じ世代の子を持つ親としては、当然、他人事とは思えない、非常に痛ましく思う大変悲しい出来事であります。こうした出来事を未然に防ぐためには、早目の対応が大変重要であるということは明確であります。現在、教育委員会等で認知しているいじめの件数と、そういったことがあれば、対応中の事案があれば、その件数をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小・中学校のいじめの認知件数と対応件数につきましては、平成29年1月末現在で小学校で4件、中学校で1件の認知件数がありました。認知されました全てのいじめについて、学級担任の指導などの対応を行い、現在、全てのいじめについて解決しているとの報告を受けてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいま小学校4件、中学校1件という答弁をいただきましたが、これは小学校というのは一小なのか二小なのか、それもお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

第一小学校で4件でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 5件全て解決済みということでありましたが、現代のいじめでは、昔よりさま変わりしております、陰湿かつ複雑化しておるということをご承知だと思います。ネット社会で便利になった反面、いじめというものが巧妙化し、正確な実態を把握することが非常に難しくなっていると感じております。私も、思春期にある年ごろの子供を持つ親と

して、そういった気持ちをつかむ難しさを日々痛感しておりますけれども、教育委員会、または学校では、その実態についてはどのようにして把握しているのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） いじめ等の実態調査、いわゆる把握についてのご質問ですが、いじめ等の調査については、第一小学校では学期に1回、計、年3回、それから第二小学校では毎月計10回、毎月と申しますのは、8月と3月を除いて毎月実施しているということであります。それから、中学校では学期1回の年3回。教育委員会は、今回もこの須賀川の事件前に11月の校長会の折にこのいじめ調査を指示しまして、そして1月31日付で報告を受けたのを今、報告させてもらったんですが、教育委員会も毎年このいじめに対して調査をしてございます。

また、今、お話ありましたように、携帯等でのいじめというような、見えにくいいじめもありますので、子供たちの携帯電話等の所持に関する調査も毎年実施しているところでございます。そういった中で、いじめの早期発見、そして指導、さらにその後の経過をしっかりと見ていくと、そのような対応をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの答弁でありますと、一小が3回、二小が10回、中学校が3回と、二小だけが突起しているように思えますが、それら回数について、教育長としてはこのアンケート回数について、頻度について、どれが適切なのかというふうに考えているのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） いじめの調査につきましては、3回やったから、あるいは10回やったから、それはそれでいいんだということでは決してないかというふうに思います。要はその中身の問題もありますでしょうし、その後のいわゆる指導もあるのかなというふうに思っています。

このいじめに対しては今、各学校では、対策としてこんな対策をしています。1つとして、命を大切にする指導を实际行っています。つまり、人権教育の充実でございます。人権尊重の精神に立つ学校づくり、人間の生命はまさにかげがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切だということで、そのことを子供たちに強く訴えているところでございます。

また、各学校では、道徳教育の充実も図っているところでございます。生命軽視の軽はずみな言動がいじめなどの社会的問題を引き起こしてしまいます。大切なことは、命をととぶということだろうというふうに思います。動植物を含めて、それぞれの生命体が唯一無二の存在であり、それらは全て生きているということにおいて共通しているんだということをしかりと指導している。3番目として、これは私どもが望んでいることなんですが、子供たちが自分らの力で校内からいじめをなくそうとする活動をしてほしいというふうをお願いしています。つまり、児童会であるとか生徒会での取り組みで、子供たちみずからの行動がいじめ防止につながるのかなというふうに思っています。

いじめの調査の回数や指導の中身、全て大事なことなんですが、いじめが原因で考えられる中で、既に子供を亡くした遺族にとって、あるいは卒業した、また転校させた家庭において、再発防止とか、いじめ防止というような発言は全く意味がないのかな、意味を持たないのではないかとこのふうにも思います。だからこそ、今、お話ししたような学校の取り組み、それから教育委員会が望んでいるようなことを、これからはしっかり学校でも教育委員会でも取り組んでいけるように進めていきたい、そのように思っています。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 引き続き、各方面からの指導等を行っていただきたいというふうに思いますけれども、こうした悲しい出来事の防止策は、当然、学校だけで成り立つものでもありません。かといって、家族、家庭だけでも成り立つものではないというふうに認識しております。お互いが相互に連携し、協力し合うことで、最大の効果を発揮すると私は思う次第でありますので、今後、さらに連携強化を図り、子供たちの健やかなる成長と明るい将来を見守ることができるよう、我々保護者、そして地域コミュニティーへの指導、助言等、そういった機会を設けることを要望しつつ、次の質問へと移りたいというふうに思います。

2番の町の農産物販売促進の実態についてであります。

先日の福島民報に大手検索エンジンに「福島農家」というふうに打ち込みますと、関連キーワードに「食べない」とか、「死ぬ」などという言葉が並ぶというふうに掲載されておりました。私も実際、検索してみますと、それ以外にも大変この場にはふさわしくない発言が何個も出てきました。大変遺憾に思い、憤りさえも感じたところであります。

そんな状況の中、町では、米やキュウリに代表される町内産農産物の販売促進に取り組んでいることではと思うのですが、どういった取り組みを行って、どんな成果が得られているのかをお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

東日本大震災とそれに伴う原子力災害によりまして、福島県の農産物販売環境はかつて経験したことの無い厳しい状況に置かれていると考えております。昨年、震災翌年に大きく減少した農産物の出荷額は生産基盤の復旧、出荷制限の解除、安全管理対策、販売促進により、徐々に回復してきておりますが、風評による影響はいまだ残っており、市場価格の低下、小売店での取り扱い量減少により、震災前の水準を下回っているというのが県内の状況でございます。

県全体のデータによりまして、品目別では、米につきましては、全国的な米余りによる価格の下落に加えまして、風評の影響により、会津産こしひかり以外は大幅に価格が下落しております。青果物におきましては、全国一の出荷量を誇る、我が岩瀬の夏秋キュウリを初めとした野菜類は、出荷数量、販売金額ともに震災前より減少しております。果樹類につきましては、出荷数量が震災前と同水準に回復したものの、価格は下落しているという状況でございます。

このような状況の中で、当鏡石の状況という具体的な数字になりますと、JAの鏡石支店の農産物の販売額の比較を見ますと、平成18年が59億6,000万程度でございましたが、平成25年、26年が58億、27年が55億4,000万、28年、まだ数値は確定数値ではありませんが、60億程度というふうに、作柄で上下はありますが、震災前の10年前の数字に近づきつつあるというふうな状況であるかと思われま。

ご質問にありますとおり、これらの具体的取り組み事例ということではありますが、具体的にはJA管内の市町村と合同で、トップセールスという形で農協を中心とし、東京市場、大阪市場でこの地方の農産物のPRをして、地域の風評の払拭の事業をしていると。また、これまでふくしまの恵みPR支援事業を活用してきまして、首都圏、沖縄でのPR、バスツアーや農産物ホームページの作成、ベジフルキャンパス事業など、こういった活動の中で、鏡石の農産物に理解をいただく活動ができて、一定の効果はあったものと考えております。

議員がおっしゃいますとおり、まだまだ一部で非常に厳しい意見を持たれる方がいらっしゃいますので、福島県もそのような考え方でありますが、風評被害対策については、地道に今後も精力的に続けていくべきだと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 各種PR事業が一定の成果を得られたというふうに心強い答弁を頂戴しました。大変厳しい状況にある中で、必死に取り組んでいただいていることは大変ありが

たいわけでありませけれども、私も以前、スイーツに着目し、質問させていただきましたが、そういった面での取り組み等は検討されたのでしょうか、お聞かせいただきます。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

以前に一般質問の中で、地元のおいしい農産物を活用した、そういった6次化を含めた企画を検討してはどうかというご質問をいただいております。その中で、一昨年から町単独事業として、6次化のための補助金を活用していただいて、それでもって新しい商品を考案していただきたいという事業を、昨年で2年目、新年度でも予算化しておりますので、3年目になります。これまでジェラートや米粉を使ったパンやお菓子など、何点かの商品開発がされております。今後も、これらの補助事業のメニューを広く町民の皆さん方にお示ししながら、地道に商品開発を導いていきたいと考えております。

加えて、以前スイーツの開発の中では、岩農さんとのタイアップなどを考えながらスイーツ開発などはどうかというようなご趣旨のご質問だったかと思いますが、岩農さんのほうの加工施設が震災の当時、やっぱり震災の被害を受けまして、しばらくその加工施設が使えない状況でありましたが、一昨年からの機器の更新ができて、岩農さんの加工食品とか研究が、非常に活発的になってきたというような状況があります。

先日も、2月17日になりますが、鏡石の図書館で岩農の生徒さん方による研究発表会がありました。毎年行われているわけですが、校内の選考会を勝ち抜いた、今回は7チームが発表を行ったところがございます。その発表の中で、今のご質問に通じるような発表が幾つかありまして、一つには、肉加工班の取り組みということで、オランダ祭りにおける商品開発の評価についてということで、オランダ祭りで出店した内容や、今後の開発の計画などを発表しております。もう一つのチームは、経営マーケティングプログラムに参加してということで、3チームが商品をつくって、実際にもうかるか、もうからないかの評価をして、実際に活動してみるというような研究であります。もう一つは、力農のカフェオープンということで、地域食材を活用して食堂に出してみるとか、先日報道にもありましたが、Y A H O O J A P A Nの食堂で、食品提供を研究発表したということ、最後になりますが、田んぼアートの取り組みについてということで、このように地域の方々や地域の素材を活用した研究が、岩農さんでも非常に活発にされているということでありますので、以前にご質問いただいた商品の開発などについても今後、こういった岩農さんの取り組みの中で、一緒に提携できるように、これから具体的に考えていければなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、文雄君。

[4 番 古川文雄君 登壇]

○4番（古川文雄君） 6次化含め、具体的に今後取り組んでいくというふうなところ、認識したところでありますが、この質問の冒頭、風評被害の現状について触れましたが、6年たった今でも風評被害は皆さんご承知のとおりであります。根強く残っていると言わざるを得ません。そうした状況下で、普通の販売促進にはやはり私は限界を感じておるのではないかとこのように思うところであります。そうした中、地元の子供たちが地元食材を使って料理を考え、振る舞う、二番煎じ、三番煎じになろうかと思えますけれども、そういったストーリーを持たせた活動が、今後根強く残る風評被害への対抗といえますか、効果的な対策となるのではないかと考えております。

幸い、先ほど課長の答弁の中にも岩瀬農業高校ということが触れられておりましたけれども、我が町にはそういったすばらしい歴史と実績を持つ高校がございます。そういった高校の協力を得て、高校生を中心に、または小・中学生、それらと一体となってメニュー開発を行い、高校のそういった図書館で行ったような、高校の実習で行った農産物や特産物、そういったものを調理または加工した料理を提供すると。それが一つのレストランとして開業し、接客または経営を学ぶ生きた実習の場としても活用するという必要でないかというふうに思います。それらも、一つのビジネスの実習となり得る試みを、私はことしの55周年事業に合わせ、そういったことも試みていくことも大事ではないかというふうに思うところでございます。

次の質問に入ります。

若年層子育て世代の行政参加を促進するための施策についてであります。先日の議会だよりの町民の声の中に、子育て真っ最中の女性の方からの意見が掲載されておりました。その中では、議会について詳しく知らない、どのようにして話をされているのか傍聴し、議会を身近に感じられればというふうにつづってありました。これからの鏡石町を担う若い世代の意見を拝聴し、その意見を反映させた施策などを展開していくことが今後重要ではないかと思うところであります。

そういった中、しかし、小さな子供の育児があるということで、例えば議会傍聴、たまたまですが、本日小さな子供を連れての女性の方がいらっしゃいましたけれども、そういったことを理由に、各種会議の参加を遠慮してしまうことも多々あるかというふうに思っております。そういった方々に対する何らかの配慮、対応策を町では行っているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

若年層子育て世代の行政参加の促進施策でございます。今、おっしゃられましたように、地方分権の進展によりまして、町民の行政への参加については、町づくりにおいて非常に重要だと考えております。特に、町づくりにつきましては、長期の計画性と継続的な組織づくりが不可欠でありまして、将来、その成果を受けるべき若者たち、さらにはその子供たちの受けることになる町づくり計画に参加することも極めて重要ではないかと考えております。

町の施策を決めていく上では、今申しましたように、さまざまな年代、世代、性別、職種の方々が積極的に町づくりに参加していただける環境と機会の確保を図ることが重要ではないかと考えてございます。

ご質問の若年層子育て世代の行政参加の促進施策等につきましては、各種計画策定時におきますワークショップやアンケート、直接的ではないんですが間接的にはアンケート、さらにはSNSの活用も今後はやっぱり検討しなくちゃならないだろうと。また、自主的に各種事業や活動に参加している若者については、職場、学校も含めまして、積極的にかかわる傾向が強いことから、そういった活動に対する町の支援、さらには町や行政区など各種事業に参加しやすい環境を整えることも、やはり若者世代の行政参加を促進する施策の一つではないかと考えております。

しかしながら、今おっしゃられましたように、働く若者につきましては、長時間労働の疲れや子育てに日々追われていると、どうしてもやはりひきこもりがちになるというような傾向がございますので、そういった方々にも、より積極的に参加できる機会の確保を、今後も確保に努めていかなければならないと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 今後の町づくりにおけるの取り組みとして、SNS等の活用と答弁頂戴いたしましたけれども、当然それも一つの方策とは思いますが、今の社会の成熟とともに、多様化する住民の要望に応えるためには、住民が何を望み、何をどう考えているのかを知ることが、まず重要であることは、今さら言うまでも及びませんけれども、そのためには、こうした各種会議や議会傍聴等、積極的に参加していただくことが何よりも重要でないかと思うところであります。そういった小さな子供がいることで、そうした場に参加することを遠慮する人がいるということも聞いております。ですので、ここで一つ提案させていただきたいというふうに思います。

そういった場合の参加者に託児サービス等を提供してはいかがでしょうかということなんですが、小さな子供連れで役場なり、例えば議会に来て、会議なり傍聴している間限定で、その子供をお預かりするという事なんですけれども、そうなれば、そういったサービスを

実施していない現状の今よりは、そういった敷居が低くなると私は思うところではありますが、この提案に対しては町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、まさに行政、若い方が、女性の方が参加するには、当然子供さんがいるということで、大変苦勞されて参加されるというのも当然であります。きょうも傍聴者の中に子供連れがおりました。そういう中で、そういった行政参加ばかりじゃなくて、もう一つは、例えば子育てしているお母さんが病気で医者に行かなければならない、そういったこともある。以前、私、職員時代、教育課長のときに、いわゆる文化講演会がありまして、その文化講演会に来られる方、子供さん連れがあると。そういう中で、子供さんを一時預かりを一小の2階でした経験がございます。まさにそういったことが大事なことなのかなというふうに思っております。そういう中で、この行政参加ばかりじゃなくて、やはり病気、どうしても子供さんがいると、なかなか用が足せないという、そういった方を対象とした一時預かりというものが、子育てしやすい我が町になるのかなというふうに考えているところであります。具体的ではありませんけれども、そういったことでしっかりと対応できるような、そういうような方向で、検討をこれからしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 4番、文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 行政以外でもというような、ちょっと幅の広いお話をいただきましたけれども、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

私も、この質問を行うに当たりまして、議会傍聴におけるピンポイントでありましたが、同様のサービスについてリサーチしましたところ、大阪府の吹田市や長野県安曇野市、北海道函館市等で広く実施していることが実証されました。場所や人員の確保等々、クリアすべき問題は多分にあるかと思えますけれども、そういったやり方次第では、多額の予算も必要には逆にならないのではないかと思う次第であります。行政参加促進という観点での質問事項でありましたが、子育て支援の側面からという思いもありますので、ぜひぜひ検討願いたいというふうに思います。

最後の4番ですけれども、組織改編で原子力対策室がなくなるが、我が町における災害対策業務の総括と残る課題についてであります。

一般質問の冒頭や、さきの質問の際にも触れましたが、震災から6年が経過する現在でも風評被害は大変根強く残っており、除染業務は完了するというものの、そこから排出され

た廃棄物の搬出は完了していないような状況にある中での今回の組織改編です。一見すると、専門部署がなくなってしまい、今後の取り組みに対する不安があるのかなというふうに思うところであります。昨日の町長の所信表明の中で、被災者の生活や風評被害などの原子力災害関連対策に全力で取り組むという考えが発言されておりましたが、町で取り組んだこれまでの原子力災害関連対策業務の総括と、残る課題に対する今後の対応について、どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

原発事故から丸6年になろうとしているということでもあります。そういう中では、何とかこの原発に関するいわゆる除染対策については、この3月31日までには完了するという運びになりました。残るは、いわゆる放射性物質の仮置き場の管理、さらにはこれから中間貯蔵施設への搬入、そういった作業がございます。また、搬出された部分については、原形復旧の工事という、そういったものが残されております。このほか、道路除染の対象外となった、いわゆる道路側溝の土砂撤去については、これは平成32年までに撤去するという、そういった事業であります。これについても対応していくということでもあります。

そういう中で、今回、原子力災害対策室が廃止されるということでもあります。これらについては、この業務については管理系の業務については、いわゆる健康環境課、事業系については都市建設課がそれぞれ引き継ぐということでもあります。そのほか、食品モニタリング等々について、さらには風評被害対策、それはそれぞれの担当部署で今までどおりしっかりとしていくという、そんなことでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 4番、文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 道路除染、住宅除染、それら業務は3月31日で全て完了すると。そして残る課題として、仮置き場の整理、それと中間貯蔵への搬出、それと側溝の土砂撤去が平成32年までという答弁でございましたけれども、それら業務に関しては各課に引き継ぐということで、引き継ぎには十分な時間をかけ、支障が出ないようにしていただきたいというふうに思うところであります。

ただ、一つ、もう少しだけ確認させていただきたい点がありますので、再質問とさせていただきますが、先ほども申し上げましたとおり、町長の所信表明の中で、被災者の生活などに対しては全力で取り組んでいくという言葉がございましたが、原子力災害によりまして、避難した子供たちが避難先でいじめに遭って、それらを苦しめている等の事例が何個か報道

されております。実際、鏡石からも避難している方もおりますので、そういった子供たちは大丈夫なのかと心配するところでもあります。過去に避難者ケアについて質問した際には、避難者への情報提供等を行っている旨の回答まではいただいておりますけれども、子供たちへのメンタルケアに関し、現在の取り組み状況と今後の予定に関し、こういった考えをお持ちなのかお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現在、鏡石町から子供たちが避難している先を申し上げますと、青森県に中学生が1名避難してございます。そして、北海道に小学生が4名避難してございます。現在のところ、こういった子供たちがいじめ等の被害に遭っているというような教育委員会での話し合いについては今入ってきてございませんので、それぞれの地区になじんで頑張っているのかなというふうに思っています。

また、余計なことなのですが、福島県の浜通りのほうから、浜のほうから私どもの町に入ってきている子供は中学生が2人、小学生が2人、計4名ございますが、この子供たちも我が町の中で子供たちと現在はトラブルなく過ごしているのが現代でございます。何かあったときには、それぞれの教育委員会で連絡をとり合いながら、しっかりした対応をしてみたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） いじめはないということですので、安心しました。

以前の質問の際にも申し上げましたが、町にとっての最大の財産は人材というのが私の考えでもあります。たとえ、今現在避難しているといっても、その子供たちは当然町の子供であります。そして、町の財産であるというふうに思っております。町内にいる子供と同様に、原子力災害で避難している子供たちを守ることも我々大人の責務であると感じておるところでございます。ぜひ、メンタルチェック、現状確認などを実施して、万が一サポートが必要な子供たちがいるならば、必要とされるサポートを行っていただくことをお願いしたいというふうに思うところでもあります。

今回の一般質問、子供を守り、貴重な人材を生かし、いかにして次の世代へとバトンをつないでいくかということを一応テーマといたしました。少しでもよい環境を次の世代へとつなぐために、いろいろな人に積極的に行政に参加してもらう必要があると思います。そのためには、さまざまな部分での待遇改善も必要であると感じるところでもあります。当然、魅力

がなければ参加する気も起きないのが人間であります。それは、我々議員という立場においても、同様であると感じております。

いずれにせよ、さまざまな立場のさまざまな意見を集約し、よりよい形で次の世代へつなげていくことが大変これから重要になってくるのではないかというふうに思うところであります。

これにて、私の今定例会における一般質問を終了といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす3月8日から3月16日までの9日間、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、3月8日から3月16日までの9日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時05分

第 3 号

平成29年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成29年3月17日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第109号 鏡石町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の制定
について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 2 平成29年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員長報告
- 日程第 3 請願・陳情について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 4 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

追加日程第 5 決議案第 4号 今泉文克議員に対する議員辞職勧告決議について

追加日程第 6 意見書案第8号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
(案)

出席議員(12名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君

参事兼
 稅務町民課長
 健康環境課長
 参事兼
 上下水道課長
 教育課長
 農業委員
 農務局長
 農業委員
 農務局長
 選舉管
 理委員

木 賊 正 男 君
 長谷川 静 男 君
 高 原 芳 昭 君
 関 根 邦 夫 君
 車 田 光 男 君
 菊 地 榮 助 君
 大河原 八 郎 君

福祉こども
 課長
 産業課長
 参事兼
 都市建設課長
 都会計管理
 兼室長
 原対策災害
 教育委員
 職務代理者

小 貫 秀 明 君
 小 貫 正 信 君
 圓 谷 信 行 君
 角 田 信 洋 君
 菊 地 勝 弘 君
 常 松 ゆかり 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局
 議 局 長

吉 田 賢 司

副 主 査

藤 島 礼 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎総務文教常任委員長報告（議案第109号）及び報告に対する質疑、
討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、議案109号 鏡石町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、総務文教委員長の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） おはようございます。

ご報告申し上げます。

平成29年3月17日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。議案審査報告書。

本委員会は、平成29年3月6日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成29年3月9日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時44分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者。教育課、高原教育長、関根課長、大河原副課長。

付託件名。議案第109号 鏡石町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の制定について。

審査結果。議案第109号は、可決すべきものと決定した。

審査経過。議案第109号は、担当課（教育課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決定した。

意見なし。

以上、ご報告とします。

○議長（渡辺定己君） これより総務文教委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第109号 鏡石町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の制定について、
本案に対する総務文教委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員長報告（平成29年度鏡石町各会計予算審査につい

て）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

日程第2、平成29年度鏡石町各会計予算審査について、議案第124号 平成29年度鏡石町
一般会計予算から議案第134号 平成29年度鏡石町上水道事業会計予算までの11議案を一括
議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第124号から議案第134号までの11件を一括議題とすることに決しまし
た。

本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔予算審査特別委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（予算審査特別委員長 橋本喜一君） おはようございます。

それでは、平成29年度各会計予算審査特別委員会審査内容をご報告申し上げます。

平成29年3月17日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成29年度各会計予算審査特別委員会委員長、橋本喜一。

平成29年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成29年3月6日付託された議案を審査の結果、次のとおりすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順にご報告申し上げます。

平成29年3月10日。午前9時55分より午後4時5分まで。委員全員、議長。議会会議室。

平成29年3月13日。午後1時より午後4時16分まで。委員全員、議長。議会会議室。

平成29年3月14日。午前9時57分より午後2時20分まで。委員全員、議長。議会会議室。説明者。町長、副町長、教育長、各課課長、各課副課長、各課担当職員。

付託件名。議案第124号 平成29年度鏡石町一般会計予算。議案第125号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計予算。議案第126号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算。議案第127号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計予算。議案第128号 平成29年度鏡石町土地取得事業特別会計予算。議案第129号 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計予算。議案第130号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算。議案第131号 平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算。議案第132号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算。議案第133号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算。議案第134号 平成29年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第124号 平成29年度鏡石町一般会計予算については可決すべきものと決した。議案第125号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第126号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第127号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第128号 平成29年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第129号 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第130号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第131号 平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第132号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第133号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第134号 平成29年度鏡石町上水道事業会計予算については可決すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課担当課長、各課担当副課長、各課担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

議案第124号 平成29年度鏡石町一般会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。
議案第125号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。
議案第126号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。
議案第127号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。
議案第128号 平成29年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。
議案第129号 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。
議案第130号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。
議案第131号 平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。
議案第132号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。
議案第133号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。
議案第134号 平成29年度鏡石町上水道事業会計予算は異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおりです。

意見なし。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決を行います。

初めに、議案第124号 平成29年度鏡石町一般会計予算について、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 反対討論なしと認めます。

次に、法案に賛成の討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第124号 平成29年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第125号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第126号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第127号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第128号 平成29年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第128号 平成29年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第129号 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第129号 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第130号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号 平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第131号 平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第132号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第133号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第133号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第134号 平成29年度鏡石町上水道事業会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第134号 平成29年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、産業厚生委員長の報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） ご報告いたします。

平成29年3月17日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成29年3月6日付託された陳情を審査の結果、次のとおりすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成29年3月9日。開議時刻、午前9時56分。閉会時刻、午前11時26分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。産業課、小貫課長、森尾副課長。

付託件名。陳情第11号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」。

審査結果。陳情第11号は、採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（産業課）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第11号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

陳情第11号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての陳情」について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第11号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての陳情」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

〔「議長、6番。動議を提出します」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ただいま、決議案を動議として提出いたします。

今泉文克議員に対する議員辞職勧告決議についてであります。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま6番、長田守弘君から、10番、今泉文克議員の辞職勧告決議の動議が提出されました。

この動議は2名以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

6番、長田守弘君の動議を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 賛成者多数であります。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに可決されました。

○議長（渡辺定己君） ここで、自治法第117条の規定によって今泉文克君の退場を求めます。

〔10番 今泉文克君 退場〕

○議長（渡辺定己君） ここで、暫時休議いたします。

休議 午前10時31分

開議 午前10時37分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎決議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ただいま動議をいたしましたことに関して、ご説明を申し上げます。

決議案第4号。

平成29年3月17日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、同じく、古川文雄。

今泉文克議員に対する議員辞職勧告決議について。

上記決議案を鏡石町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

理由。鏡石町議会議員は、町民の代表として高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し良心と責任感を持って議員としての責務を果たすとともに、町民の模範となるよう努めなければならない。

平成29年2月27日午後1時から開催された鏡石町議会臨時全員協議会において今泉文克議員は、自らに町税滞納の事実があることを認めた。滞納に至った経緯や分割納付の状況等の説明があり、一定の同情すべき点もあるが、地方自治体における町執行機関の監視的役割と、町の予算・決算を審議、認定及び決定することを町民から付託された町議会議員として、町税を滞納することは決して許されるものではない。また町議会議員は町の予算から、条例に定められた報酬が支給されており、議員の税滞納は町民感情からしても許されるものではなく、町議会全体への信頼を損ないかねない重大な問題である。よって鏡石町議会は今泉文克議員に対して、自らの意思により直ちに議員を辞職するよう求めるため、ここに議員辞職勧告を決議する。

鏡石町議会今泉文克議員に対する議員辞職勧告決議。

本会議は、鏡石町議会今泉文克議員に辞職勧告を行う。

以上、決議する。

平成29年3月17日。

以上、説明を申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これより本件に対して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま長田議員のほうから提出されました決議案、今泉文克議員に対する議員辞職勧告決議について、質疑をさせていただきたいと思います。

今、提案理由のご説明をいただきましたが、何点かございますので、その真意をお聞かせいただければと思います。

まず1点目、鏡石町議会議員は、町民の代表として高い倫理的義務が課せられているというふうに書いてございますが、倫理的義務とは何たるかご説明いただければと思います。

続いて、その提出理由の中に、我々の臨時全員協議会の中において、今泉議員がみずから町税滞納の事実があることを認めたということではありますが、私もこの全員協議会に出席

をしておりますが、この事実をもう一度ご確認いただければと思います。

3点目は、町税を滞納することは決して許されるものではないということであります。客観的に見まして、あるいはこの文面を見る限りは、このとおりでないと私は思いますけれども、果たしてこれがどの法令に基づくものであるかということをお示しいただければと思います。

4点目は、議員の税滞納は町民感情からしても許されるものではなく、町議会全体への信頼を損ないかねない重大な問題であるというふうに書いてございますが、ご説明いただきましたが、個人の議員の税滞納の問題が、果たして町議会全体への信頼のあるなしにつながることになるかどうか、この点についてのご見解をお伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

6番、長田君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ただいまの2番議員のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

まず1点目、高い倫理的義務が課せられているというご質問でございましたが、我々は選挙によって当選して町民の負託を得て、この議会に臨んでおりますので、そういったことで高い倫理観が義務づけられているというふうを考えられます。

さらに、次の全員協議会の際にどういった経過でということでもございましたが、全員協議会の中で、みずから税の滞納を認めまして、さらに分割納付あるいは物納ということで町と協議をしましたが、協議が分納ということでも図られないと、できないということでもございまして、そういったことで、今、現時点で滞納の金額も申されました。

さらに3番目ではありますが、滞納の法的な部分の罰せられることがあるのかということでしたが、法的には罰する規則はありません。ただし、やはり議員として滞納があるということに関しては、町民の納税意識の低下につながるというふうな考えのもとに、町議会としてこのまま議会が滞納を認めたのでは、やはり町民に対しては許されるべきものではないなどというふうに考えております。

さらに、個人の問題が議会全体の問題になるのかというご質問でしたが、さきに説明したとおりでございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうから再質疑をさせていただきたいと思っております。

1点目、今、長田議員のほうから説明いただきました倫理的義務についてであります、選挙で選ばれた我々に対して与えられる義務であるというふうなご説明かなと思いますが、果たして一体そこにどのような根拠があるのかということでもあります。もちろん提出理由の中には個人的なご意見が述べられていて結構であります、こちらについての客観的な説明がなされていないのではないかと私は思いますが、その点はいかがなものかとご説明いただければと思います。

また、選挙に関しましては、選挙の時点で我々は選抜されていると。町民の中から選ばれていると。その時点で倫理的なものがあるかどうか、そのあたりがどうかも含めて選ばれていると私は思っておりますので、選挙後に改めて我々が課される義務ではないと。まして倫理的義務という表現でそれが表現されるものではないと私は考えますが、その点いかがかということでもあります。

また、町税の滞納の事実については、先ほどおっしゃったとおりで、納得いたしました。

また、3点目の町税滞納することについての法的な罰則規定があるということでもあります、そちらについて法律の名前を上げていただいて、しっかりと罰則規定もお示しいただいてご説明いただきたいと。果たしてその罰則規定に該当するのかがか、また、その罰則を適用するに当たっての今後のそういったものがどのような過程でそのような形になるのか、それをしっかりお示しいただかなければ、この文面は納得できるものではないと私は思います。

以上、再質疑をさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 2番議員のご質問にご答弁させていただきます。

再々質問において、選挙で選ばれたことに対する倫理的道義ということは、どういう根拠のもとにあるのかというご質問でしたが、選挙後に、当選したからといって別に何をやっていいということでもなく、我々は町民から負託されて選出された議員でありますので、模範となるべき議員でなければならないというふうに考えておりますので、そういった倫理的道義ということでお伝えさせていただきたいと思っております。

さらには、先ほど罰則規定はありませんと私は申し上げて、あるとは言っておりませんので、ご答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再々質問の発言を許します。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番(吉田孝司君) 再々質疑であります。

まず、私の聞き間違いで長田議員に、あえて答弁をいただきましたことは大変申しわけありませんでした。

さて、最後の質問になるわけですが、今回、議員の個人的な問題、個人的な税滞納の問題、これは私は個人的な問題だというふうに見解を以前から示しておりますが、このたびこのような形で議員の税滞納によってのその議員に対する辞職勧告決議なわけであります。

同様に、町民の中におきましても税金の滞納、そしていわゆる予算、決算上における不納欠損、特に決算上における不納欠損、5年間経つと負の決算なるわけでありますけども、そのような形で多大な町に影響を与えている町民も実際にいるという状況かと私は把握しておりますが、今回この議員の方に対する税の問題だけがクローズアップされておりますが、他の町民の方々に対するそういった状況、納税の状況までしっかり把握しておられるのかどうか。実際に額面がどうかという問題では私はないと思いますし、ここにありますように、一定の同情すべき点ということで、実際に納付されていると。後納という形で、延滞税を加算して後納しているという形がある中において、今申し上げましたように、5年以上納めないことにより、いわゆる不納欠損という形、実際に全く納めていない、そういう形になっているような状況もあるという中において、町民全体における納税状況をしっかりと把握した上で、この議員に対してもこのような形で我々が議員辞職勧告決議してもよいのかどうかということをお尋ねしたいと思っております。

以上であります。

○議長(渡辺定己君) 吉田議員の再々質問に対する答弁を求めます。

6番、長田君。

[6番 長田守弘君 登壇]

○6番(長田守弘君) 吉田議員の再々再質問にご答弁申し上げます。

不納欠損ということで、5年経つと5年以上の分に関しては不納欠損ということで処理をされます。

今回2月27日に文克議員から、本人から申されたのは、いまだかつて不納欠損にされたことはないというふうにおっしゃってました。さらには、それに課せられる延滞金もしっかり払っているというふうなお話がありました。

しかしながら、滞納という、滞納に関しては、もうこれは紛れもない事実であるということでございます。ですから、個人的な滞納問題ということがこの議会でどうなのかというふうにございますけれども、これを認めてしまうと、鏡石町議会全体の問題になるというふうにございますので、そういったことで議員辞職の勧告をさせていただくということでご説明に

かえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） まず初めに、提案に対する反対の討論を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからは、反対という立場で反対討論を述べさせていただきたいと思います。

ただいま提出者であります長田議員との質疑、そしてお答えいただきまして、提出理由の内容を確認をさせていただきました。

その中におきまして、あるいは以前から私も全員協議会等で述べておりますけれども、長田議員は、個人的な税滞納の問題であっても、これを我々議会が認めることによって、何もしないということによって、町議会全体の信頼を失いかねない、損ないかねないという部分で見解をお示しになっていると思いますが、私はその点には納得する部分もありますし、そうでもないという部分もございます。

といいますのは、やはり議員の税滞納の問題であっても、町民の個人的な税滞納の問題であると私は考えるからであります。もちろん我々議会が倫理的な立場から、納税をしっかりと町民に促す立場にあるという立場にある中において、そういった議員がいるということは好ましからざることだと私も思いますけれども、感情的には思う部分もありますけれども、しかしながら私たち議会として、その議員の個人的な問題を、果たして我々が議案としてまず取り上げていいのか、実際にこのような形で議案として上がってきているわけでありまして、まず、その段階で私は問題があるのではないかなと思います。

議員も町民であります。町民でなければ議員になれません。被選挙権は町民であります。したがって、町民全体の納税状況、先ほどありました不納欠損とありますが、そういった対策を講じる、あるいはそういったものを調査していく、そういうことに対しては、私も議員あるいは議会としての役割が問われている問題だと思いますけれども、議員個人、つまりそれは先ほど申し上げましたとおり、町民1人の個人的な問題に対して我々議会がどうのこうのという問題ではないというのが私の見解であります。

したがいまして、私はこの決議案に対しては反対するものであります。

以上、私からの反対討論を述べさせていただきました。

○議長（渡辺定己君） 次に、議案に賛成の討論の発言を許します。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいま反対討論がありましたけれども、私は賛成者の1人として賛成討論を述べさせていただきます。

長田議員の提出した文章の中にもありますように、まず1つ目は、我々は町の予算の中から報酬をいただいているというところでございます。税金でございます。

そして2つ目は、先ほど長田議員の答弁にもありましたけれども、我々は選ばれた12名でございます。その中の1人が税滞納をするということは、町民にとって大きな影響を与えるということでございます。今泉議員、大変、議員として素晴らしい議員だと思いますが、この点について滞納しているということであれば、やはりしっかりとした手を打つことが大事なのではないかなと。そしてまた、ほかの自治体においても税の滞納によって辞職勧告が出ている事態はたくさんあります。ということで、私は賛成討論を述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に賛成の討論の発言を許します。

1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） ただいま提案されました決議案第4号 今泉文克議員に対する議員辞職勧告決議についての賛成意見を述べさせていただきます。

今泉議員は、議長と要職を経験されている識見豊かで尊敬する大先輩であります。一言述べさせていただきます。

さて、ご承知のように、国民の三大義務として日本国憲法に定められております教育の義務、勤労の義務、納税の義務がありますが、今回はその一つであります納税の義務に反するものであります。

議員必携には、私たち議員は、町民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となるものであり、人格、識見ともにすぐれた代表者とあります。さらに、議員は、住民全体の代表者であり奉仕者であって、これが議員の本質というべきである、それは住民が考えていること、思い願っていることの全てを代表するということであるとあります。

また、議員は、住民の中に飛び込んで、住民の声や心や知恵をつかみ、それを議員の声、

心、そして知恵として力強く代表する、ここまでが必要である。住民とともに喜び、住民とともに涙する、血の通った信頼される行政ができるかどうかは、このような議員の活動にまつところが極めて大きいと言わなければならないともあります。「大衆は大地」という言葉があるように、住民はあんがいよく知っており、行政についていろいろと考えており、また学ぶべき知恵や知識を持っているものであるとも記載されております。

今回の納税問題では、住民等へのチラシ配布や電話等が多数あると聞いております。議員みずからが住民の代表として率先して襟を正さなければならない中で、ほかの町民の納税意識が今までどおり保たれるか、また住民の声や心や知恵をつかみ、信頼される行政、議員活動ができるかに対し、いかなるものかとの不安と、今後の議会に対する町民の視線にざんきたえない思いがありますので、今回の決議に賛成するのであります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

決議案第4号 鏡石町議会 今泉文克議員に対する辞職勧告決議についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

○議長（渡辺定己君） 今泉文克議員の退場を解きます。

〔10番 今泉文克君 入場〕

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午前11時03分

開議 午前11時04分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き議会を開きます。

ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午前11時05分

開議 午前11時06分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き議会を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案1件を日程に追加し、日程第6として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案1件を日程に追加し、日程第6として議題とすることに決しました。

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、意見書案第8号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第8号についての提案理由の説明を求めます。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 意見書案の説明を申し上げます。

平成29年3月17日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、同じく、古川文雄。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第8号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の……

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（長田守弘君） はい、朗読省略の声がありますので、省略します。

1、福島県最低賃金については、政府が掲げる「年率3%程度をめどに引き上げ、全国平均で1,000円を目指す」との方針に沿って相応の引き上げを行なうこと。

2、福島県の復興促進、労働人口の県外流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正をはかること。

3、中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。

4、一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日。

各大臣、局長様。

鏡石町議会。

以上、ご説明しました。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第8号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る6日から本日までの12日間にわたり開催され、平成29年度各会計予算等の重要案件を初め、全27議案につきまして、議員各位には本会議並びに予算審査特別委員会等を通じて慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり議決賜りました。

ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました平成29年度各会計予算等により、本町の第5次総合計画の基本理念である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向けて全力で取り組んでまいり所存であります。

また、会期中にお寄せいただきましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

3月も中旬が過ぎ、日増しに暖かくなってまいりました。議員各位には、ご多忙のこととは存じますがご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第7回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時12分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年3月17日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 長 田 守 弘

署 名 議 員 畑 幸 一

署 名 議 員 井 土 川 好 高